

# 季刊 社会保障研究

Vol. 47

Summer 2011

No. 1

## 研究の窓

- 格差・貧困社会にどう対応するか ..... 橋木俊詔 2

## 第15回厚生政策セミナー

- テーマ 暮らしを支える社会保障の構築

一様々な格差に対応した新しい社会政策の方向—

- 基調講演1 女性の経済状況とジェンダーの公平性に関わる両立支援策のあり方

- ルクセンブルク所得研究(LIS)が得た知見から—— ジャネット・ゴルニック 4

- 基調講演2 人口減少時代のジェンダー政策 ..... 落合恵美子 18

パネルディスカッション

- 配偶関係の変動と貧困 ..... 岩田正美 31

- 格差、貧困論議を評価する ..... 橋木俊詔 39

- 貧困のジェンダー差 ..... 阿部彩 43

- ディスカッション—— ジャネット・ゴルニック、落合恵美子、岩田正美、  
橋木俊詔、阿部彩、松本勝明（司会） 50

## 投稿（研究ノート）

- 児童手当の家計への影響 ..... 小林淑恵 67

## 判例研究

- 社会保障法判例 ..... 黒田有志弥 81

一不法行為により傷害を受け後遺障害が残った場合において、社会保険給付が

- 支給されたときに、当該社会保険給付と損益相殺的な調整の対象となる損害、  
及び、その損害がてん補されたと評価すべき時期—

## 書評

- 倉田聰著『社会保険の構造分析－社会保障における「連帶」のかたち』

- ..... 太田匡彦 90

- 高山憲之著『年金と子ども手当』 ..... 中嶋邦夫 94



国立社会保障・人口問題研究所

季刊  
**社会保障研究**

**Vol. 47 Summer 2011 No. 1**

国立社会保障・人口問題研究所

## 研究の窓

### 格差・貧困社会にどう対応するか

十数年前に日本は格差社会に入った、貧困者の多い時代になったと世に問うた者として、ここ十数年間に得られたことは何だったのか、そして私が最近考えていることのいくつかを述べてみたい。

ここ最近に関して言えば、次の二つが大きな変化である。第1に、格差社会という言葉は以前ほどマスコミでも取上げられないし、政治の世界でもそう論じられなくなった。こうなった理由の一つの解釈としては、日本が格差社会に入ったことは多くの人が認識することとなったので、もう騒ぎ立てる必要はないとして、マスコミなども書き立てることがなくなったということがあるかもしれない。もっと誇張して単純に言えば、関心が他に移った。第2の変化は、貧富の格差の大きさもさることながら、貧困者の数が多いことと、その貧困も食べることに困るような深刻な事態に陥っているので、格差問題よりも貧困問題の方により関心が高まったことがある。

貧困に関しては、日本で誰が貧困に苦しんでいるかと言えば、次の人々である。(1) 高齢単身者、(2) 母子家庭、(3) 一部の若者。例えば、橋木・浦川著『日本の貧困研究』(東大出版会)がこのことを証明している。それに阿部彩著『子どもの貧困』(岩波新書)が主張するように、子どもの貧困も深刻である。

日本の貧困対策で私が好ましくないと思うことは、貧困者に生活保護制度をどううまく支給すればよいか、ということに関心が向かっていることである。例えば高齢単身者の貧困であれば、年金制度や医療保険制度が充実しておれば、高齢単身者の所得保障は十分になされていると考えられるので、生活保護支給は大きな役割を演じなくてすむ。生活保護制度の財源は全額税負担なので、この給付額が多くなることを避けるべきであり、高齢単身者の貧困の発生を未然に防ぐには、年金、医療、介護といった他の社会保障制度の充実による方策がベストである。

母子家庭や子どもの貧困に関しては、働く親の所得が低いので発生することであり、働く場所の確保とそのときの賃金ないし所得が十分に生活できるだけの水準にすることが重要である。そのための政策として、次の三つを改めて主張したい。

第1は、最低賃金額のさらなるアップである。格差社会論議の中で最低賃金のアップは図られてきた。これこそが格差論議の中で得られた一つの大きな成果であると判断している。十年前はほんの数円しか上げられなかつたが、現代では十数円から二十数円の上げ幅なので、格差論議のおかげである。これのさらなるアップがないと、イギリス、ドイツ、フランス並にはならない。

第2は、女性や若者の多くがパート労働などの非正規労働で働いていることはよく知られているが、その労働条件が正規労働者と比較するとかなり劣悪であり、それを是正する必要がある。そのための一つの論理は「同一価値労働・同一賃金」の原則になるべく近くすることで、同じ仕事をしている人の間で、身分の違いによって一時間あたり賃金が異なることは不公平である。まだこの方策はやっと議論の始まったところにすぎず、これからの方策課題である。

第3に、景気の回復策を強く実行することによって、働く場所のない人の数を大幅に削減する。

今回のシンポジュームで明らかになったことの一つは、社会保障政策のあり方を巡って、アメリカとヨーロッパの間でその思想がかなり異なることを再確認したことである。アメリカでは自立の精神を強調するので、政府の提供する社会保障制度はミニマムであってよいし、そのことが民間経済の活力に寄与すると信じられているが、ヨーロッパでは必ずしもその考え方をとらず、福祉国家として政府による充実した社会保障制度を容認する。国民は高い負担を許容するとともに、高い福祉を希望する。

日本がどうであったかと言えば、血縁、地縁、社縁という共同体がしっかりしていたので、仲間の間で福祉が確保されていた。しかし、例えば拙著『無縁社会の正体』(PHP研究所)が統計的に明らかにしたように、共同体意識はかなり希薄になっていることが明らかである。日本はどうすればよいのか、アメリカ型の自立を基礎においた自己責任の国か、ヨーロッパ型の福祉国家かの選択に迫られている。

最近朝日新聞の2011年3月22日号が税と社会保障に関する大規模のアンケート調査を報告した。消費税のアップを60%近くの人が容認し、かつ福祉の充実を求める声が多数派であり、ヨーロッパ型の福祉国家を望んでいることがわかった。しかも、福祉を充実しても民間経済の活力に悪影響はなく、むしろ国民に安心を与える効果の方が大きい、と日本人は判断するようになっている。一昔前であれば、消費税のアップによって福祉の充実策を、などと主張すれば、猛反対の嵐であったが世の中も良い方向に進んでいると判断している。これらの具体案は私見、例えば拙著『安心の社会保障改革』(東洋経済新報社)と同主張であり、大変心強く感じている。

### 橋木俊詔

(たちばなき・としあき 同志社大学教授)

## 第15回厚生政策セミナー

テーマ　暮らしを支える社会保障の構築  
——様々な格差に対応した新しい社会政策の方向——

開会の辞 ..... (国立社会保障・人口問題研究所所長) 西村周三

問題提起 ..... (国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部長) 金子能宏

## 第1部 基調講演

## 基調講演1

... (ニューヨーク市立大学教授／ルクセンブルク所得研究センター長) ジャネット・ゴルニック

基調講演2 ..... (京都大学大学院文学研究科教授) 落合 恵美子

## 第2部 パネルディスカッション

## パネル討論1

パネリストのコメント ..... (日本女子大学人間社会学部教授) 岩田正美

(同志社大学経済学部教授) 橋木俊詔

(国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部長) 阿部 彩

司会：(国立社会保障・人口問題研究所政策研究調整官) 松本勝明

パネル討論2 ..... ジャネット・ゴルニック, 落合恵美子, 岩田正美, 橋木俊詔,  
阿部 彩, 松本勝明 (司会)

閉会の辞 ..... (国立社会保障・人口問題研究所副所長) 高橋重郷

## 【基調講演1】

女性の経済状況とジェンダーの公平性に関わる両立支援策の  
あり方—ルクセンブルク所得研究(LIS)が得た知見から—

ジャネット・ゴルニック

ただいまご紹介にあずかりました、ルクセンブルク所得研究センター長のジャネット・ゴルニックと申します。この度は、私を日本に招待してい

ただき、また、こうした場で発表の機会を与えていただきましたことを、心より嬉しく、また、感謝申し上げます。



では、早速ではあります  
が、本題に入らせていただきたいと思います。本日  
は、3つのテーマについて  
お話をさせていただきたい  
と思います。まず、通称  
LIS (Luxembourg Income  
Study) と呼ばれているル  
クセンブルク所得研究センターについてです。  
LISとはどういった組織なのか、その取り組みと  
これまでの成果、さらに、現在LISが推進してい  
る調査研究の傾向と概要を説明いたします。2点  
目は、LISのデータに基づく最近の研究成果とし  
て、「女性、貧困、および、社会政策レジーム：国  
際比較分析」というLISのワーキング・ペーパー<sup>(Gornick and Jäntti, 2010)</sup>の内容をご紹介させて  
いただきます。本日は、この論文の共同執筆者で  
あるストックホルム大学教授のマーカス・ジャン  
ティ氏もこの場にいらっしゃいますのでご紹  
介させていただきます。この研究の英語版は、既に  
ウェブ上で公開されておりますが、日本でのこの  
会議のために、日本語に翻訳して頂いたと伺って  
おります。LIS研究の関連で少し宣伝をさせて  
いただくと、LISワーキング・ペーパーの最新版は、  
ピーター・ソンダーズ、ロイ・センツベリー両氏  
との共同研究で、特に日本を対象とした貧困に  
関する政策研究です。そして、最後に、女性の仕事  
と家庭の両立支援についてお話をさせていただき  
たいと思います。私は、『ジャーナル・オブ・ヨー  
ロピアン・ソーシャル・ポリシー』誌で、家庭、  
休暇、ジェンダーとその公平性に関する研究をま  
とめました。この論文では、私が長年取り組んで  
まいりました仕事と家庭の両立支援策に関する解  
説を行ったのですが、その中には、最近の日本に  
おける研究も盛り込んでおります。

ルクセンブルク所得研究センター (LIS) は、  
1983年に設立されて既に27年が経過しました。本  
部は名前の通りルクセンブルクにありますが、そ  
のほかに、ニューヨーク市立大学にサテライトオ  
フィスがあり、また、ストックホルムにあるヤン

ティ博士の研究室を出先機関としております。  
LISの主要な活動の1つは、個人および一般世帯を  
対象とする個票レベルのマイクロデータを研究者  
へ提供することです。このマイクロデータには、  
2種類のデータベースがあります。まず、大規模  
なものは、ルクセンブルク所得研究のデータベー  
ス (LIS) です。これは、所得のデータベースで  
あり、40カ国から集められた、およそ200のデータ  
ベースが盛り込まれております。このデータ  
は、1980年から2006年にかけて5年ごとに集めら  
れていて、既に6回の集計がされています。ほとんどのデータは、高位所得の国々から集められ  
ておりますが、今後3年、ないしは5年間に、15  
カ国の中位所得国のデータを追加することになっ  
ていて、LISは新たな展開を迎えることになります。  
もうひとつは、LWS (Luxembourg Wealth  
Study) と呼ばれる小規模データベースです。  
LWSは、2007年に始められたルクセンブルク資産  
研究のこと、10カ国の高位所得国から集められ  
た15のデータセットを有し、相互に比較可能な情  
報となっております。LWSは、われわれの新しい  
エキサイティングな取り組みであると自負してお  
ります。高所得層を対象とした資産に関するこう  
した国際比較研究の取り組みは、世界で初めての  
ことです。そして、今期には、日本からのマイクロ  
データも新たにLWSのデータベースに加わりま  
した。後ほど、皆さまからのご質問もあろうか  
と思いますが、日本の参加は、ルクセンブルク資  
産研究にとって非常に価値のあることでした。さ  
らに、所得データベースにも、日本からの情報を  
取り入れていきたいと考えております。近い将来  
には、ルクセンブルク、オーストリア、スペイン  
も参加予定です。

ここで、LISについて、少し詳細な説明をさせ  
ていただきます。LISデータには、所得、税金、  
公的・私的な所得移転に加えて、世帯人口統計や  
労働市場における諸活動に関するデータも含まれ  
ております。また、いくつかのデータセットには  
消費と支出に関するデータも盛り込まれていま  
す。LISデータは、3つの経路からのアクセスが可

能となっています。まず1つは遠隔操作によるアクセスです。研究者は、世界中のさまざまな場所からパスワードとIDを入力することで、マイクロデータにリモートでアクセスし、多岐にわたるデータを取り込むことができます。2つ目はウェブタブという方式によるもので、ウェブタブレーターと呼ばれるオンラインの作表ソフトによって、それぞれの研究者が必要とする表や図を自由自在に作ることができます。最後にいくつかの重要な統計指標、例えば、貧困や雇用データ、あるいは、公平性に関するデータは、すべての研究者が利用可能なように公に提供されています。LISデータについて、こうした複数のアクセス経路を設けたのは、どのようなITスキルの研究者にとってもアクセス可能で利用しやすくするためです。

LISデータは、経済学者、社会学者、および、政策研究者によって利用され、貧困、所得分布、所得の動向、市場における不均衡などが主とした研究対象となっております。また、国レベルでのLISによるマクロ指標と、他国とのデータと比較検証することによって、政治学の研究にも応用されております。ルクセンブルク所得研究センターでは、客員研究員プログラムやトレーニングワークショップを開催しており、先ほど申し上げたように、その研究成果は、およそ600のワーキング・ペーパーなどを通じて、既に公表されております。われわれは、それぞれの国のデータの制作者のポリシーを尊重し、LISデータのアクセスを無制限には認めておりません。しかし、日本はルクセンブルク所得研究の加盟国となっておりますので、日本出身の研究者に対しては、無料で利用可能な体制がようやく整いました。NSTC (Non-student in financially-contributing country)との共同で、皆さまのご研究にもぜひ活用していただければ幸いです。データの利用方法の詳細につきましては、後ほどお話をさせていただきたいと思います。パンフレットも用意してまいりましたので、ぜひご覧ください。LISデータの紹介については以上です。

では、冒頭でお話しした研究について、具体的な内容をご紹介しましょう。女性の貧困は、皆さんにとっても非常に関心の高いものであると思います。LISデータによって、どのような研究が可能であるのか、その点についても留意しながら説明していきたいと思います。私どもが利用したのは、2010年に作成されたデータで、26カ国が分析の対象となっております。英語圏からは、オーストラリア、カナダ、アイルランド、イギリス、米国の5カ国、ヨーロッパ大陸からは、オーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、ルクセンブルク、オランダの6カ国、北欧では、福祉大国デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデンの4カ国、東欧は、EU移行後のハンガリーとスロベニアの2カ国、南欧は、ギリシャ、イタリア、スペインの3カ国、中南米からは、ブラジル、コロンビア、グアテマラ、メキシコ、ペルー、ウルグアイの新規に参画した6カ国です。中南米のデータは2004年（第6回調査）のものですが、それ以外の国々は2000年（第5回調査）のデータになります。

この研究では、「世帯」を基本とした貧困について検証をすることにします。言うまでもなく、ジェンダー・ギャップや貧困について研究する上では、「世帯」をどう捉えるかということが大きな課題となっております。一般的に、貧困を論ずる場合には「個人」のレベルで語られることがほとんどですし、LISでも「個人」に着目した貧困の指標や貧困研究が多々行われておりますが、今回のわれわれの研究では「世帯」を対象とした貧困を考えていくことにします。したがって、「個人」を対象とした研究については、今回は触れないことにします。

さて、ここでは、世帯所得について次の2つの指標を使います。まず1つは、税引き後における所得移転（再分配）前の所得です。賃金収入、現金ベースでの資産所得、企業年金からの所得を合計したものから、所得税および給与税や社会保険料負担などの義務的な負担をひいた所得で、ここ

ではPreと呼ぶことにします。もう一つは税引き後における所得移転（再分配）後の所得です。後者は、調整前の所得であるPreに、私的な所得移転、および、福祉大国では欠かせない2つの要素である社会保険と社会扶助を加算した所得で、ここではPostと呼ぶことにします。ここでは、こうした世帯所得に対して世帯の規模を考慮した調整を行います。世帯所得の調整にはさまざまな方法が存在しますが、われわれは等価法式、つまり、非調整所得を世帯規模の平方根をもって割る次のような方法を用いました。

$$Y_{ADJ} = \frac{Y}{\sqrt{\text{世帯規模}}}$$

この式で、 $Y_{ADJ}$ は調整済みの所得、Yは分析内容によってことなりますが、所得移転（再分配）前後いずれかの所得、世帯規模は世帯構成員の人数を示しています。これは、世帯規模が大きくなるにつれ世帯コストが低くなるという、規模の経済の性質を利用した方法で、規模の経済を100%享受している場合の半分にあたる0.5を採用します。

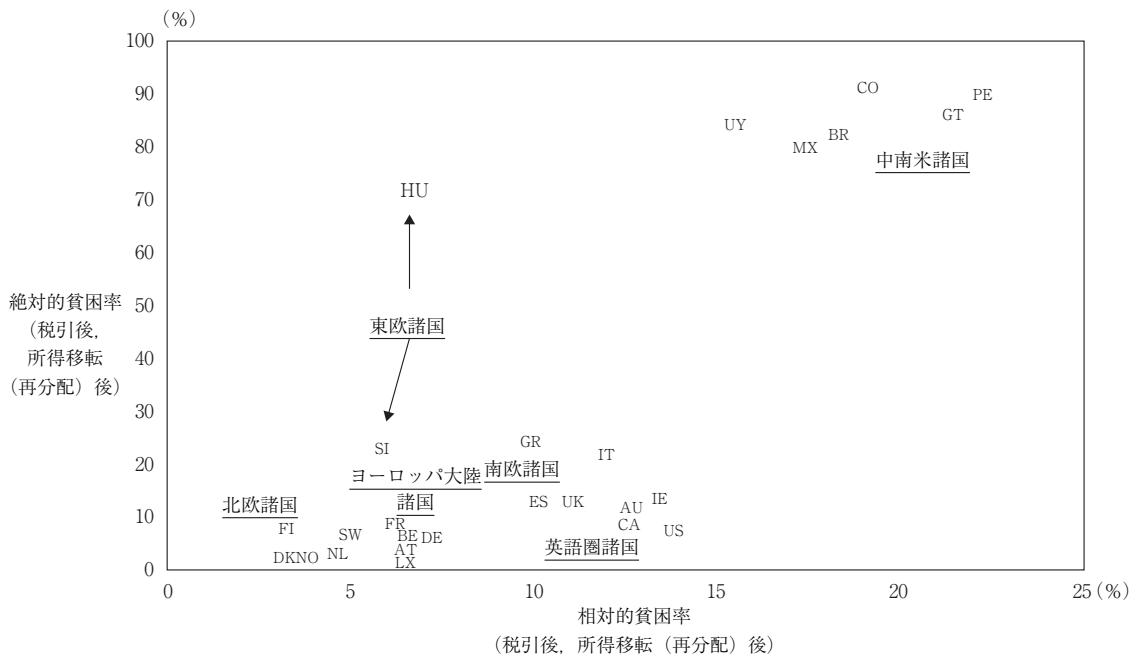
次に、より詳細な方法論などについては、実際の論文でご確認いただきたいと思いますが、ここでは相対的な指標、つまり、相対的な貧困率の測定を行っています。相対的貧困率とは、まず世帯規模によって調整した等価可処分所得を算出し、それが全国平均の50%に満たない場合には、相対的な貧困状態にあると考えます。さらに、ここでは、相対的貧困率との比較対照のため、同じLISデータを用いた絶対的貧困率も計算してみました。絶対的貧困率は、貧困線を1つ選択して、購買力平価による国ごとの貧困率を算出したものです。このワーキング・ペーパーでは、2005年におけるアメリカの4人家族の貧困線を基準にして、各国の貧困線を算出しております。

では早速、女性の貧困について国際比較を行った結果について、4つの図をお示ししながら説明

させていただきます。1つ目は、所得移転（再分配）後の所得で測った相対的貧困率と絶対的貧困率との違い、2つ目は、相対的貧困率の所得移転（再分配）前後における違い、3つ目は所得移転（再分配）後の所得で測った相対的貧困率の世帯形態による違い、そして、最後は同じく所得移転（再分配）後の所得で測った相対的貧困率の労働市場における地位の違いをそれぞれ示しています。男女間の差異などさらに踏み込んだ議論につきましては、ここではご説明を省かせていただきますので、論文の方でご確認いただきたいと思います。

図1は、再分配後の所得で測った相対的貧困率と絶対的貧困率との相関を示しています。横軸には相対的貧困率、縦軸には絶対的貧困率をとっています。前にお話ししたように、貧困率の計算の基となつた所得は世帯規模によって調整済みです。ではまず、横軸をご覧ください。相対的貧困率については、分析対象となった国を地域別にグルーピングしており、その特徴が顕著に表れています。クラスター（つまり、集団）による分析は、しばしばこうした研究において採用される手法です。横軸にとった相対的貧困率を左から右へと見ていてください。女性の貧困率は、クラスターごとの平均で、北欧諸国で4%，ヨーロッパ大陸諸国で6%，2カ国ですが東欧諸国でも6%，南欧諸国ではおよそその2倍の11%，英語圏諸国で13%，中南米は19%となっております。したがつて、女性の相対的な貧困率は、ここでは地域別でかなりばらつきがあることがおわかりになると思います。

次に、縦軸は絶対的貧困率を示しています。相対的貧困率と同様に、絶対的貧困率も地域によってばらつきがあるということがわかります。しかし、ばらつきのパターンが、先ほどご覧いただいた相対的貧困率とは若干異なります。北欧諸国とヨーロッパ大陸諸国では同じ5%であるのに対して、英語圏諸国ではその2倍の11%，南欧諸国ではさらにその2倍の20%となっております。東欧



注) それぞれの国名は以下の通り。AUオーストラリア、CAカナダ、IEアイルランド、UKイギリス、US米国、ATオーストリア、BEベルギー、FRフランス、DEドイツ、LXルクセンブルク、NLオランダ、DKデンマーク、FIフィンランド、NOノルウェー、SWスウェーデン、HUハンガリー、SIスロベニア、GRギリシャ、ITイタリア、ESスペイン、BR ブラジル、COコロンビア、GTグアテマラ、MXメキシコ、PEペルー、UYウルグアイ。

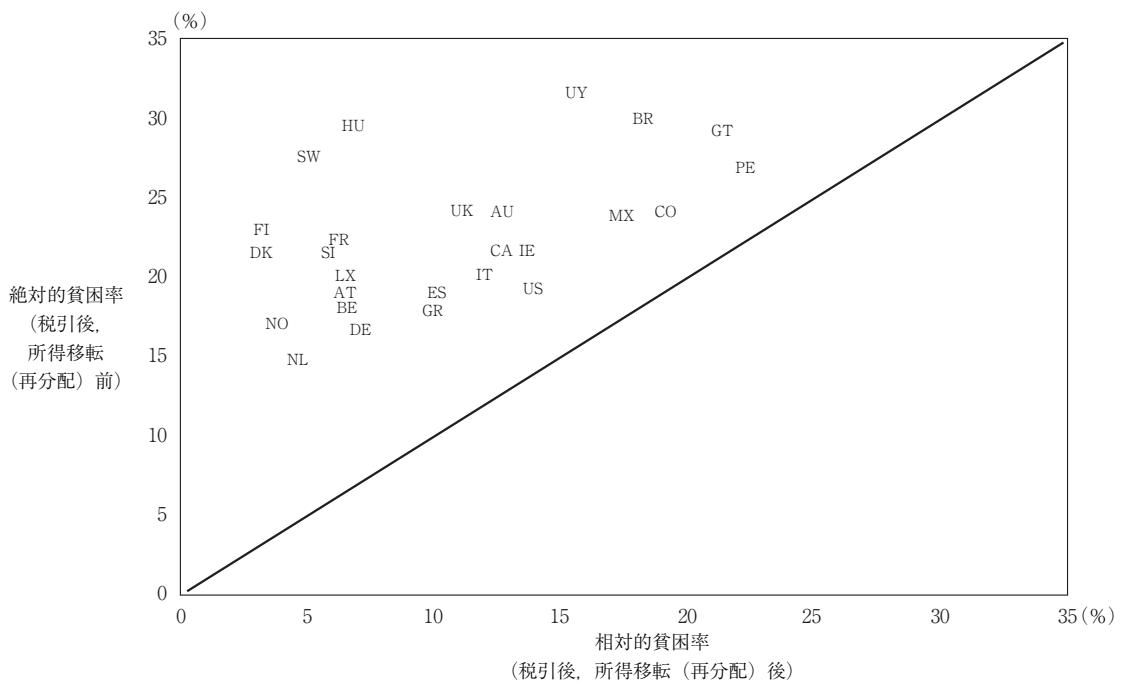
図1 貧困世帯に属する女性の割合 絶対的貧困 対 相対的貧困（税引後、所得移転（再分配後））

の2カ国については、EU移行後のスロベニアで24%，中位所得国のハンガリーでは71%となっていて、中南米では86%となっています。では、これらの結果から導き出すことができる結論はどういうものなのでしょうか。まず1点目は、貧困の動向を検証する場合、国際比較をする上で地域別にクラスター分析をすることが非常に有益であるということです。2点目は、相対的貧困と絶対的貧困は明確に識別されるべき概念であるということです。これについては、国際比較研究をやっている研究者の間でかなり議論を尽くしてきました。相対的貧困と絶対的貧困の違いを検証する意味でも、中位所得国をLISデータのアーカイブに加えることは、非常に大きな意味を持っていることがおわかりになると思います。

次に、図2を見ながら、国家の役割について考

えてみたいと思います。図2は、中年層の女性を対象として、縦軸に再分配前の相対的貧困率、横軸に再分配後の相対的貧困率をとった図です。ここで、左下から右上と伸びている45°の対角線上の点は、再分配前後の所得で測った貧困ラインが同一であることを表しています。したがって、45°の対角線よりも左上にすべての国がマッピングされているということは、貧困が所得移転によって軽減されるということを示しています。

では、国別の状況はどうなっているでしょうか。ここでは、ある算定テクニックを採用することによって、国別の所得移転の特徴を浮かび上がらせるすることができます。それは、(Pre – Post) / Preという計算式で、研究者が貧困軽減率の差異を測定するためにしばしば用いる方法です。ここでは、45°の対角線から乖離した上方に位置する



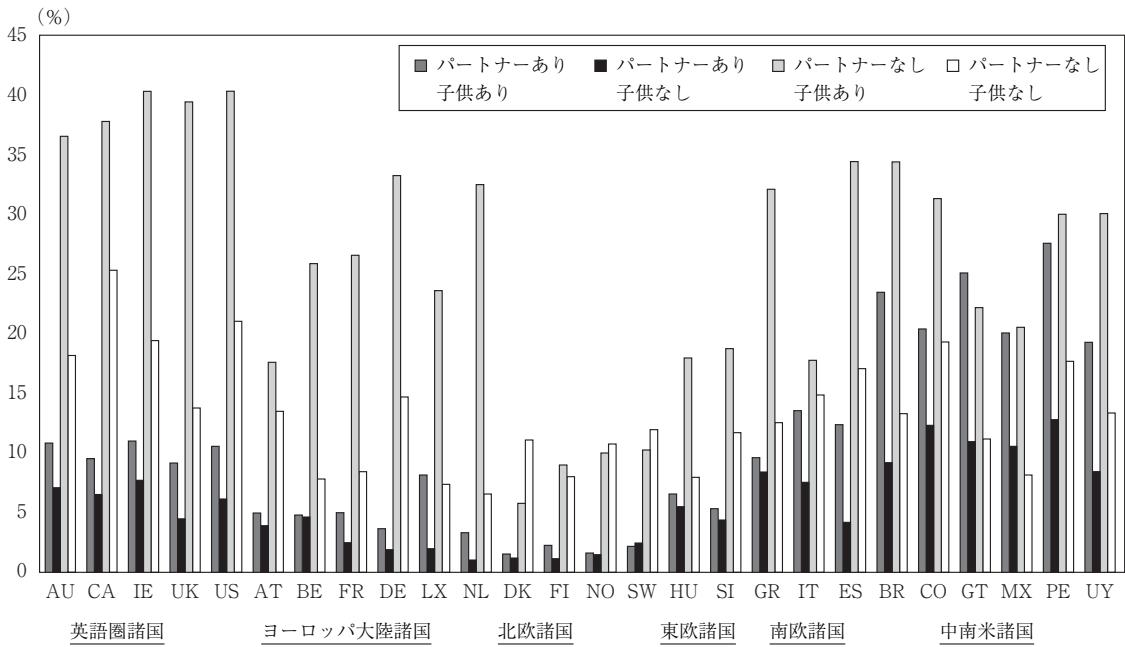
注) それぞれの国名は以下の通り。AU オーストラリア, CA カナダ, IE アイルランド, UK イギリス, US 米国, AT オーストリア, BE ベルギー, FR フランス, DE ドイツ, LX ルクセンブルク, NL オランダ, DK デンマーク, FI フィンランド, NO ノルウェー, SW スウェーデン, HU ハンガリー, SI スロベニア, GR ギリシャ, IT イタリア, ES スペイン, BR ブラジル, CO コロンビア, GT グアテマラ, MX メキシコ, PE ペルー, UY ウルグアイ。

図2 貧困世帯に属する女性の割合 所得移転（再分配）前の貧困 対 所得移転（再分配）後の貧困（相対的貧困率）

ほど、公的な所得移転の役割が大きくなっていると解釈することができます。中南米では、所得移転によって24%～32%貧困が軽減されます。英語圏諸国と南欧諸国がその次に位置しており、43%～45%の貧困が軽減されています。ヨーロッパ大陸諸国では、66%～67%の軽減が見られます。東欧諸国では、72%～75%の軽減率になっており、例えば、ハンガリーでは、Preで測った貧困率が30%なのにに対して、Postでは7%まで低下しています。最後に、北欧諸国については、貧困率がおよそ80%大幅に軽減されています。ここから導き出される結論は、非常に単純で分かりやすいものであると思います。それは、公的な所得移転によって貧困の軽減が実現されるということと、その軽減度合いは、国家をグルーピングした地域別のクラスターによってばらつきがある、と

ということです。

図3は、国ごとの女性観の違いを示しています。図3は、50%を中央値として所得移転後の所得で測った女性の相対的貧困率を表しています。この図の中では、各国の女性の貧困率を世帯類型ごとに4つのサブグループに分けています。4つのサブグループとは、「パートナーあり、子どももあり」、「パートナーあり、子どもなし」、「パートナーなし、子どもあり」(つまり、シングルマザー)，そして、「パートナーなし、子どもなし」(つまり、単身の女性)です。パートナーとは結婚相手、または、同居している相手をさし、ここではこの2つを同じグループとして扱っています。これについては議論の余地があるかもしれません。この図から分かることは、かなり自明なことだと思います。結論としては、相対的貧困率に



注) それぞれの国名は以下の通り。AUオーストラリア、CAカナダ、IEアイルランド、UKイギリス、US米国、ATオーストリア、BEベルギー、FRフランス、DEドイツ、LXルクセンブルク、NLオランダ、DKデンマーク、FIフィンランド、NOノルウェー、SWスウェーデン、HUハンガリー、SIスロベニア、GRギリシャ、ITイタリア、ESスペイン、BRブラジル、COコロンビア、GTグアテマラ、MXメキシコ、PEペルー、UYウルグアイ。

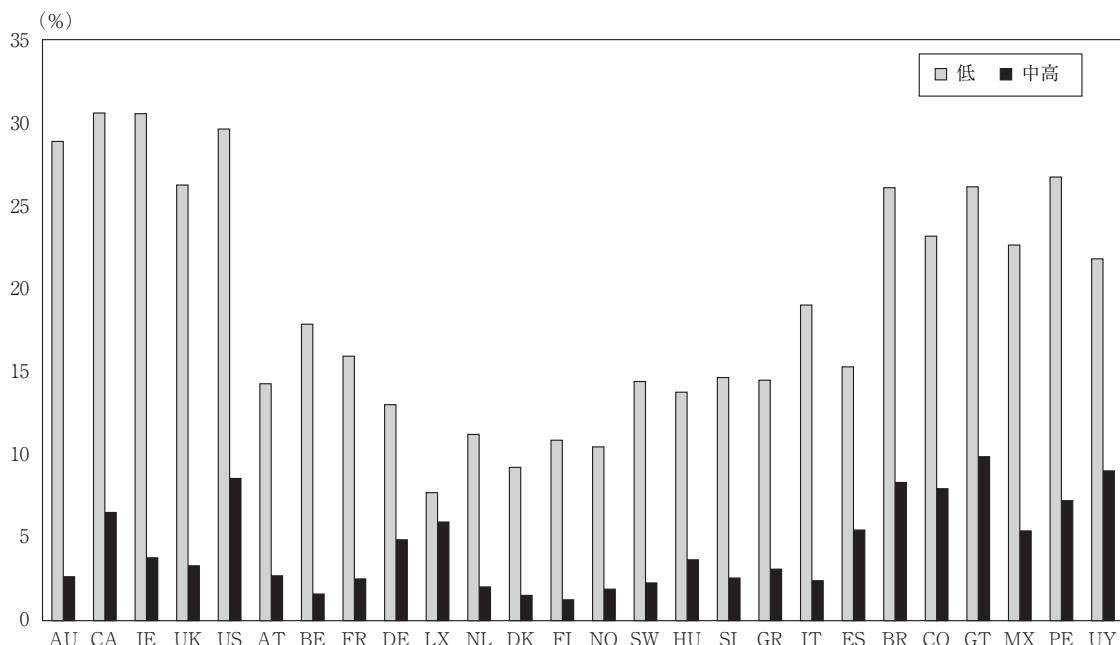
図3 貧困世帯に属する女性の割合 世帯形態別（所得移転後の相対貧困率）

とっては家族構成がかなり重要な要素ではあるが、その重要性が国によって異なるということです。

図3を見て最初に気付くのは、シングルマザーが一番貧困の可能性が高いということです。シングルマザーの貧困世帯に占める確率は25%で、この現象はほとんどどの国でも同じです。ただ4カ国例外があります。福祉大国デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデンの北欧4カ国です。ここでは、子どもなしの単身女性の方が、母親である人よりも貧困率が高くなっています。これは、子どもがいるかどうかで所得移転が大きく異なるためだと思います。また、グアテマラは結婚している女性の方が単身の女性よりも貧困の確率が高くなっています。シングルマザーの貧困率について、もう一つ顕著な傾向は、英語

圏諸国における彼らの相対的貧困率が37%～40%と一番高いということです。

ほかにもう2点、この図3で指摘しておかなければならぬ点があります。まず1点目は、パートナーありの女性の中では、子どもがいることが貧困率の高さとつながっているということです。スウェーデン以外ではすべての国でそうした傾向が認められます。決して驚くことではありませんが、さらに分析を進めると、子どもがいるということで就労機会が減り、母親の所得が減るわけです。つまり子どもがいることによって、ペナルティーがあり、結果、子どもがいる世帯は、子どもがない世帯に比べて貧困率が高くなるというメカニズムが働いています。2点目は、貧困率の格差は、結婚している女性で子どもなしが特にラテンアメリカで高くなっているということです。こうした背



注) それぞれの国名は以下の通り。AU オーストラリア、CA カナダ、IE アイルランド、UK イギリス、US 米国、AT オーストリア、BE ベルギー、FR フランス、DE ドイツ、LX ルクセンブルク、NL オランダ、DK デンマーク、FI フィンランド、NO ノルウェー、SW スウェーデン、HU ハンガリー、SI スロベニア、GR ギリシャ、IT イタリア、ES スペイン、BR ブラジル、CO コロンビア、GT グアテマラ、MX メキシコ、PE ペルー、UY ウルグアイ。

図4 貧困世帯に属する女性の割合 労働市場内の地位別（相対的移転所得受取後の相対的貧困率）

景には、ラテンアメリカ諸国では、公的な移転所得が少ないとあります。

この研究の最後に、労働市場内の地位別に女性の貧困率を検証しています。図4は、図3と同様に、中年層の女性を対象として、所得移転後の所得で測った相対的貧困率を示しています。そして、各国の女性の貧困率を、労働市場における地位が低い人と中程度から高い人の2つのサブグループに分けて示しています。労働市場内における地位の定義は、年収が、男女を含めた所得分布の下から5分の1以下の者を「低位」、所得分布の上から5分の4の者を「中高位」としました。したがって、「低位」には所得ゼロの人も含まれています。

まず中高位のグループを見てみると、言うま

でもなく、貧困率は非常に低くなっています。ただし、中高位の女性の間でも、相対的貧困率は国によって10%ぐらいのばらつきがあります。次に、より低い労働市場地位の女性の貧困率を見ると、26カ国の平均で、中高位の女性と比べ相対的貧困率は約5倍になっています。労働市場内での地位が低い女性の相対的貧困率は、ルクセンブルクが8%、英語圏諸国の中高位の平均が30%とかなりばらつきがあります。英語圏のなかでも、アイルランドとカナダは貧困率が非常に高いといわれています。ここでも、地域別のクラスタリングが有効な分析ツールであることがおわかりになると思います。労働市場内での地位が低い女性の中で、相対的貧困率は国によって20%から30%のばらつきがあり、中南米諸国や英語圏諸国で特に貧困率は高くなっています。

図4についての考察をさらに深めるために、お手元の資料の表1についてご説明申し上げます。表1は、所得移転後の所得で測った相対的貧困率を、労働市場内の地位別、および、性別で見た表です。女性についてのコラムは図4の数値と同じですが、表1では、男性の貧困率と男女の貧困率の差が、労働市場内の地位ごとに算出されています。

表1の結果は、非常に興味深いものとなっています。私自身、最初にこの結果を見たときに少し驚きましたが、すぐに、なるほどと理解いたしました。この結果は、ほとんどすべての国で、男性の方が女性よりも貧困率が高いということを示しています。これは、少し意外にも思えますが、しかし、ちょっと考えてみると、予想できないことはありません。どの国においても一般的に、女性の方は、労働市場内にいる人が少なく、また所得も少ないです。しかしながら、女性は、男性とパートナーを組むことで貧困から救われる傾向にあるということを示しているわけです。しかし、その反対というのはありません。つまり、女性よりも男性の方が労働市場の地位が低い場合には、やはりパートナーも労働市場の地位が低い確率が高く、両者の所得が低いということで、世帯も貧困である確率が高いということになります。これでちゃんとした説明になっているでしょうか。多くの方がうなずいてらっしゃるので、おそらくお分かりいただけたと思います。

この結果は2つのことを意味しています。このことがまさに、女性の仕事や経済的安定性、ジェンダーについて研究しているわれわれ多くの研究者にとっての中心的な課題になろうかと思います。第1に、家族が、女性の所得や所得移転にとって重要な存在であり、第2に、家族の経済的安定性は、男性パートナーの所得に依存しているということです。女性は、労働市場内における地域が低く、男性と同レベルの所得が確保できません。もちろん国によるばらつきはありますが、女性の経済的地位の低さがある意味、所得

移転に関して諸刃の剣となっている、ということは各国共通のテーマです。そして、女性にとって、男性パートナーの存在が、貧困に対する所得保障を提供しているということです。したがって、家族内の所得移転をそういった形でとらえなければなりません。しかし他方、このことは、ジェンダーの公平性という意味では非常に問題があります。つまり、女性の経済的基盤が脆弱であるがゆえに、女性の場合、貧困に対する保障は、男性パートナーが経済的に成功を収め続けるか否か、さらには、家族が崩壊せず維持されているか否かに依存している、ということです。これが、この表からお分かりいただけると思います。

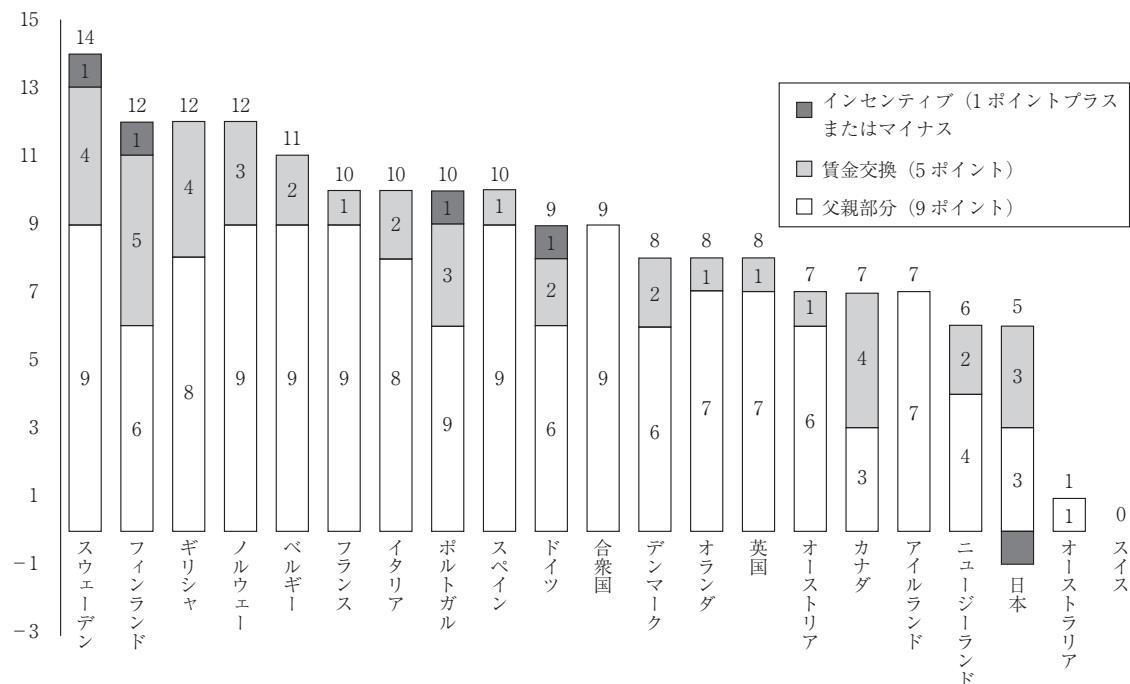
それでは、最後に少し話題を変えて、別のテーマについてお話をしながら、今後の展望について述べさせていただきたいと思います。今回は、ルクセンブルク所得研究についての結果とともに、私自身の研究テーマである、家族や家庭と仕事の両立支援ということについても触れるように依頼を受けておりましたので、最近の研究からハイライトを1つお話ししたいと思います。

皆さん、既にご存じのことだと思いますが、仕事と家庭の両立支援策については、数多くの研究が行われています。女性の雇用状況は、寛容で男女平等な仕事と家庭の両立支援策によって改善され、強化されます。仕事と家庭の両立支援策というのは、OECD諸国でもよく聞かれます。家族に優しい、女性に優しい政策という言い方もしますが、私は、仕事と家庭の両立支援策という方が適切だと思います。こちらの方が用語としてはより正確だからです。

仕事と家庭の両立支援策にはさまざまな要素がありますが、私の研究は主として3つの要素に焦点を当てています。第1に、有給の家族休暇制度です。有給の家族休暇とは、母親や父親としての休暇や、短期的に家族で緊急事態が起きたとき、例えば、子どもの学校で緊急事態が起きたときなどに取る休暇のことです。第2に、労働時間の規

表1 労働市場内の地位別および性別の貧困率：相対的貧困、税引後、所得移転（再分配）後  
(2000年代初期～中期)

	低			中高		
	男性	女性	女性-男性	男性	女性	女性-男性
英語圏諸国						
オーストラリア	34.9	28.8	- 6.0	1.5	2.7	1.2
カナダ	35.6	30.5	- 5.2	4.9	6.5	1.6
アイルランド	28.9	30.4	1.5	3.5	3.8	0.3
英国	25.6	26.2	0.6	2.1	3.2	1.2
合衆国	35.1	29.6	- 5.5	7.0	8.5	1.6
平均	32.0	29.1	- 2.9	3.8	5.0	1.2
ヨーロッパ大陸諸国						
オーストリア	22.7	14.2	- 8.5	2.7	2.8	0.1
ベルギー	26.8	17.9	- 9.0	0.8	1.6	0.8
フランス	18.9	15.9	- 3.0	2.8	2.5	- 0.3
ドイツ	14.7	13.0	- 1.7	3.5	4.9	1.3
ルクセンブルク	18.5	7.7	- 10.7	3.6	5.9	2.3
オランダ	11.9	11.2	- 0.7	1.6	2.1	0.4
平均	18.9	13.3	- 5.6	2.5	3.3	0.8
北欧諸国						
デンマーク	14.3	9.2	- 5.0	1.3	1.6	0.3
フィンランド	16.6	10.8	- 5.8	1.9	1.3	- 0.5
ノルウェー	18.4	10.4	- 8.0	1.7	1.9	0.2
スウェーデン	21.3	14.4	- 7.0	2.0	2.3	0.3
平均	17.6	11.2	- 6.4	1.7	1.8	0.1
東欧諸国						
ハンガリー	23.0	13.8	- 9.2	4.5	3.7	- 0.9
クロアチア	20.0	14.7	- 5.3	2.9	2.6	- 0.3
平均	21.5	14.2	- 7.2	3.7	3.1	- 0.6
南欧諸国						
ギリシャ	17.0	14.5	- 2.5	3.4	3.0	- 0.4
イタリア	18.6	19.0	0.4	6.6	2.4	- 4.2
スペイン	15.4	15.3	- 0.1	5.8	5.4	- 0.4
平均	17.0	16.3	- 0.8	5.3	3.6	- 1.7



出典) レイ, ゴルニック, シュミット (2010年) *Journal of European Social Policy*

図5 国際比較の視点からみた有給家族休暇の実情

制。これも非常に重要な政策の要素で、労働市場における男女平等な雇用を形づくるものです。例えば、週労働時間の規制や年労働時間の規制などがこれに当たります。ご存じのとおりEUでは27カ国すべてが、労働時間に対する何らかの規制措置をとっています。こうした労働時間に対する規制措置は、パートタイムかフルタイムなどの労働形態によらず、また、フレックスタイム制を申請する法的な権利を与えています。こうしたことから、男女平等な雇用、そして、女性の労働市場での地位の向上につながっています。そして3つ目は、幼児教育・保育政策を重要な要素として挙げることができます。

図5が、今日ご説明する最後のスライドになります。この図の引用元は、最近書き上げたばかりの論文で、ジャーナル・オブ・ヨーロピアン・ソーシャル・ポリシーの2010年6月号に掲載された研究です (Ray, Gornick, and Schmitt, 2010)。図5

は、仕事と家庭の両立支援策に関して、寛容さ、男女の平等、そして、有給家族休暇を、21カ国について比較したものです。これらの国は、今までお話をしてきた26カ国とほとんど同じですが、この図の中には日本が入っておりますので、皆さんにとっても関心のあるところだと思います。

図5を作成するにあたって、分析対象とした21カ国について、家族休暇法に関する非常に詳細なデータを収集しました。これらは、2009年1月時点での法律ですから、かなり新しいデータです。ただし、オーストラリアについては、われわれが得点化をした後に、大きな改正がありましたので、解釈に注意しなければなりません。ここで、われわれは、各國における有給家族休暇の現状について、3つの側面からスコアリングを行いました。まず、寛容さについてですが、フルタイムで働いたとして、そのうちのどれだけの労働時間が、母親や父親に所得として支払われているか、

という指標を作成しました。このFull time equivalentという指標は、基本的には、賃金交換で実際に正規の労働時間で賃金を割った数値ですが、それぞれの国によって複雑な計算になっています。国によっては、母親と父親で給付の仕方が違うかもしれません。例えば、北欧諸国、特に南ヨーロッパ、またカナダでは、夫婦双方に対してこの有給休暇が与えられています。そして、有給休暇を夫婦の間で共有し、分割して取得することができるようになっています。そうなると、父親の方の休暇所得率が増える可能性があります。したがって、制度設計は非常に重要であり、国によって大きく違います。

寛容さの点から、休暇制度に関する得点をそれぞれの国について計算するという本研究の手法は、特に珍しい方法ではなく、有給休暇の取得が何週間分の賃金所得と代替可能かを見るものです。ただ、われわれが独自に工夫した点としては、制度設計における男女間の違いを詳細に考察したことです。先行研究においても、われわれの研究からも、制度設計によってインセンティブが変化するという共通の結論が得られました。つまり、制度がどれくらい寛容であるかというよりも、むしろ、実際に休暇を取得するインセンティブがどの程度制度設計に組み込まれているか、男性と女性のどちらが休暇を取得することにより強いインセンティブがあるか、ということの方が重要であるということです。以上のことから、21カ国に関して、男女平等、ジェンダーの公平性の視点から2009年時点での法律を15点満点で得点化しました。各国の得点については、図5の横軸に国名が書かれていますのでご覧ください。

得点方法については、まず、賃金交換を5ポイントとしました。男性がもし家族休暇として与えられた有給休暇を取得した場合に、賃金代替率が高ければ男性の休暇取得率が高まるので、高得点となります。また、この有給休暇の制度に関して、男性だけに与えられている休暇、あるいは、男性も取得可能な休暇を父親部分として評価しまし

た。この計算方法は少し複雑ですので、ここでの説明は省きます。具体的な手法については、われわれの論文をご覧ください (Ray, Gornick, and Schmitt, 2010)。この父親部分には、移転できるものと、移転できないものがあり、父親部分の中で母親にも移転できるようなものがあるかどうかによって、9点満点で評価しました。さらに、本研究では、法律におけるさまざまなインセンティブを評価しました。例えば、有給休暇の取得に関して、男女間での平等な取得を奨励しているのかどうかというような点です。もし、そういったインセンティブ設計が制度として組み込まれていなければ、1ポイントマイナス、組み込まれている場合は、1ポイントプラスとしています。これは、法律が、どの程度パートナー間での平等な休暇の取得を奨励し、かつまた、それを可能にしているかを評価していることになります。

図5をご覧いただくと、制度の寛容さとジェンダーの公平性との間に、ほぼ正の相関があることがおわかりになると思います。しかし、その一方で、北欧諸国については両方の得点が高いが、アメリカの場合には、男女平等では高得点であるにもかかわらず、制度設計自体は決して寛容とはいえない。日本の場合はその逆で、寛容さは中程度ですが、制度設計、インセンティブのあり方、男女平等という観点では得点が低くなっています。男女の公平性という視点から制度設計を評価すると、図5の一番左側に15点満点で14点のスウェーデン、その次に12点のフィンランドやノルウェーといった北欧諸国がきて、それから、ちょっと驚きですが、ギリシャも同じく12点となっています。こうした結果については少し考察を加えなければならないでしょう。われわれの研究は、政策のあり方を見ているわけで、実際に起きていることを見ているわけではありません。ギリシャは、政策や制度設計としては非常に男女平等であると思います。ただし、ほかの北欧諸国とギリシャとの違いは、ギリシャでは、労働市場において公式な推計に表れない部分が多く、そうした要因がこの分析ではカバーしきれていません。

ここで強調しておきたいことは、こうした結果はあくまでもギリシャの制度設計を示しているのであって、実際の休暇の取得可能性とは別の問題であるということです。これは、極めて重要な問題であります。さらに右へ進んでいくとニュージーランドが6点、日本が5点、オーストラリアが1点、イスラエルは0点です。ちなみに、ニュージーランドでは、休暇のほとんどが父親から母親に移転できるという新たな制度を取り入れましたし、先ほど申し上げたように、オーストラリアでは新しい法律が2011年に施行されています。

以上のことから、制度設計だけを見ると、国によってかなりのばらつきがあることがわかります。ここで私たちが強調したい点は、有給の家族休暇制度に関しては、どれくらい制度が寛容であるかではなく、制度が、どの程度までインセンティブを提供しているか、つまり、母親や父親が実際に有給休暇を取得するようなインセンティブが制度に組み込まれているか、ということが重要であるということです。

有給の家族休暇制度に関する研究ではよく指摘されることですが、こういった休暇制度は、女性の労働市場内の地位に対しては良い面もあり、悪い面もあります。つまり、労働市場の男女平等についてもプラスの面とマイナスの面があるということです。有給休暇に対する制度設計は、労働市場における女性の地位や男女平等の観点からも非常に重要ですが、これは制度や政策研究における大きな課題でもあります。仮に、女性が、出産や育児で2～3年の間労働市場から離れてしまうと、人的資源という意味で問題が生じ、ひいては、雇用主が女性を差別するインセンティブにつながる危険性があります。出産や育児に伴う有給休暇が6カ月～12カ月位の短期間だと、取得代替率も高く、女性の労働市場における地位も損なわれることがありません。またそうした場合は、母親が労働市場に出産後1年以内に復活する確率が高く、さらには、同じ職場に復帰する可能性が高いことが知られています。つまり、このことは、有

給休暇を取得することで母親の所得が低くなる確率を軽減しているといえます。このように、休暇に対する制度設計は、女性にとって有利になったり、不利になったりする可能性があります。

昨今、有給休暇の制度設計が、父親の意思決定や行動にどのようなインパクトを与えるかということに関して、非常に多くの研究が蓄積されつつあります。特に北欧諸国の場合、そういった事例が数多く見られます。つまり、父親だけが取得できる有給休暇制度が設置され、父親が取得しなければ有給休暇の権利が失われるといった制度です。例えば、スウェーデンの場合は12カ月間カップルでの有給休暇が取得可能ですが、それが13カ月に改正されました。ただし、13カ月になるのは、父親が有給休暇を取得した場合に限られます。ノルウェーでも、またその他諸国でも同じような改正が行われています。このように、父親から母親へ移転できない有給休暇が増えると、父親の有給休暇の取得率は10倍になります。こうした現象は、男女平等全体からみれば、本当に一部分でしかありませんが、かなり強力なツールと考えてもよいでしょう。

さらに、もう一つ非常に注目を集めている事例で、われわれの論文中にも言及しておきましたが、小国アイスランドでは、何年も前から、共有できる9カ月間の有給休暇をカップルに認める法律があります。しかし、男性の取得率が非常に低いということで、2000年に法律が改正されました。従来認められていた9カ月を3つの期間に分け、3カ月は母親のみ、3カ月は男性のパートナーつまり父親のみ、そして残りの3カ月は共有でとれる期間としました。そうなると、もし男性が3カ月間の有給休暇を取らなければ、その分の休暇取得権を失ってしまうということになるため、改正後1年で、男性の取得率が20倍にはね上がったのです。このアイスランドの事例からも、制度設計に男性の意思決定や行動が極めて有意に反応することということがわかります。したがって、こうした制度設計のあり方、制度へのインセンティブ

の組み込み方は、男女平等社会へ向けての小さな一歩ですが、強力なツールであることがわかります。

私の発表は以上です。この後のパネルディスカッションも楽しみにしております。ご清聴、どうもありがとうございました。

#### 参考文献

Gornick JC. and Jäntti M (2010) "Women, Poverty, and

Social Policy Regimes: A Cross-National Analysis".  
*LIS Working Paper No. 534, Luxembourg.*

Ray R, Gornick JC, and Schmitt J (2010) "Who Cares?  
Assessing Generosity and Gender Equality in Parental Leave Policy Design in 21 Countries". *Journal of European Social Policy*. 20(3): pp. 196-216.

(Janet C. Gornick ニューヨーク市立大学教授／  
ルクセンブルク所得研究センター長)

## 【基調講演2】

## 人口減少時代のジェンダー政策

落 合 恵美子



皆さまこんにちは。ご紹介いただきました落合恵美子でございます。きょうは、基調講演ということですけれども、きょうのタイトルの「格差」ということにつきましては、今、ゴルニック先生が非常に実証的にお話しくださいましたし、それから、午後にコメントをいただきます討論者の先生方は、日本の格差研究の一番の専門家が3人そろっていらっしゃいますので、私は少し方向を変えまして、格差の背景にある現在の日本社会の構造、それから、日本の社会保障、そういう構造面についての話を中心にしたいと思っております。

今回の全体のテーマは、「新しい社会保障の構築、社会政策の新しい方向性の提案」ということになると思います。このことを考えるためには、個々の格差の実証的なお話を踏まえてのことではありますけれども、そのような格差を何が生み出しているのか、その背景にある構造について考える必要があると思うのです。それから、私たちは当然ながら日本社会に関心があります。日本について考えるときに、ヨーロッパやアメリカについての議論をそのまま適用できるのかどうかというと、これは社会科学的にいって大きな問題だと思います。そこで私は、近頃アジアの複数の社会を比較研究するという方法をとっております。日本は、欧米と比較したときによく見えるのか、それともアジアと比較したときによく日本の特徴が見えるのか、そういうことを考えながらこういう研

究を進めているわけです。アジアの中に日本を置いてみたときに何か新しいことが見えてこないか、そのことも付け加えたいと思います。

まず現在の日本の状況ですけれども、最近政治がいろいろと混迷しております。その中でジェンダーや家族についての話題が、政治的な論点になっているということに気が付いていらっしゃいますでしょうか。例えば、仙谷官房長官（当時）が「専業主婦は病気だ」と発言したというのですけれども、そんな発言があったようだというのを聞いた方はいらっしゃいますか。手を挙げていただけますか。ありがとうございます。これは、實際には何という発言だったかを調べてみると、専業主婦がいることを前提とした、専業主婦を保護して女性の労働や能力を活用しない社会、そういう社会を固定していること、そういう社会制度が病気だといったそうなのです。だから、専業主婦が病気なのではなくて、いつまでも専業主婦を前提とした社会をつくっておくことが病気だといったらしいのです。これが、あるグループの方たちから取り上げられまして、けしからん発言だと批判されていました。

それから、もう一つは配偶者控除です。これも働いていない妻を保護する制度ですけれども、この配偶者控除を廃止するというのが民主党のマニフェストでした。その代りもっと違うタイプの保護していくということです。子どもを育てている人には「子ども手当」を支給する。そういうことによって、ただ配偶者であるということだけ

得られる配偶者控除は削っていくという提案があったのですが、これがなかなか実現されません。「子ども手当」を配るようになったのですが、配偶者控除もなくしません。それで、政策の一貫性というものが分からぬという議論がありますけれども、民主党の方からしますと、主婦のいる家庭が選挙でどういう行動をするかが心配だということらしいのです。どうも日本の現在の議論の中では、こういう方向を目指すという政策の方向の提案よりも、何をやつたら票を失うかということでビクビクしている、そちらの方が政策形成に大きな力を持っているようです。また「子ども手当」につきましても、満額支給か減額かという議論も熟さないまま混迷を深めています。

こういう様子を見ていますと、これがみな家族のあり方、それに政府がどのようにかかわっていくか、そして、ジェンダーのあり方ということにかかわっている問題です。それが現代の日本社会の構造転換の要であるということが見えてくるのですが、同時にその構造転換がスムーズに進展していないということもまた示していると思います。家族やジェンダーについての政策判断は揺れています。こういう状況を前提にしまして、これはいったい歴史的に見るとどういうことなのか、国際比較をしてみると日本の現在の状況はどのように分析できるのか、なぜこうなのかということを考えたいと思います。

最初に、欧米諸国の経験を見てみましょう。常に欧米の経験に学ぶという方法がいいとも思っていませんが、社会政策についての従来の理論が依拠している欧米の経験を見てみましょう。そして、後でアジアの話をします。

社会政策の歴史的な転換、それが欧米諸国ではどのように起きたのでしょうか。20世紀の前半に社会保障制度が構築されていきましたけれども、その時期はさておきまして、20世紀後半以降に焦点を当ててみると、非常に雑ばくにいって2つの時期に区分できるのではないかでしょうか。1つ

が、1945年から1970年代初めです。これが、福祉国家の黄金時代といわれた時代です。それから、2番目の時代といいますのが、1970年代から2000年代まで。オイルショックと呼ばれた経済危機を契機にして、福祉削減が叫ばれている時代です。

ここにいらっしゃる専門家の方たちの前でこんなことを申すのも恐縮ですけれども、少しだけ復習しますと、豊かな社会を前提として、完全雇用が実現していることを前提に雇用とリンクした制度設計がされていたのが、この黄金時代。この時期には、男性稼ぎ主の所得保障に重点が置かれていました。ところが、この後の福祉削減の時代になりますと、新自由主義が強まりまして福祉コストを削減するべきだという議論が起きてくるのですけれども、実際には福祉コストは上昇しています。失業、高齢者、それから、単身者の割合が増加しているというような社会の変化があります。そして、この時代になりますと所得保障だけではなくて、社会的サービスの供給が重要なになってきています。

2つの時代の転換につきましては、今のように経済危機との関係で説明されることが多いのですけれども、背景に人口学的な変化があったということも見ておく必要があります。

図1は、ヨーロッパおよび北米諸国での高齢化の進展の具合を示したものです。ご覧いただきましたように、65歳以上の人口の割合を取ってみますと、1940年代、1950年代、1960年代と上がってきています。それが14%という基準を超えるのが1970年代、それから、1980年代です。たくさん線があって見にくいけれども、下の方はアメリカやカナダで、わりと上方に寄っていますのがヨーロッパです。ヨーロッパの国々について見てみると、1970年代、1980年代に、65歳以上の人口が14%を超える「高齢社会」に突入していることがご覧になれると思います。

しかし、人口と社会政策との関係を見るとき

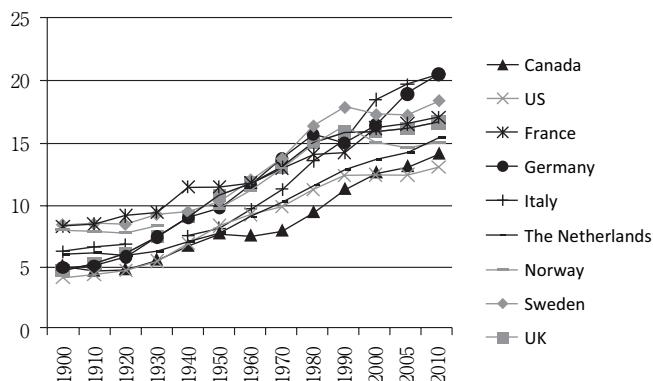


図1 人口学的背景：65歳以上人口割合

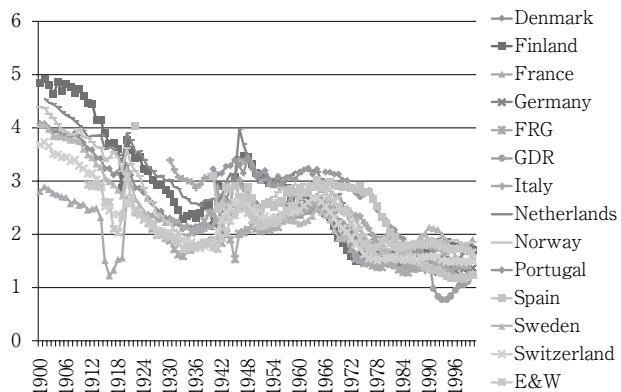


図2 人口学的背景：2回の出生率低下

に、もっと面白い見方があるのでないかと私は思っています。それが図2です。これもたくさん線がありますけれども、合計特殊出生率を示したもので、欧米圏の国について示したもので、これを見ていただきますと、大きく見て出生率の低下は2回あった。その間には、安定期があったというのが確認できるのではないでしょうか。1900年から始まりまして、20世紀をだいたいカバーしているグラフです。19世紀の終わりから20世紀の最初の時期に、出生率の低下がほとんど一斉に起こります。1920年代、1930年代までかけて、まず1回目の低下が起きます。この低下は、夫婦あたりの子どもの数がだいたい2人から3人になる変化です。今日の出生率低下は、これとは別のものです。私たちの時代につながる出生率の低

下は、1960年代の末から始まり、1970年代、1980年代と進行してきました。これがそれぞれ、第1の人口転換、第2の人口転換に対応する変化ということになります。出生率低下は2回あった、その間に比較的安定した時期がある、2から3のところで安定する時期があるのをご注目いただきたいと思うのです。出生率が2から3にヨーロッパで落ち着きました時期が、ちょうど1920年代、1930年代で、その時期が福祉国家の成立期といわれています。福祉国家の黄金期といわれる時期が終わるのがだいたい1970年代の初めですから、出生率が安定した時期というものがちょうど福祉効果の黄金期と重なっているのではないでしょうか。出生率が再び低下し始める時期が、福祉の転換期と重なっています。

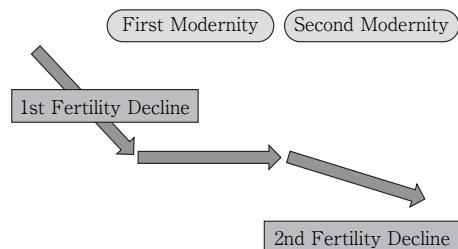


図3 「第1の近代」と「第2の近代」

これをドイツの社会学者のウルリッヒ・ベックの概念と関係付けまして、「第1の近代」、「第2の近代」と呼んでみましょう。ベック自身は、人口学にあまり関係付けないのでしょうけれども、私はいつも彼の議論を聞くたびに、2つの人口転換と関係付けたらもっと分かりやすくなるのにと思っています。私流に解釈しますと、「第1の近代」は、最初の出生率低下が起きて成立したもの、「第2の近代」というのが第2の出生率低下とともに1970年代から始まるもの。この「第1の近代」に成立した福祉国家が、「第2の近代」に変容している。これが非常に概略的に見た場合の欧米圏での人口と福祉国家の歴史といえるのではないでしょうか。

しかし、今描いた図式で落ちているものがあります。それがジェンダーです。福祉国家に関する議論では、ジェンダーが落ちている。しかし、それは本質的に重要なことが福祉国家研究の中では指摘されてきました。それは、さまざまな格差の中にジェンダーによる格差もある。女性は貧困に陥りやすくて気の毒だから、このことも考えなくてはいけません、という話とは別です。そういうことではないと思うのです。この社会の構造を決める鍵の部分に、ジェンダーのあり方がある。どのような社会保障制度をつくるかという、その根幹にもジェンダーについての考え方があると思うのです。それが2つの時期で変化しています。

まず黄金期の第1の時期ですけれども、その時期は、家族自身のあり方から見ると、ジェンダー分業的な近代家族が一般的な時代でした。つまり

男性稼ぎ主、Male breadwinnerと、女性主婦、あるいは、Carerということもありますけれども、それがセットになった家族の時代です。重要なことは、よく福祉国家についての議論の中でも、こういう家族のことをトラディショナルと呼ぶのですけれども、私はもともと家族社会学者でして、家族史も研究してきたので、その立場からしますと、このタイプの家族にトラディショナルとつけるのはものすごく誤解を招くミスリーディングな用法であり、ほとんど間違いといっていいと思います。だから、そういう言い方を変えてほしいと思います。こういう家族が一般化しますのは、20世紀の初期のことです。その前は、こういう家族は例外的です。

このころについての研究で面白いものがあります、ヨーロッパの家族から、家事使用人が消えていくのです。19世紀にも近代家族は中産階級の上層にはありましたけれども、その人たちは家事使用人、メイドさんを家で使っていました。メイドさんがいてこそ奥さまだったのです。それが、メイドさんを使わない奥さまだけになっていく。奥さまがメイドの仕事をするようになったのが、20世紀の初めです。私たちは、奥さまが家の実際の労働をするのが当たり前だと思っています。でも、それは歴史的に見ると新しい現象です。このタイプの家族はトラディショナルではありません、ある時期の歴史的な産物です。

近代家族が成立するためにはいくつかの条件があるのですけれども、ヨーロッパの場合、結婚の普遍化ということが必要でした。ヨーロッパの家族史では、European marriage patternが有名です。婚姻率が低いことが近世ヨーロッパの特徴でした。ところが、20世紀の初めに婚姻率が上がります。例えば、カントは独身ですよね。それから、デカルトも独身です。有名な哲学者を思い出すと、だいたい独身です。結婚したのは、ヘーゲルからです。というふうに考えますと、その前の時代は、どれだけ独身率が高かったかということが分ると思います。ところがみんなが結婚するよ

うになりました、ヘーゲルは家族というものを前提とした社会哲学を打ち立てます。家族と国家と市民社会という三層構造の哲学を打ち立てます。あれは、結婚した男性だから思いついたのです。だから、その前の時代にはなかったそういう社会観が、この時期に成立します。

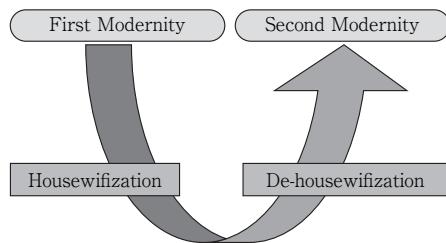
それから、同じ時期に出生力転換が起きまして、子どもが2人というのが当たり前になります。先ほどの出生率の低下です。この出生力転換が起きたから結婚が普遍化したというような議論がありまして、結婚しても子どもの数を制限する手段があるから人々は結婚するようになったというような議論が歴史人口学あります。とにかくこの時代に、みんなが家族を持つということが一般化しました。それを、私たちは当たり前、トライディショナルのような気がしますが、少なくともヨーロッパにおいてはこの時期に初めて成立したものです。こういう家族が当たり前になった時代に、みんなが家族を持つこと、それから、夫はみんな雇用されていること、それを前提として社会政策が構築されます。それは、まさにこの時期につくられた新しい社会の仕組みに対応した政策だったのです。この中で多くの場合、女性は位置があいまいであるか、あるいは、資格付与がされる場合は「妻として」、資格付与がされました。

では、これが第2の時期になりますと何が変わったかといいますと、経済危機、オイルショックが起きて、男性稼ぎ主型の家族が危機にさらされました。私は、1990年代にイギリスに留学していたのですけれども、そのときに何で驚いたかというと、一つは男性の物乞いが多いというのを驚きました。女性の物乞いよりも、男性の若い物乞いの方が多い。それは、女性は他の仕方で保護されていたということはあるのでしょうかけれども、若い世代の男性の雇用がなくなつて非常に深刻なことになっているというのを実感しました。それから、研究者の私の友人たちも、フルタイムのパートナメント雇用を持っている人は本当に少なかつたです。ケンブリッジにおきましたので、相

当名の通った研究者が多かったのですけれども、それでも5年期限といっている人がいました。そういう中で、多くの研究者は、結婚はしていませんでした。パートナーと住んでいて、各々が働くときは働く、契約がある方が働くということをしていました。それを見て、共働きはヨーロッパの社会では、ジェンダー平等のために必要だからと上から降ってきた形ではなくて、この生活の中から必要に迫られて出てきているのではないかという印象を持ちました。もちろん価値観の変化もあります。そのような経済状況をただ不幸と思わず、(価値観の変化がこのころの反体制運動、それからフェミニズム運動の方から生まれてきていましたから)、これは新しい生き方なのだ、私たちはこれを望んでいるのだと意味を転換できた人たちがいます。これは大きいことだったと思うのです。それが、社会政策にも反映されていました。

このころ、「貧困の女性化」ということが問題になっていきます。貧困の問題は実はジェンダーの問題でもあるということ、貧しい人たちの多くは女性だということに、注目が集まりました。なぜ女性が貧困になるかといいますと、このころよくされた説明は、独身の女性が増えたからというのです。社会政策は、今までみんなが家族を持てるなどを前提としていました。特に女性は、家族、つまり夫を通して雇用とつながっていました。そういう家族に頼らない女性が増えてきたことで貧困が増える、社会政策もそれを取り落としてしまう、こういうことが出てきたということがいわれました。ただ、私が考えるには、この時期の社会の変化が女性の貧困化の原因だというのは、ことの一面に過ぎません。その前にもっと大きな問題があります。それは、女性が男性よりも多く担ってきたケア労働、あるいは家事労働が不払い労働になつていて、過小評価されているということです。そのことが女性の貧困のより根本的な原因であると思います。

この時期はまた、ケアが人々の目に触れるようになってきた時期です。その前の時期は、ケアと



福祉国家の黄金期は近代国家の黄金期（2人っ子と主婦）

図4 「第1の近代」と「第2の近代」

か家事は誰かがやっていると思われていた。女性がやっていたのですけれども、それは見えなかつた。しかし、この時期にケアが見えるようになります。一つは、女性が働くから。働いている女性が、ケア労働を外部化していきます。ヨーロッパなどでは、家事使用人がまた復活してくる。ただし、今度は外国人です。同じ国の人は、もうメイドにはなりません、という時代が来ました。それ

から、もう一つは高齢化です。高齢化によってケアの必要な人が増えてきた。そのことによって、ケアというものが目に見えるようになってくるというのが、この時代であったのではないでしょか。

今度は、「第2の近代」をジェンダーの観点から見てみますと、こういうふうに見える。「第1の近代」では、主婦化、Housewifizationが起きました。女性が専業主婦になっていった。「第2の近代」では、脱主婦化が起きました。こういうふうに非常に大きく整理できるのではないかでしょうか。

1970年代以降のヨーロッパを見ると、確かに女子労働力の上昇が非常に目覚ましいです。図5は、下の方が1970年とか1960年でして、そこから女子労働率が上がっていって、しかもM字がなくなっていくということを示しています。アメリ

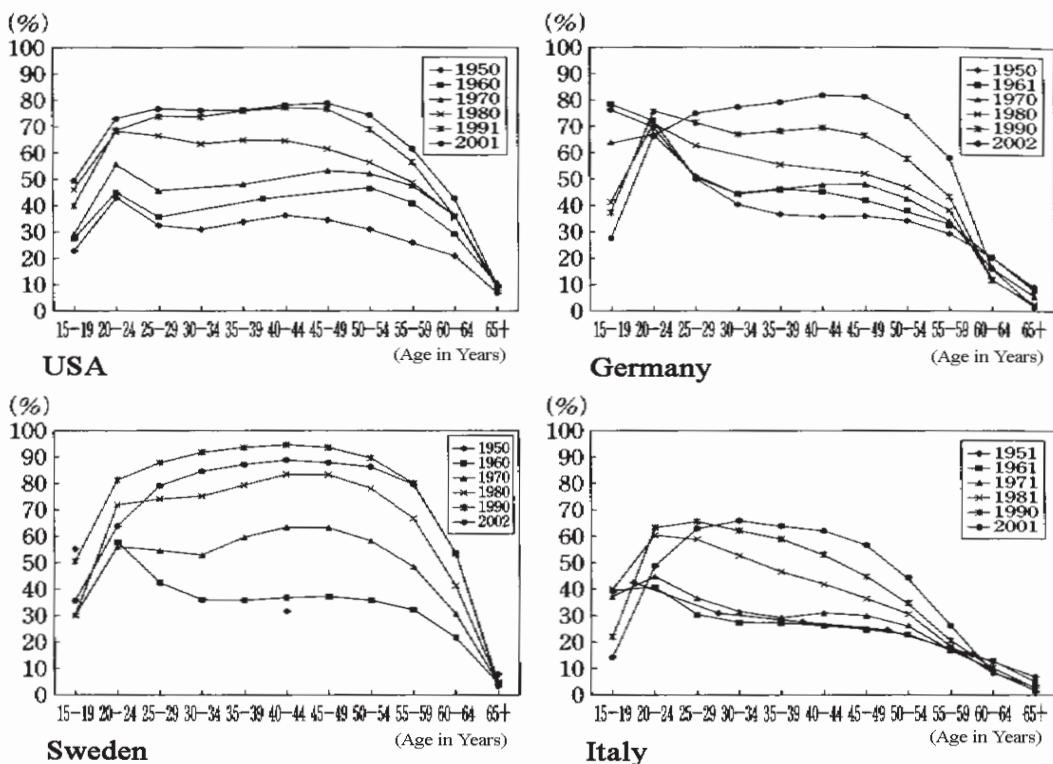


図5 「第2の近代」の女子労働率上昇

カ、スウェーデン、ドイツ、この3つの国については、この上昇がはっきりしています。ドイツは少し上がり方が遅かったので下の方に線が寄っていますけれども。ある時期までは、日本はドイツを見て、日本はドイツ型だなんていっていましたけれども、そのあとドイツがこれだけ伸びましたので、やはりドイツはヨーロッパだったとわかつたいうのが今の状況ではないでしょうか。ただしイタリアは少し低い。南欧型は、確かにパターンが違っています。

では、「第2の近代」の時代の社会政策はどういう特徴を持っていたかといいますと、先ほどいっただのような特徴に加えて、「ジェンダー主流化」が大きな特徴であったでしょう。これは繰り返しになりますけれども、女性がかわいそだから、「貧困の女性」化が起きて社会問題になったから女性を救済してあげようという意味で、ジェンダーが主流化したわけではありません。社会の構造転換が起きている。その構造転換に、ジェンダーが鍵になる要素として効いている。それで、ジェンダーについての政策が変わったと考えるのが適切なのではないでしょうか。この時期、ジェンダー平等政策、それから、家族政策が主流化してきます。1970年代から1980年代のことです。この時代の社会政策の転換を考えるときに、ただ、福祉削減とだけ考えるのは少し偏っておりまして、社会政策の質が変わったのです。家族政策が前に出てきます。この前の時代は、家族政策をするといいますと非常に保守的な、もしかするとナチズムに連続するのではないか、などうさんくさく思われていたりしたのですけれども、家族政策の意味が転換するのが、この時期のことです。

それと連動しまして、所得保障だけではなくて、保育所建設などの社会的サービスの供給が重要になってきました。この時期、フェミニスト福祉国家論の研究も1990年代からずいぶん盛んになります。このようなフェミニスト的な福祉国家研究の中で、一つの理論的焦点になってきましたのが、有償労働と無償労働の関係です。無償労働には家事労働やケア労働が含まれますけれども、こ

れがジェンダーによって不均等に分配されているという現実があります。それに加えて、現代社会を運営する上で、無償労働の合理的な配置が非常に重要になってきているという認識が強まりました。その前の時代から、ケアや家事は社会を成り立たせるために欠くことができないのですけれども、特に社会が高齢化してきますと、ケアはただではない、無限に供給されるのではない、合理的に配置しないと社会がうまく回らなくなるということが、認識されるようになったのではないでしょうか。そこで、それを担っているのは誰かということが、考えてみると女性に押し付けてきたなということが目に見えてきました、有償労働と無償労働の合理的な配置というものを考えるためにも、ジェンダーが問題になってきたといえるのではないでしょうか。

エスピニ・アンデルセンは、「初期の福祉国家はどこも家族主義だったが、1970年代以降、スカンジナビアでは家族サービスに重点を置くようになった」というようなことをいっておりまます。黄金期の福祉国家はどこでも家族主義、つまり家族に多く負っている福祉国家であったのだけれども、家族政策をすることによって福祉国家が変質してきた。しかもそれには、福祉レジームのタイプによる違いが大きかった。福祉レジームによる違いということは、ゴルニック先生のお話の中でも非常にはっきり出ていたと思います。福祉レジームのタイプを示す言葉を使わず、主に地域で区別していらっしゃいましたけれども、エスピニ・アンデルセンがここでいっていることと連続していて、家族政策がレジームによって違うこと、その効果があんなにはっきり違うことが示されていたと思います。

もう一つ、この時期に重要になってきましたのがグローバル化と移民政策の転換でした。第2の人口転換の時期には、入ってくる移動の方が多くなる。それから、この時期ケアが重要になりましたので、Migrationの女性化ということも起こります。それを受けまして、移民政策の転換が起き

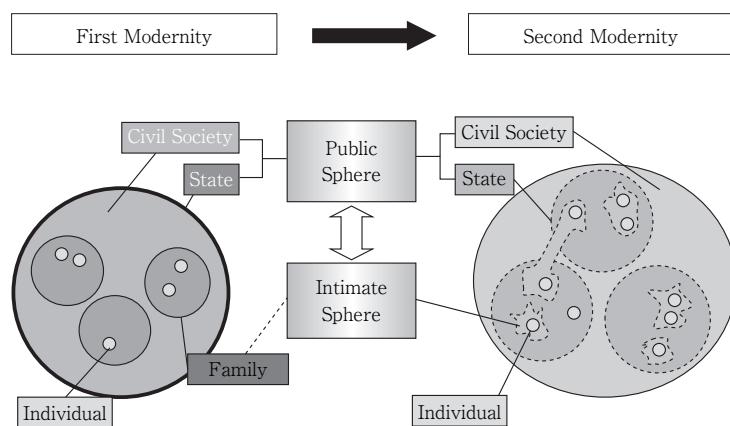
たり、それから、移動する人たちを含めたGlobal justiceということが話題になったりしております。きょうは、こちらの話をする暇がないのでこれだけ申します。

この2つはバラバラなことなのかというと、実は同じ根っこから出ていることなのではないでしょうか。高齢社会、それは、時に人口減少社会ですけれども、こういう社会では、生産年齢人口が減少します。それに対して新たなグループを活用する。そこで出てくるのが、女性、あるいは、外国人です。その2つについて、新たな社会政策や、新たな移民政策をつくるということは、高齢社会の政策のABC、基本です。女性と外国人の活用なしには、この状況は乗り越えられない。そういう観点から見ましても、ヨーロッパで起きた政策転換は非常に合理的なことだったのではないかでしょうか。

しかし、この2つが重要ということには、もう少し深い社会変容に関係した意味がありまして、それが図6です。「第1の近代」の時代と、「第2の近代」の時代には、社会の構造が変容しています。親密圏と公共圏の関係が変化してきています。左が、家族、市民社会、国家という3層構造がはっきりした時代です。個人は、みんな家族に含まれ

ている。これが先ほどいった、結婚したハーゲルが思いついた社会理論です。しかし、ハーゲル的な社会が、今は変わってきています。右側を見てください。「第2の近代」の時代では、アメーバ状に描きましたけれども、家族が不定形になっていまして、家族はみんな同じではなくて、非常にさまざまな家族が生まれている。3つの円の色の濃いところが1つの国家のつもりですけれども、Transnational familiesとかいうように、国境をまたいだような家族も生まれている。

今度は国家の方で見ると、市民社会の方が国家より大きくなってしまって、国家の枠を超えた大きな、グローバル市民社会のようなものが成立しかけているのではないか。そういうことで近代社会の構造は大きく変容しています。よく現在の社会の変化ということ、個人化とグローバル化といいますが、それはまさにこのことを意味しているのです。家族が最小の単位ではなくて、個人になったこと。それから、国家よりも大きなグローバルな単位が生まれていること。個人化とグローバル化というのは単に現象を表した言い方ではなくて、このような大きい社会の変容に対応しているのですけれども、これがまさに社会政策にも表れていくのです。個人化の方に対応するのが家族政策、ジェンダー政策ですし、それから、グローバル化



—親密圏と公共圏の再編成（個人化とグローバル化）—

図6 「第1の近代」と「第2の近代」

の方に対応するのが移民政策です。その両方が、「第2の近代」における中心的な政策であるべきであるということは、ヨーロッパの経験を見ると見えてくるのではないかでしょうか。

さて、ここからアジアの話に移ります。では、同じことがアジアで起きているのかどうかというのを見ていきたいと思います。

まず経済成長を見ると、一番上がアメリカ、次はイギリスです。第2次大戦が終わって最初のころには、欧米圏とアジアはこんなに離れておりました。日本は1970年代にイギリスに追いついて、追い越します。1970年代は、まさにヨーロッパが経済危機に陥ったときで、この後1970年代、1980年代、日本は「Japan as No.1」とか言われてすごく気をよくしていたのですが、それはまさにここに現れています。他のアジアの国は、それよりも少し遅れて発展しています。以上が経済についての概観です（図7参照）。

今度は、人口学的状況、高齢化の具合を見てみましょう。図8は先ほどお見せした、ヨーロッパ、アメリカの高齢化のグラフ（図1）に、日本や他のアジアを足したものです。日本は1970年代ぐらいまでずっと低いですが、急に1990年代ぐらいからヨーロッパ的な水準になってきまして、今は世界一の高齢社会になってしまいました。日本の高齢化はこんなに急です。他のアジアの国はヨーロッパよりさらに下にありますので、ずいぶん状

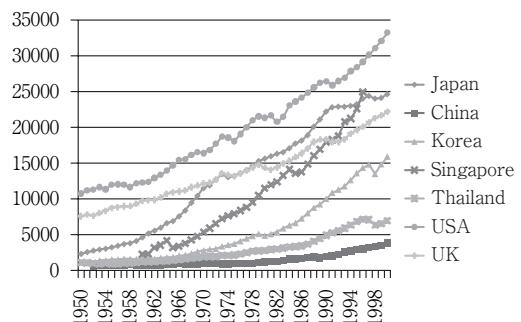


図7 経済的背景：一人当たりGDP

況が違うことがお分りなるのではないでしょうか。

何がこの違いを生んだのかを見るため、先ほどお見せした出生率低下のグラフ（図2）に、今度は、日本や他のアジアの国を足してみました。このグラフ面白いと思いませんか、私はとても面白いと思っているのです。ヨーロッパでは、出生率低下は20世紀の前半に起きました。第1の人口転換に対応している出生率の低下です。その後50年ほど安定期が続きました。他はといいますと、日本は出生率低下が1950年代に起きました。他のアジアの国はといいますと、1970年代、1980年代に起きました。面白いことは、ヨーロッパでも、多くのアジアの国でも、ひとまとめで低下しているということです。ヨーロッパの出生率低下で、時期が違った例外はフランスでして、日本はアジアの中の例外です。ヨーロッパとアジアは半世紀開いていますけれども、日本の出生率低下は、このちょうど間ぐらいい、25年ずつぐらいたどり

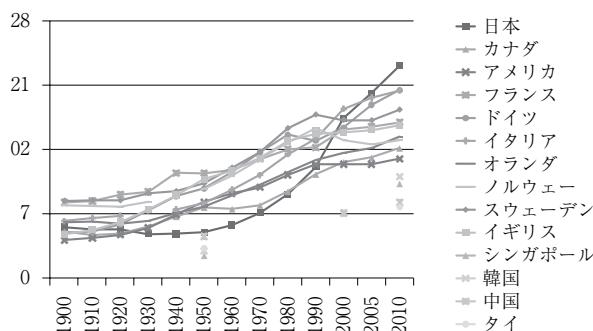


図8 人口学的背景：65歳以上人口割合

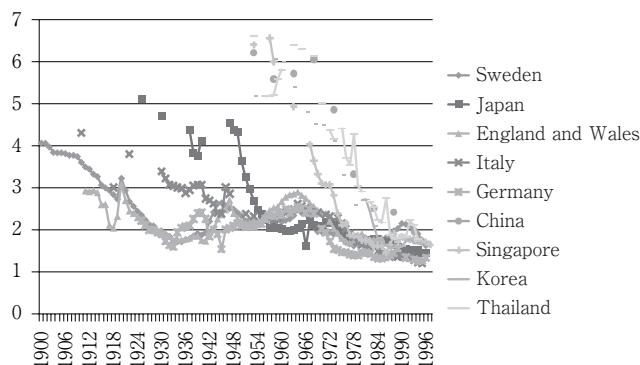


図9 人口学的背景：出生率低下—日本はヨーロッパとアジアの中間—

に起きています。日本は世界の中で外交的にも難しい位置にあると思いますけれども、その原因の1つは、ここに表れているような変化のタイミングの違いではないでしょうか。近代化の時期がずれているので、ヨーロッパの仲間にもなれない、アジアの仲間にもなれない、どちらとも同じ政策は取れない。これが日本の孤立の根本的な原因だと思います。

安定期はヨーロッパでは50年続きましたけれども、日本では20年です。他のアジアの国はといいますと、これが面白くてゼロ年です。安定期がないままで一気に超低出生率に下がっているのが、今のアジアの状況です。アジアの研究者と話をしていましたと、第1の人口転換と、第2の人口転換というような話はあまりピンと来ていないようです。近代化すると出生率が下がるし、離婚率は上がる、それは一方向の変化であるというような感じで、ずいぶん把握が違っているなということが分かります。

生産年齢人口割合の歴史的な変化も作ってみましたので見てください。戦後の最初の時期はヨーロッパの国で生産年齢人口割合が高いです。しかし、それは下がっていきます。そして、1960年代、1970年代に1つだけ高い国がある。これが日本です。今高くなっているのが他のアジアの国です。1960年代、1970年代に日本は高度成長を成し遂げましたけれども、それは「男たち」が頑張つ

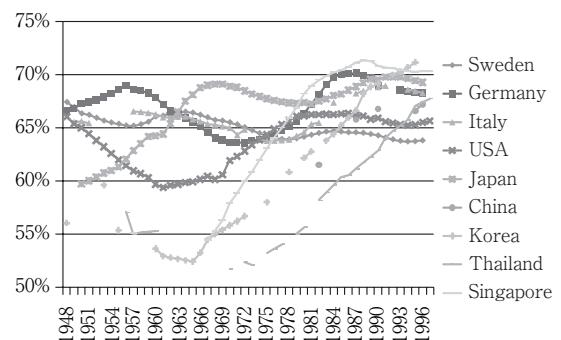


図10 人口学的背景：生産年齢人口割合

たからだというテレビがありましたけれども、それだけではなくて、人口学的な条件も相当有利でした。それが、1970年代、1980年代まで続きました。これが日本の経済的な優位の原因でもあり、またその後の不幸の始まりでもあったというの私が考えていることです。

ここでコンセプトをご紹介しておきたいと思います。「圧縮された近代」、この言葉を聞いたことはありますでしょうか。はやっておりまして、英語ですと Compressed modernity といいます。これは、韓国のソウル大学の張慶燮（チャン・キョンスプ）という方が提案した概念ですけれども、アジアの近代化は欧米よりもはるかに短期間に圧縮されて起きた。だから、欧米では異なる時期に起きた変化がしばしば同時に重複して起きているということを示す概念です。出生率の第1の

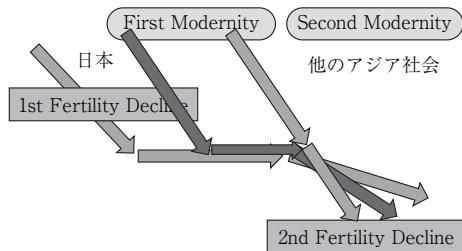
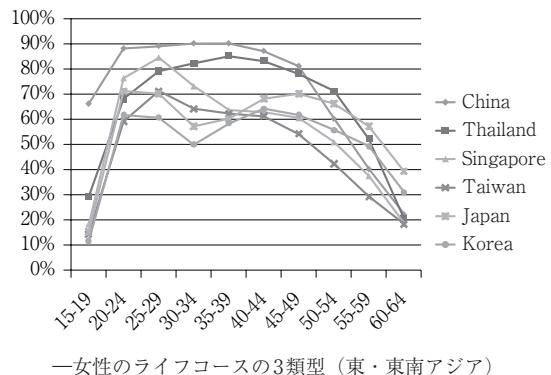


図11 「第1の近代」と「第2の近代」

低下と第2の低下の間の間隔は、欧米半世紀、日本四半世紀、他のアジア社会はなし、といいましてけれども、これがまさに圧縮を示しています。これを図示すると図11のような感じになります。これがまさにCompressed modernityです（図11参照）。

では、今度はジェンダーという観点から見てみましょう。ジェンダーという観点から今のアジアを見ると、ほんとに多様です。アジアはTraditionalでConservativeだという考えがありますけれども、それはまったくの嘘でして、アジアが1つのまとまりを持ったことは歴史的にはありません。非常に多様な社会です。図12は、女性の労働力のライフコースのパターンを見たものであります。中国やタイは、一生男性と同じように働き続ける逆U字型です。それから、日本や韓国は、M字型です。それに対して、シンガポールや台湾は、山が1つであとは下がっていくという、この3つのパターンがあると思います。面白いことにシンガポールは、これが下がるタイミングは子どもが10歳ぐらいのときでして、子どもが幼いときには、お母さんは働いています。アジアの多くの社会では、子どもが小さい時期には共働きという特徴があるのです。

しかし、意識における特徴を見てみると、さらに複雑なことに気がつきます。図13は、「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考えに賛成する人の割合を見たものですが、いかがですか。一番上はタイです。タイでは、まあまあ賛成



—女性のライフコースの3類型（東・東南アジア）

図12 ジェンダー的背景：多様な実態

するという人まで含めると、半数を超える女性たちがこの考えに賛成しています。先ほどの図12を見てください。タイの女性は一生働いているのです。しかし、意識を聞いてみると、性別分業に賛成している人が多い。では、中国はどうかというと、中国も半分ぐらいがこれに賛成しています。中国は社会主義国なのですが。中国もこのように一生働いていますが、このように矛盾した答えをしています。逆に韓国はM字型で、子どもを産んだら仕事を辞める社会。その社会では、逆に欧米よりももっと欧米的といいますか、賛成がこんなに少ないです。日本はその間ぐらいです。アジアにおいては、実態がヨーロッパと違う、意識もヨーロッパと違う。しかも、意識と実態がねじれているという面白い現象があります。これも、ある程度は先ほどのCompressed modernityで説明できるでしょう。主婦化の動きと脱主婦化の動きが同時に起きているということです。しかし、これにつきましては社会主義の影響とかいろいろありますので、もう少し複雑なことなのでしょうけれども、伝統も多様ですし、ここは簡単にします。

アジアの社会変容と社会政策を、日本と韓国についてごく簡単にお話ししたいと思います。日本の、社会変容の特徴は「圧縮された近代」で説明できます。経済的背景を見ると、まず欧米よりも20年も後まで豊かな社会が続いたということが日

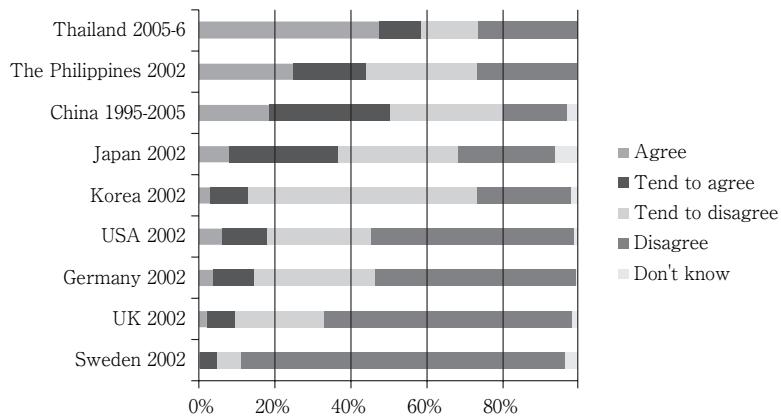


図13 ジェンダー的背景：欧米と異なる意識：「男性は外で働き女性は家庭」への賛否

本の特徴でしょう。オイルショックの後も、Japan as No.1でした。人口学的に見ると、1970年代まで人口ボーナスが続いていたということが日本の特徴です。それから、ジェンダー的背景を見ると、1970年には欧米よりも高い女子労働率率があったというのも、やはり日本の特徴です。今の点ご存じない方がいらっしゃるかもしれませんけれども、調べてみてください。1970年代時点では、日本の方が欧米のたいていの国よりも労働率は高いです。

では、こういう社会において、どのように社会政策が発展してきたかですけれども、福祉拡大が1960年代から1970年代に起きました。それは、雇用にリンクしたシステムで、欧米と同じといえば同じです。1973年にオイルショックが起きましたが、この年を福祉元年と呼んでいまして、日本政府はこの年から福祉のより本格的な建設を始めるつもりであった。しかし、まさにその年にオイルショックに直撃されてしまう。それが、日本の社会政策の歴史をヨーロッパと大きく違えた点でしょう。改革と削減の時代、1980年代はある意味似ているのですけれども、特徴的なのは日本型福祉社会の形成をした時代です。これは、家族主義的な改革で、この時代に社会政策面での日本の独自性というものがつくられます。その後1990年代になってバブルが崩壊して、また変わっていくの

です。1980年代に日本は何をつくったのかというのが、国際比較するときに重要な点だと思います。

この時期は、福祉建設と削減が同時進行しました。しかし、先ほどいいましたようにこの時代は経済的、あるいは、人口学的な条件は、日本はまだ良かったのです。そこで、1960年代的なシステムを強化するという方向で、これを乗り切ることが可能でした。社会福祉をあまり発展させることなく、家族に多くを担ってもらう、それをもう一度強化することが可能でした。この時期に、自助努力と家庭および地域社会の連帯ということが強調されました。この時期にまずかったことは、この政策転換を政府は、文化的な理由付けで説明したことです。日本は家族が強い国である、だから、欧米のような福祉国家をつくる必要はないと説明しました。しかし、今見てみると、経済的・人口学的な優位さがあったから、それが可能だったのですけれども、このときは誤解していました。そして、このシステムを固定してしまうことにより、1990年代以降の変化が難しくなってしまいました。1990年代以降、先ほどご覧いただきましたように高齢化などの社会よりも進展しました。このとき経済的・人口学的の優位は失われたのですけれども、構造が固定されてしまっていた。

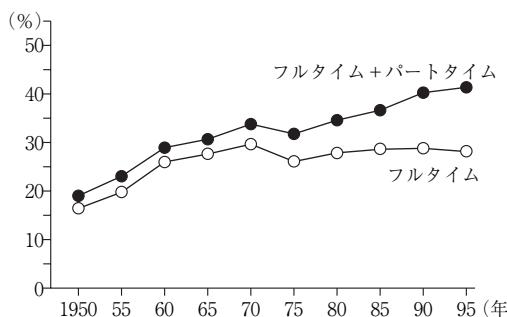


図14 日本の女性労働の転換点—1970年第以降のパートタイマーのみ増加—

固定をするために取った政策がここに書いてあります。1980年代のジェンダー政策です。ヨーロッパとは全く方向が違いまして、専業主婦の保護という政策が取られます。それと同時に、キャリアウーマンを促進する法律や、非正規労働を促進する法律もできました。そういう女性をタイプ分けするような政策をこの時期にとりました。その結果としまして、このようにパートタイマーが増加しました。

では、1990年代以降、日本は何をしているのかということを、最後にお話ししてやめたいと思います。私は、1990年代に起きたバブルの崩壊は、1970年代にヨーロッパ、アメリカで起きた経済危機と、非常に似ていると思っています。男性の雇用も保障されなくなって、男性稼ぎ主では家計が成り立たない家が増えています。結婚離婚が起きているというあたり、非常に似ていると思います。ところが、この時期の家族政策、ジェンダー政策は、ヨーロッパのように思い切った方向転換をしていません。2つの矛盾する方向が出ていると思います。1つは社会化的方向です。家族政策では、介護につきましても、育児につきましても、社会化的方向をすいぶん打ち出しています。それは、厚生省が頑張って進めてこられたことだ

と思います。しかし、それと同時に2000年代に入って、政府レベル、あるいは、民間レベルでジェンダーバッシングも起きました。安倍内閣のときが、一番はっきりしていたと思います。日本の固有の文化を守れということで、ジェンダー平等は外来思想だとして、それを促進する政策を抑制するという時期がありました。家族政策、ジェンダー政策をまさに転換しなければいけないときに、政策担当者の方たちは本当に苦労されたことだと思います。

政府が「ジェンダーバッシング」をしましたので、きょうの講演の中で、あえて私はジェンダーという言葉をテーマに使いました。ひところは行政文書、それから、学校で使う教科書の中で「ジェンダー」という言葉を使うことが禁止されました。この時期にアレルギーができてしまって、ジェンダーについてきっちり議論できない状況が作られました。しかし、家族政策、ジェンダー政策は、転換後の政策の基本ですから、これをもっと正面に据える必要があります、そして、もう一つは移民政策です。働き盛りが減るという社会の変化の方向がはっきり見えているのですから、ぶれないで、この方向での政策を進めていくしかないのではないかといって、きょうの話を終わらせていただきたいと思います。

#### 参考文献

- 伊藤公雄・春木育美・金香男『現代韓国の家族政策』行路社  
落合恵美子・上野加代子編『21世紀アジア家族』明石書店 2006  
落合恵美子・山根真理・宮坂靖子編『アジアの家族とジェンダー』勁草書房 2007  
Ochiai Emiko and Barbara Molony, *Asia's New Mother's*, Global Oriental, 2008  
Ochiai Emiko, Reconstruction of Intimate and Public Spheres in Asian Modernity, *Journal of Intimate and Public Spheres*, 2010.

(おちあい・えみこ 京都大学大学院 教授)

## 【パネル討論1】

## 配偶関係の変動と貧困

岩田正美



岩田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。午前中のお二人の国際比較および、大変長いスペインの家族や人口の変動と社会政策についてのご発表に対しまして、私は日本の現在の貧困と特に配偶関係の変動というところに着目をしたいと思っています。この場合配偶関係の変動とは、結婚や離婚、出産などだけではなく、むしろ結婚まで行きつける人々が増大していることを指しています。貧困は家族のジェンダー関係の中に隠されているだけでなく、家族さえ形成できないという、剥き出

しの形で現れつつあります。こうしたことを考えたときに現在最も必要な社会政策は住宅政策ではないか、ということを申し上げたいと思います。

まず、ご承知のように日本の貧困については近年、急速に関心が高まってきて、特にOECDのデータ、相対的貧困率を使いました貧困率が政府によっても示されたわけですけれども、それ以外にも橋木先生、阿部先生、駒村先生たちによつていろいろな貧困測定がなされております。その中で、例えば、母子世帯、あるいは高齢者の1人世帯、若年の単身世帯などの貧困が指摘されております。これらは、むろん一時点の静態的な貧困率ですが、一時点の貧困ではなくて、少し長いス

表1 「貧困の経験」とその特徴（家計研パネル）

家計研究所消費生活パネル 若／壮年期女性 約2,000名	貧困の経験			静態的貧困率 2005年
	持続／慢性	一時	安定	
A (1994-2005)	6.2%	29.8%	64.0%	11.2%
B (1997-2005)	9.7%	32.5%	57.7%	13.8%
C (2003-2005)	14.0%	16.6%	69.5%	14.8%
2003～2005年のみ				
A (1994-2005)	13.6%	9.9%	76.5%	11.1%
B (1997-2005)	18.0%	10.3%	71.7%	13.8%
C (2003-2005)	14.0%	16.6%	69.5%	14.8%

Cohort A：1994年時25～35歳 B：1997年時点で24～27歳 C：2003年時点で24～29歳

出所) 駒村(2003), 橋木(2006), 阿部(2006)などによるさまざまな貧困計測の進展による貧困率と貧困層の把握、母子、高齢1人世帯、若年単身者など。

表2 「貧困の経験」とその特徴(慶應義塾家計パネル)

慶應義塾家計パネル調査

2004年時 20~69歳の男女 4,005名。

2004~2006年の3年間

貧困経験	
常時貧困	4.7%
一時貧困	16.4%
貧困経験なし	78.9%
静態貧困率 2006年	11.1%

出所) 石井加代子／山田篤裕 (2009)「年齢階級・世帯類型別にみた日本の貧困動態の特徴—慶應義塾家計パネル調査(KHPS)に基づく貧困動態分析」社会政策研究(9)

パンで、その人がずっと貧困にあるか、それとも、一時的な貧困なのか、あるいは、貧困など経験もしたことがないのかという、長期の貧困の動態というところに、まず注目してみたいと思います。

表1の上部は、家計経済研究所が1993年から

ずっとやっております、女性を対象にしたパネル調査の結果です。ここで「貧困の経験」を「慢性的、持続的な貧困」と「一時的な貧困」、貧困ではない「安定層」という3つに区切りますと、この表のような数字になります。右側に静態的な貧困率の2005年のものを出してありますが、これと比較しても、貧困を経験した人の率が非常に高いことに、まずお気づきになられるだろうと思います。データによっても違いますけれども、大体、20%から40%ぐらいの人が1回は貧困を経験したことがあるという数字になります。表2は慶應義塾大学の家計パネルです。上は女性だけが対象ですが、これは男女を対象にしております。ここでは若干、持続型の「常時貧困」が減りますけれども、やはり貧困を経験しているという率は静態的な貧困率に比べて高いことが分かります。

では、この中で「持続、慢性型」つまり何年かにわたって貧困を経験するという人々について、それらの人々のどういう状況が結びついているか

表3 固定貧困と結びつく要素(家計研パネル)

家計研パネル【コホートABC全体(2003-2005年の3年間)】

持続・慢性貧困層=1、一時貧困層・安定層=0

		B	標準誤差	有意確立	オッズ比
配偶関係変動	有配偶継続				
	未婚継続	2.495	0.583	0.000 ***	12.120
	離死別経験	2.681	0.365	0.000 ***	14.602
	結婚経験	-0.489	1.051	0.642	0.613
就業移動	就業継続				
	離職経験	1.018	0.235	0.000 ***	2.769
本人学歴	中学	1.468	0.460	0.001 **	4.342
	高校	1.008	0.372	0.007 **	2.740
	専門専修・短大・高専	0.662	0.377	0.079 +	1.939
	大学・大学院				
子どもの有無	子どもなし				
	子ども1・2人	1.694	0.534	0.002 **	5.442
	子ども3人以上	3.070	0.577	0.000 ***	21.545
住居所有形態	持ち家				
	借家	0.994	0.210	0.000 ***	2.703
定数		-5.938	0.61	0.000 ***	0.003

\*\*\* : p < 0.001, \*\* : p < 0.01, \* : p < 0.05, + : p < 0.1

表4 固定貧困と結びつく要素（都老研パネル）

都老研パネル 1987-90	貧困固定	貧困脱出	貧困転落	安定
性別 男	21.8%	42.1%	48.1%	60.7%
女	78.2%	57.9%	51.9%	30.3%
有配偶者群	27.9%	57.9%	52.3%	81.2%
死別経験群	6.8%	2.8%	11.1%	3.5
無配偶者群	65.4%	38.3%	36.1%	15.3%

出所) 原田謙その他(2001)「高齢者の所得変動に関する要因」社会学評論 Vol.52-3/3

表5 固定貧困と結びつく要素（慶應義塾パネル）

慶應義塾パネル	當時貧困	
	貧困経験なし	
	相対リスク比	Z値
核家族／三世代		
単身（高齢以外）	2.01	2.71 ***
ひとり親	3.71	2.58 ***
単身高齢	2.93	1.68 *
世帯主性別 男性		
女性	1.6	2.31 **
世帯主高卒		
中卒	1.85	3.65 ***
大卒以上	0.46	- 4.73 ***
世帯主年齢 30～64歳		
29歳未満	2.35	3.50 ***
65歳以上	1.44	2.12 **
世帯内就業数 1人		
0人	1.38	1.25
2人以上	0.78	- 1.57

出所) 石井加代子／山田篤裕(2009)「年齢階級・世帯類型別にみた日本の貧困動態の特徴—慶應義塾家計パネル調査(KHPS)に基づく貧困動態分析 社会政策研究(9)

を2003年から2005年の家計研のパネルで見たのが表3です。このオッズ比で見ていただいて、1より大きいところに着目していただくと、1つは配偶関係の変動といいますか、変動ではなくて、例えば、未婚の継続とか離死別の経験、学歴、もちろん就業移動など、離職経験、それから、子どもがいるという人、特に3人以上いる、あるいは

住宅は借家居住などに結びついていることが分かります。

そのほかに、先ほどの慶應義塾大学のパネル、それから、少し前に東京都の老研がやりました高齢者のパネルで見ますと、高齢者では、無配偶の女性の場合に非常に固定的な貧困が多いことが分かります(表4)。慶應大学の方も家族形態で見ますと、1人親とか高齢者以外で単身、性別ですと女性、学歴は中卒という特徴が示されています(表5)。

このように見ていきますと、固定的な貧困と関係するのは大体、3つぐらいの要素があるようと思われます。1つは就労が不安定であって、従つて、離職または就職を繰り返していくという就労の問題が1つあります。これはそもそも教育レベルが十分ではないこととかなり結びついていると考えられます。それから、2番目は子どもの養育の問題です。これは、貧困研究では伝統的な知見として、ラウントリーのライフサイクルモデルがあるわけですけれども、この中の子どもの養育費の圧力による貧困というのが日本の場合も依然、非常に高いことが分かります。それから3番目が本日特に注目したい未婚の継続とか、離死別などの配偶関係が変動する、あるいは、結婚しない、配偶者を持たないという、配偶関係と貧困との関係です(図1)。

この3つの要素は当然、それぞれに関連し合っているわけですが、今、特に3番目の要素に着目して、今日の状況を見てみたいと思います。これは既にいろいろなところで報道もされています

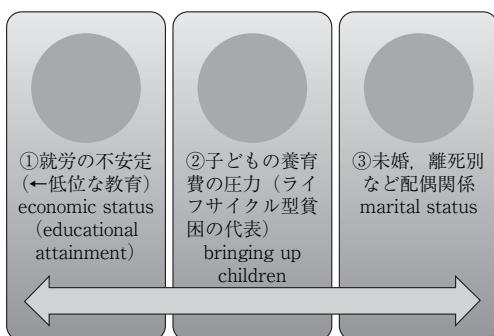


図1 固定貧困と関連する三つの要素

し、たくさんの研究がありますが、まず、未婚率が非常に上昇しています。1990年以降、特に男性の未婚率が非常に上がっているのに対して、女性も緩やかですけれども、上がっています。とりわけ、30代前半の未婚率が非常に高くなっています。

これは日本の場合、未婚率というのは法的な結婚というだけではなくて配偶者を持たないということですから、要するに、パートナーを持たないとご理解いただきたいと思います。

では、未婚者の増大は、貧困との関係でどのような結果をもたらすでしょうか。おおむね、3つぐらいのシナリオが描けると考えられます。1つは資産のある単身世帯化を進める方向。これは貧困に陥るのを防ぐといったら変ですけれども、貧困リスクをより小さくし、シングルライフを謳歌するといいますか、もしかしたら、カントもそうだったのかもしれません、そういう資産あり単身化が進行する。これは最初、単身世帯が増えたときに、日本ではバブルの頃だったこともあり、こういう独身貴族の議論が盛んでした。2番目は貧しい単身世帯です。貧困かつ1人で暮らしているという世帯が増えていくというシナリオです

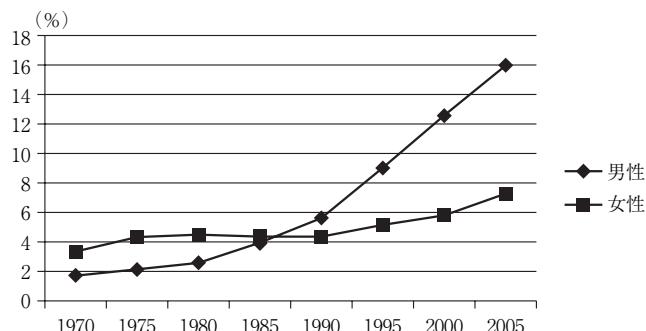


図2 男女別生涯未婚率

出所) 国勢調査各年

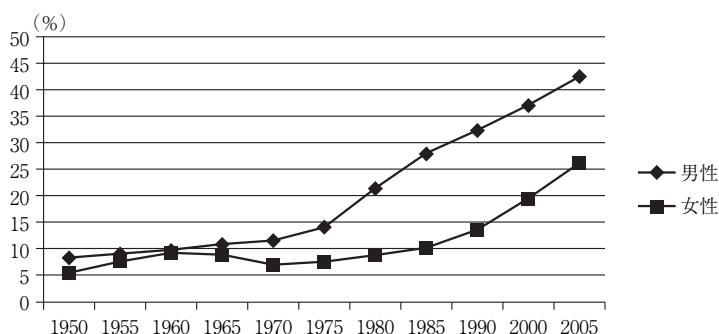
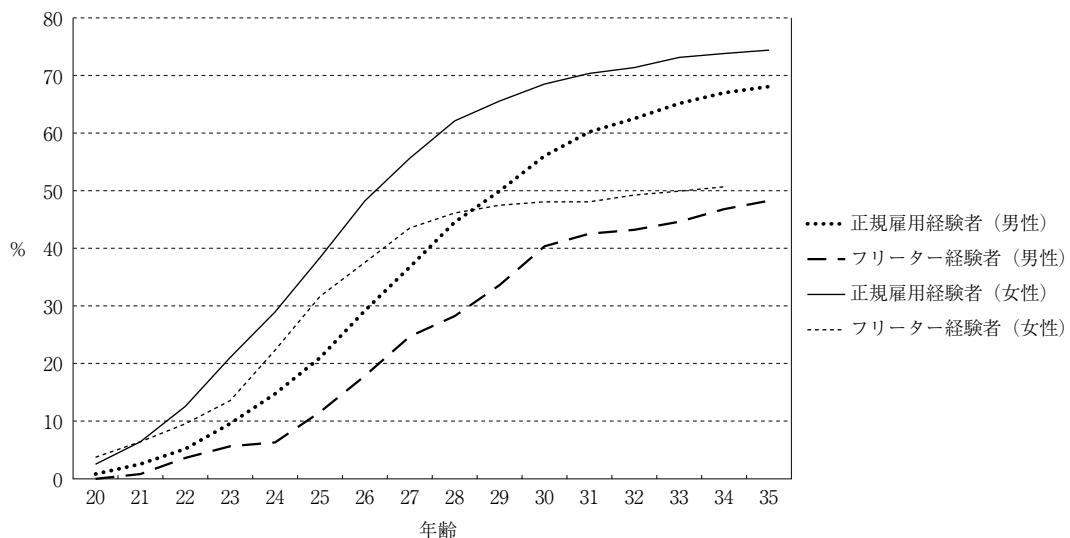


図3 30代前半の未婚率の推移

出所) 国勢調査各年



出所）酒井正／樋口美雄（2005）「フリーターのその後」『日本労働研究雑誌』No.535

図4 学卒1年後の就業状態が未婚率に与えた影響

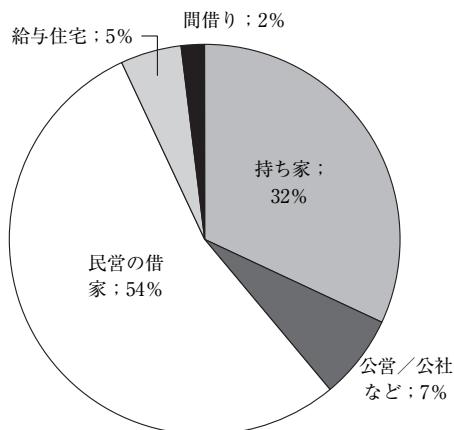


図5 単身世帯の住居

出所）国勢調査2005年

(図2)。それから、3番目が、これがまた日本の1つの特徴ともいわれます、親へのパラサイト、親と同居したまま未婚でいる世帯が増える。これは単身世帯化をとらないで、高齢核家族とかあるいは高齢母子世帯とか、そういう言い方がよくされますけれども、親世代と一緒に暮らしていく単身者が増えていく方向(図3)。これは去年、親が亡くなっても死亡届を出さないというような事件が

あって、大変びっくりさせられたわけですけれども、こういうパラサイトの形があるだろと思われます。

今日、貧困として問題になるのは当然後の2つの形、とりわけシングルで貧しいという状態の増大に着目することになると思います。実際、未婚率の高さが、非正規労働という雇用形態と関連があることが知られています。この下のグラフは酒井さん、樋口さんの「フリーターのその後」という論文で、学卒1年後の就業形態が未婚率に与えた影響というグラフですけれども、男性のフリーター経験者は非常に未婚率が高いことが分かっています(図4)。

この未婚化と単身世帯の拡大ですけれども、パラサイトの形をとらない、あるいは資産を形成できないという場合に、単身世帯の住居は基本的に民間の借家で、あるいは給与住宅とか間借りというのが若干、出てまいります。年齢別の単独世帯と住居種類のグラフをご覧いただきたいと思いますが(図5、図6)、1番上が単独世帯です。このカーブがちょうど非正規労働、失業のカーブと大変似ているのです。それから、数は相対的には少ないのですが、こういうデータに通常でてこない

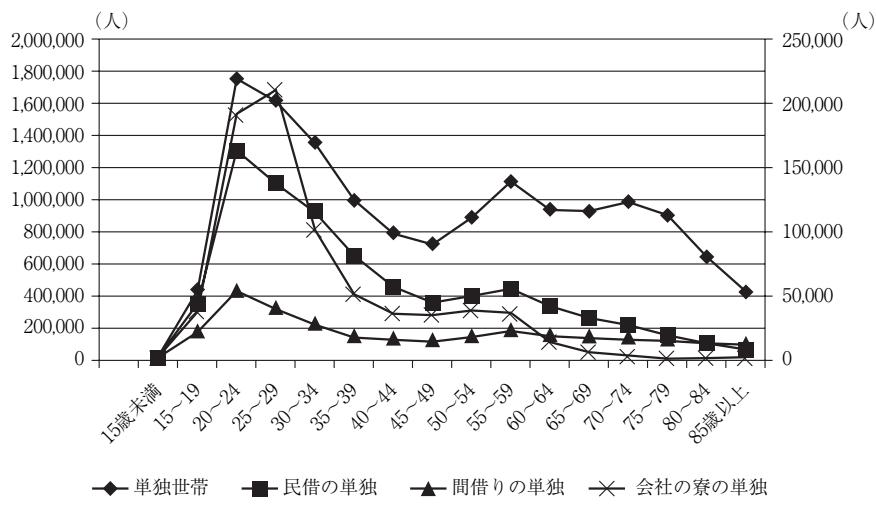


図6 年齢別単独世帯と住居

出所) 国勢調査2005年

住居形態として、住宅以外の建物に住んでいる人たち、住宅以外の建物を住居としている人たちが居ます。これは主に会社の寮とか住み込みとか、あるいは旅館とか、そのほか、住居として見なされないようなところで、国勢調査では「住宅以外に住む一般世帯」や「住み込みの雇人」などに分類されています。2005年の国勢調査で見ますとこれらの人々は、大体100万人強、存在しています。午前中のお話を中で企業ということが出てまいりませんでしたけれども、こういう、未婚で単身化をしていく人たちの一部は企業の提供する住宅や、福利厚生とまでいえるかどうか分かりませんけれども、企業の中に吸収されて、必ずしも貧困

がよく見えない。ところが、リーマン・ショックの後、雇用がそこで終わってしまうと、寮からも出るという形でその不安定とか貧困がはっきりしてくるという現象が生まれたわけです。

ちなみに、55歳から64歳の女性に対して、2004年に住宅所有の調査をおこなったことがあるのですが、その結果を表6でご覧頂きたいと思います。女性自身の持ち家の名義まで聞いた全国規模調査としては、これが初めてだと思います。50歳以上になりますと持ち家が増えてくるのですけれども、本人名義持ち家は女性の場合、非常に少ないわけです。未婚の場合も、持ち家の場合は親の家になります。それから、既婚の場合は夫の名義

表6 配偶関係変動と向老期女性の住宅

55～64歳女性 802名 2004年調査 (%)

	本人名義持家	本人以外持家	親の家	民間賃貸	公営賃貸	その他	無回答
未婚	25.0	8.3	50.0	16.7	0.0	0.0	0.0
既婚	18.6	66.3	5.1	5.6	2.4	0.2	1.8
既婚（離別）	25.5	18.2	7.3	38.2	9.1	1.8	0.0
既婚（死別）	55.6	16.7	5.6	16.7	3.7	1.9	0.0

出所) 科学研究費補助金基盤研究「女性の生活基盤と福祉課題」

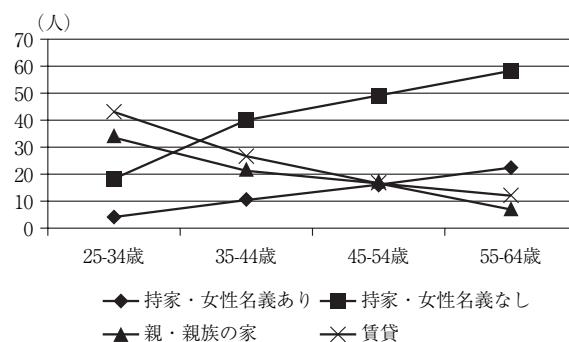


図7 女性と住宅

出所）家計経済研究所「女性と住宅所有」2004年

表7 持ち家層の女性名義の有無と取得方法

	名義有り	なし
購入	166 64.4%	457 81.2%
相続・贈与あり	92 35.6%	106 18.8%
計	258	563

出所）家計経済研究所「女性と住宅所有」2004年

の持ち家に住んでいる。離別の場合は、多くは民間賃貸に移動をしていくことになります。死別のような場合だけ本人名義に切り替わるという状況があります。

そして、女性全体の住居を年齢別に見ますと、図7のようになります。女性の持ち家は年々増えていくのですが、名義なしが増えているのです。四角で示されているのが名義なしです。決して、女性は持ち家に住んでいて安心ということではなくて、例えば、夫が死んだ場合、先ほど、死別のように女性にその名義が移ることもありますが、私たちの調査ではいきなり子どもの方に名義が移るということも示されています。右側にありますのは、持ち家層の女性名義の有無と取得方法です（表7）。持ち家名義ありという場合は購入もありますが、女性の親からの相続があった場合とか、贈与があった場合に若干増えます。持ち家層で名義なしという場合は夫が購入をして夫の持ち家になる。ただし、この場合に女性がその貯金などか

ら若干の寄与をしているのですけれども、それでも名義は夫のものであるという現象があります。

こういうことから、持続的な貧困と住宅を含めた資産の問題が浮かび上がります。借家居住とか貯金がないとか、借家でさえもない、労働と結びついた住宅を転々とするという単身の労働者の移動が、持続的な貧困の基礎にあります。こうした実態は、既存の統計ではまず把握できないわけですが、私たちが、例えば、ホームレスとかネットカフェに居る人々の調査をしますと、その3分の1は「住宅以外の居所」から出てくるということが非常によく分かります。こうした問題の根幹にあるのは、日本の社会政策の中に住宅政策が基本的に不在である、住宅政策が社会政策として十分、議論はされていない、あるいは位置づけられていないことにあるだろうと思います。

今日、第2のセーフティーネットの1つの要素として住宅手当が導入されはじめていますけれども、住宅手当という政策は実はさまざまなタイプの貧困に非常に有用であり、その基礎として役立つと考えます。これは単身だけではなくて母子や高齢世帯、あるいは若年の家族形成期に非常に有用です。日本の場合は先ほど、落合先生がおっしゃったような家族モデルと持ち家政策で来たわけですけれども、その持ち家政策においても夫婦共有名義が推進されてこない。日本は、家族主義でありながら、奇妙なことに銀行に共有名義の口

座を持てない国なわけです。こうした矛盾がさまざまに今日の貧困に投影されているのではないかと思います。

こうしたことから、それぞれの貧困に対する社会政策ではなくて、さまざまなタイプの貧困の基盤になる社会政策こそ、今、必要になっているのではないかと私は思います。このタイプの貧困に対してはこの政策というような政策導入がなされていますが、それらの基礎として考えた場合に住宅政策は、結婚、あるいは子どもを生むということを労働とは相対的に切り離して安定化させていく、大変、有効な政策だと思います。どうもありがとうございました。

#### 参考文献

阿部 彩 (2006) 「貧困の現状とその要因」 小塩隆

- 士ら編『日本の所得分配』東京大学出版会  
石井加代子／山田篤裕 (2009) 「年齢階級・世帯類型別にみた日本の貧困動態の特徴—慶應義塾家計パネル調査 (KHPS) に基づく貧困動態分析」  
社会政策学会『社会政策研究』(9)  
岩田正美・濱本知寿香 (2004) 「デフレ不況下の貧困の経験」『女性たちの平成不況』日本経済新聞社  
駒村康平 (2003) 「低所得世帯の推計と生活保護制度」三田商学研 Vol46-3  
酒井 正／樋口美雄 (2005) 「フリーターのその後」  
『日本労働研究雑誌』No.535  
橋木俊詔・浦川邦夫 (2006) 『日本の貧困研究』東京大学出版会  
原田 謙その他 (2001) 「高齢者の所得変動に関する要因」社会学評論 Vol.52-3/3  
樋口美雄ほか編 (2010) 「貧困のダイナミズム」慶應義塾大学出版社  
藤森克彦 (2010) 『単身急増社会の衝撃』日本経済新聞社

(いわた・まさみ 日本女子大学教授)

## 【パネル討論1】

## 格差、貧困論議を評価する

橋木俊詔



ただいまご紹介にあづかりました、同志社大学の橋木と申します。ゴルニック先生と落合先生の非常に格調の高い、グローバルなお話を聞きまして、それと、今の岩田先生の、日本特有の貧困、住宅問題の学問的な話をお聞きしたのですが、私は今日は非常にカジュアルな話をさせていただきたいと思います。私は週刊東洋経済というところにコラムを持っているのですが、そこで書いたものを基にしながら、格差問題がここ10年ぐらい日本でどういう変化を経てきたか、そして、今後を見通したら、こういう問題を日本はどういうふうに考えていったらいいのかという、政策の話を中心に、皆さんに話題を提供させていただきたいと思います。

格差問題といわれてもう10年以上がたちます。私も日本が格差社会に入った、なんていうことを言い出した者の1人ですから、こういう問題にずっと携わってきた者としては、ここ10年間ぐらい、どういうふうに論調が変わってきたかな、というのは非常に関心がございます。コラムの1ページ目の上の方に書いてあることをごく簡単に要約しますと、格差論議はどこにいったのかといわれるよう、国民の関心なり、特にメディア、あるいは政治家の方から格差、貧困という言葉があまりいわれなくなった。10年から5年ぐらい前は、選挙のときもまず、日本では格差を是正するということを多くの政党が選挙のキャンペーンで

いっていたのですが、昨年の参議院選挙ではもう格差という言葉はあまり使われなくなった。国民の関心がかなり変わってきたといえるかと思います。

格差論議はどこに行ってしまったのか。消えてはいないと思いますが、3つぐらいの理由を挙げてみました。1つはもう10年もやっていると、みんな、飽きてくる。メディアも新しいテーマに飛びつきたい、政治家もいつまでも格差なんていって選挙をやっていてもみんなの関心はないというわけで、メディアと政治家を中心にして格差、貧困への関心が減少してきたのが1つでしょう。2番目の理由は日本経済が非常に不振に陥っているという事態がここ数年、出てまいりました。皆さんもよくご存じのように、もう、今年から来年に中国のGDPに追い越される。それから、昨年でしたか、日本の1人当たりGDPは台湾に負けました。台湾が今、1人当たりのGDPが非常に高くなっています。あるいはシンガポールとか、そういうアジアの国が日本を追い越そうとして、日本の1人当たりGDPは、昔はトップクラスだったけれども、今はもう20番目に近いぐらいの低い地位に落ちているというわけで、日本経済が駄目になった、もう日本沈没という話があちらこちらでいわれておりまして、格差、貧困よりも日本経済をどうすればいいのかに関心が移っているのが第2番目の理由ではないかなと思います。

それから、第3番目の理由は格差とか貧困ということが数年前にいわれたのですが、当時であつ

ても、かなりの人が日本には格差問題はないと、格差問題のどこが悪いのかと反論がありました。昔、小泉元首相という方がおられて、国会で質問があったときに、格差社会をどう思いますかと聞かれ、格差社会のどこが悪いという返事をしたことがございますが、それを代表にして、格差は大した問題ではないと、経済を活性化しようと思ったら、ある程度、格差は見過ごさなければならぬという意見が数年前にも強うございました。その意見がやはり今、日本経済が駄目になった、日本経済をどうしたらいいかというのが中心の論調になってきますと、ネオリベといつてもいいかもしませんが、そういう考え方ばかり台頭しているといえるのではないでしょうか。そういう意味で格差あるいは貧困という問題が国民の論議からかなり低下したといっていいかと思います。

しかし、一昨年でしたか、今まで日本は貧困率という公式な統計は出しておりませんでしたが、民主党政権になってから、日本は15.7%の貧困率であるというのを統計で公表しました。アメリカに次いで世界の先進国の中2番目か3番目の貧困率の高さであることが公になったわけですが、これにて、あまり貧困の深刻さが日本で論じられていなかいという現状があるかと思います。繰り返しますが、なぜ、格差や貧困という問題が日本において中心的な話題にならなかったのかというのは3つぐらいの要因があるかと思います。しかし、格差、貧困とともにすごいわれた時代は無駄だったかといいますと、決してそうではございません。国会の議論、あるいは政策の分野において、やはり日本は格差を是正しないといけない、貧困者の多いのはなんとかしないといけないというわけで、かなり多くの政策は導入されております。そういう意味で、ここ数年間、格差、貧困を論議してきたことは決して無駄ではなかったと私は強調したいと思います。

その証拠をいくつか、そこでも紹介しておりますが、例えば、最低賃金のアップ。日本の最低賃金は世界の先進国の中で非常に低いレベルでござ

いましたが、やはり貧困者の多い1つの理由というものは日本の最低賃金の低いことが理由であった。これをアップしなければならないという合意がございましたので、ここ数年、日本の最低賃金審議会で毎年、かなりの額が上がっておりました。昔は最低賃金は数円しかアップされておりませんでしたが、今は10円、20円のクラスで上がっておりますので、これもやはり格差、貧困が議論された1つの貢献ではなかったかなと思います。それから、失業保険制度。日本では雇用保険制度といわれているのですが、どこの国でも雇用保険制度という言葉を使わずに失業保険制度といっているのですが、失業保険制度は雇用契約期間が短い人は入れなかった。これはセーフティーネットとしては非常に不十分ですので、雇用期間の短い人も失業保険制度に入らないといけないという合意がやはり、格差とかセーフティーネットとか貧困の論議で出てきて、これも改革が進みましたので、これもメリットであると。

いまだに格差、貧困論議の下で政策がうまく進んでいないのは正規職員と非正規職員の格差でございます。1時間当たり賃金、要するに、同じ仕事をしている人は同じ額の賃金を受ける、同一価値労働・同一賃金といつてもいいですが、この制度を導入せねばならないという声は結構、強いですが、まだそこが必ずしも導入の過程に入っていないといえるのではないかでしょうか。議論はされております。今年の国会でたぶん議論はあるでしょうが、皆さん、ご存じのように、もう今や日本の政治は混乱の極みでございますので、法律が通るかどうか、私にも見当がつきません。

そういう意味で、格差、貧困論議がいわれて、それに応じてかなり政策論議が進んで、実際の政治、経済の分野でも格差、貧困の是正を図るような政策はかなり導入されてきたといえますので、格差、貧困論議はそれなりに価値があったと私は認識しております。

しかし、まだ不十分な分野がございます。それが社会保障でございます。社会保障制度というの

はいろいろな制度がございます。年金制度にしろ、医療保険にしろ、あるいは介護保険にしろ、生活保護にしろ、失業保険にしろ、いろいろ制度はございますが、どの政治家も社会保障制度の改革は必要だといいます。ところが、実行に移らないというのが今の日本の現状であるのは、皆さん、政治の世界を見ておられて、日頃、感じておられることではないでしょうか。菅直人首相が強い社会保障、強い経済、強い財政という3つの柱をいいました。私も、これはなかなかいいことをいうなと期待しておりましたが、今やそんなことはあまりいわずに、小沢さんをどうするかとか、仙谷官房長官（当時）、前原外務大臣（当時）を首にするか首にしないかで、政治の世界は踊らされているという非常に不幸な状況にあります。そういう意味で私は、政治の世界がこれからやらなければならぬ最大の課題は社会保障制度の改革だと思っておりまして、私のこの論文の中では、後半部分でそのことを縷々述べております。

まず、社会保障を強くするには財源が必要だというのは、これも政治家、みんな、いうのです。財源が必要であるとはいうのですが、一体、どういう財源を何%で導入するかということになると、政治家ははつきりいいません。皆さん、ご存じのように、菅首相が参議院の選挙で消費税10%というようなことを口走りました。私は、あれが選挙の敗因だとは思いませんが、頭の中では消費税をアップしないと日本の社会保障制度はもたないというのは分かっているのだけれども、それを実行に移すだけの勇気が日本の政府にはないということを私は感じております。世界の先進国を見ますと、消費税アップを主張して選挙に勝った国が結構、ございます。オーストラリアも消費税のアップを公約にして勝ちましたし、ドイツのメルケル首相も消費税アップを公約に挙げて選挙に勝ちました。イギリスの保守党の新政権も、政権をとった後、消費税を上げました。これは財政赤字が大きいことに加えて社会保障支出をカバーするために、やはりどうしても財源が必要であるということでございましたので、私は政治の世界でこ

の財源をどうするかということを本格的に主張してほしいし、国民も、どの政党がどういう財源で何%の税率でいくということで選挙で争ってほしいという期待がございます。

そういうことを申し上げて、先ほど、もう日本の経済は弱くなってしまった、1人当たりのGDPも世界の十何位になって駄目だといわれて、では、その経済を復活するにはどうすればいいという議論も結構ございますが、それをやるには私は少子化対策を本格的にやらないと無理だなという認識をしております。経済学を学んだ方はグロース・アカウンティングという言葉をご存じだと思いますが、経済成長を規定するのは1番、資本、2番、労働、3番、技術進歩でございます。技術進歩に期待するところは非常に大きくございますが、労働人口もそれなりに伸びないと経済成長率を高くすることはできないというのもみんなの分かっている命題でございますので、少子化対策をやらないといけない。少子化対策をやるには私はやはり、社会保障制度の充実をやって、若い男女が将来に希望、安心をもって子どもを生むという決断をしてくれるようにもっていくしかないと見ております。

しかし、1つだけ日本で不幸な事実がございます。それは日本人が勤労意欲をやや失いつつある、先進国病に入っていると。一生懸命、働いて、お金持ちにならなくてもいいのではないか、そこそこ働けて、食っていけばいいではないかという意見を持つ人が多くなった。私はこの意見、反対ではございません。そういう意味で日本は、経済成長率3%, 4%というのはもう無理で、せいぜい1%か2%，勤労意欲が低下した、あるいは労働力が足りなくなるということで、そのぐらいでの経済成長ができれば、私は十分ではないかと思います。しかし、最大限、国民に安心を与えて、少子化対策だけはやってほしいという希望がございますので、これは社会保障政策の充実にかかると強調したいと思います。

そういう意味で、私が最近、出版しました本を紹介させていただきます。ゴルニック先生も自分の著書を紹介されましたし、そこにおられる西村所長も、「橋木さん、あんた、最近、書いた本をみんなに宣伝したらええやないか」といわれましたので、その希望にこたえて、最近の私の本を紹介させていただきます。申し訳ございません。1つは「安心の社会保障政策」、私が、日本はどのように社会保障改革をやらなければならないのかというのを福祉思想史と経済学の観点から述べているのがこの本でございます。もう1つはごく最近に出た本なのですが、「無縁社会の正体」。今後、日本の社会は、自分に頼るのか、それとも社会で安心を保つかの選択を迫られています。今まで、日本の社会は血縁、地縁、社縁がございまし

たけれども、そういう時代でなくなりつつある。となると、最後に残る選択肢は2つでございます。1つはアメリカ流の自己責任、もう1つはヨーロッパ流の社会なり国家が背後にあって安心を達成するという方法の2つしかない。今、私は、日本はその選択を迫られていると思います。

ついでながら、菅直人首相が東京のブックセンターで私の本を買っていただいたということが新聞に載りましたので、菅直人先生もこの本を読んで勉強していただければ非常にいいかなと期待して、私の話を終えさせていただきます。どうも、くだらない話で申し訳ございませんでした。

(たちばなき・としあき 同志社大学教授)

## 【パネル討論1】

## 貧困のジェンダー差

阿 部 彩

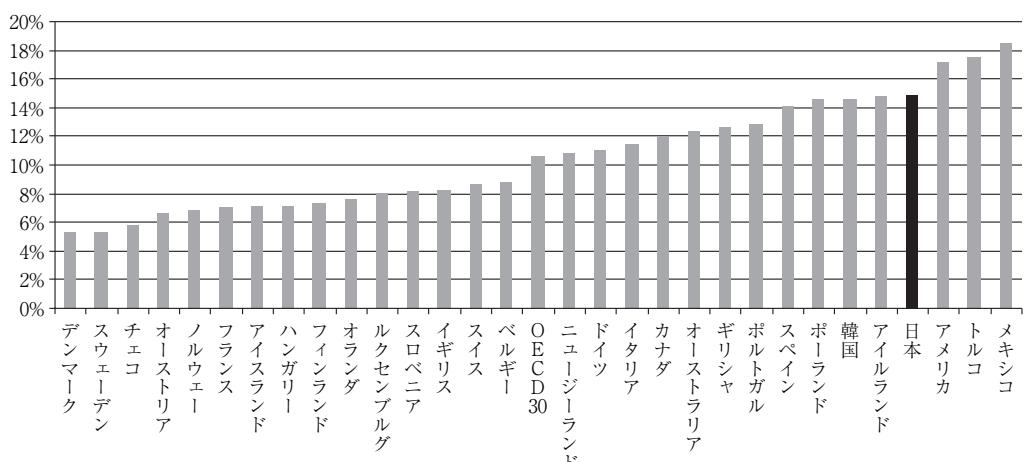


皆さん、こんにちは。いくつかの非常におもしろい論点を午前中から聞かせていただきました。私は当研究所で、貧困研究を専門としておりますので、貧困という観点から、それから、男女格差という観点からいくつかの統計データを提示させていただければと思っております。約20分、お耳を拝借いたします。よろしくお願ひいたします。

まず、もう皆さまがよくご存じのようなデータと思いますが、日本の貧困率のOECD諸国との比

較から始めます（図1）。これによりますと、日本は上から4番目で、OECD、30カ国の中でも決して貧困率が低いとはいえない国であるということを示しております。ちなみに、ここで使われたデータは2004年のときの所得データです。2004年は今から見ますと比較的経済状況が良い時期でございました。ですので、リーマン・ショック後、特に経済低迷がある中、この率がさらに悪化していることはもう必至のことではないかと思っております。

図1は老若男女すべての人を合わせた貧困率の話ですが、それでは日本は男女間の貧困率の差という観点からは、国際的に見てどうなのでしょう。表1は、ゴルニック先生が書かれたペーパー（Gornick & Jantti 2010）にありましたデータに、



出所) OECD (2008)

図1 OECD (2008) による貧困率（社会全体）

表1 相対的貧困率：

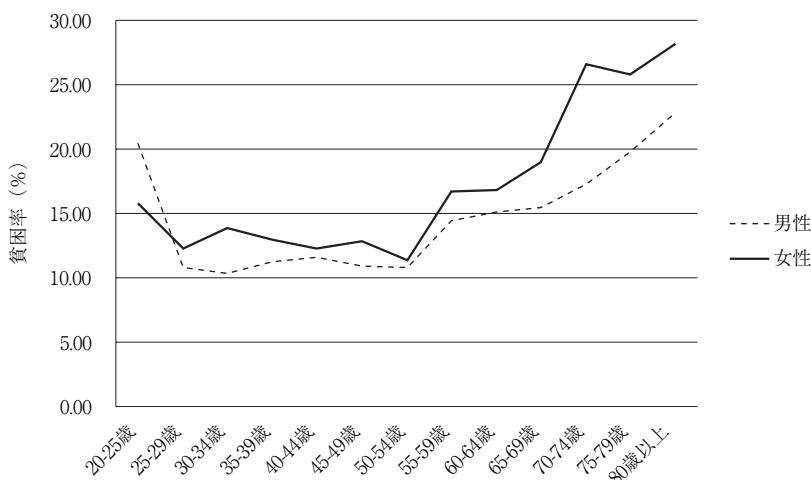
	可処分所得の貧困率				可処分所得の貧困率		
	M	F	F-M		M	F	F-M
アングロサクソン諸国				南欧			
オーストラリア	11.0	12.7	1.7	ギリシャ	8.9	9.9	1.0
カナダ	10.3	12.6	2.2	イタリア	11.2	12.0	0.8
アイルランド	10.6	13.5	2.9	スペイン	8.3	10.2	1.9
イギリス	8.5	11.0	2.5	平均	9.4	10.7	1.2
アメリカ	11.0	13.9	2.8	ラテン・アメリカ			
平均	10.3	12.7	2.4	ブラジル	17.3	18.3	0.9
大陸ヨーロッパ				コロンビア	16.9	19.1	2.2
オーストリア	5.7	6.5	0.9	ゲアテマラ	22.1	21.4	- 0.8
ベルギー	4.5	6.6	2.1	メキシコ	17.1	17.4	0.3
フランス	5.0	6.2	1.2	ペルー	21.9	22.3	0.4
ドイツ	5.4	7.1	1.7	ウルグアイ	14.9	15.5	0.6
ルクセンブルグ	5.0	6.5	1.6	平均	18.4	19.0	0.6
オランダ	2.7	4.6	2.0				
平均	4.7	6.3	1.6	日本（年）			
北欧				1995	9.63	11.03	1.40
デンマーク	3.8	3.2	- 0.6	1998	9.79	11.65	1.86
フィンランド	4.7	3.3	- 1.5	2001	11.52	13.12	1.60
ノルウェー	4.7	3.8	- 1.0	2004	10.04	11.94	1.90
スウェーデン	5.4	5.0	- 0.3	2007	10.96	12.61	1.65
平均	4.7	3.8	- 0.8				
東欧				average all years	10.39	12.07	1.68
ハンガリー	7.4	6.8	- 0.6				
スロベニア	7.3	5.8	- 1.5				
平均	7.4	6.3	- 1.1				

出所) 日本以外, Gornick & Jantti (2010) "Women, Poverty and Social Policy Regimes: A Cross-National analysis" LIS WP 534

日本: 阿部 (2010), 元データは「国民生活基礎調査」より筆者推計。

日本の5ヵ年分のデータを合わせたものです。ここで出している貧困率は、再分配後の可処分所得で計算したものです。Mが男性, Fが女性, F-Mが男性と女性の貧困率の差です。これを見ると、1995年から2001年にかけて全体の貧困率は上昇、

その後若干減少しています。この間、男女格差が上昇しているかを見たかったのですけれども、このデータで見る限り、確実に上昇しているという状況を見ることはできません。男性の貧困率も女性の貧困率もほぼ同じようなペースで推移してい



出所）男女共同参画会議監視・影響評価委員会「生活困難を抱える男女に関する検討会」

資料（2009.7.31.）

図2 年齢階層（5歳刻み）別・男女別 貧困率（平成19年）

ると言えます。

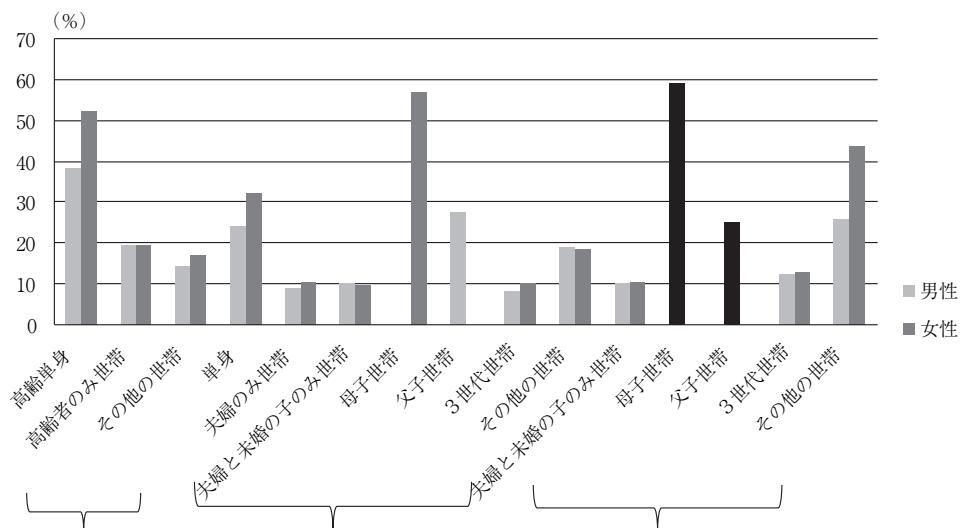
5ヵ年の貧困率の男女差を平均すると1.68になるのですけれども、この数値は大体、大陸ヨーロッパ諸国程度であると思われます。日本の社会保障制度はドイツ型といわれることもありますけれども、貧困や格差の観点からいいますと、非常にアングロサクソン的な数値となりますが、男女差はアングロサクソン国ほど大きいわけではない。しかし、特に北欧に見られるような、男性の方が貧困率が高いというような現象は日本では見ることはできません。

それでは、日本の貧困率の男女差を詳しく見てきましょう。図2は、男女の貧困率の差を見たものです。見ていただければ分かりますように、女性の生涯のほとんどの時期において貧困率は男性を上回っています。これは多くの諸外国でも同じですが、特に日本に特徴的といえるのは高齢期において男女格差が非常に大きくなるということです。図2では、1番最後の年齢層が80歳以上です。ここでは、圧倒的に女性の方がより高齢の方の数が多くなるので、その年齢効果によるところがありますが、70歳代や60歳代で比べても明らかに男女格差が年齢とともに上昇していることが分かります。また、これはちょっと話が全

体的な流れからずれるのですけれども、近年、顕著な兆候としては、20歳から25歳の男性の貧困率が急上昇しているということです。これは2007年のデータですけれども、時系列的に見てみると、明らかにこの山の上昇を確認することができます。

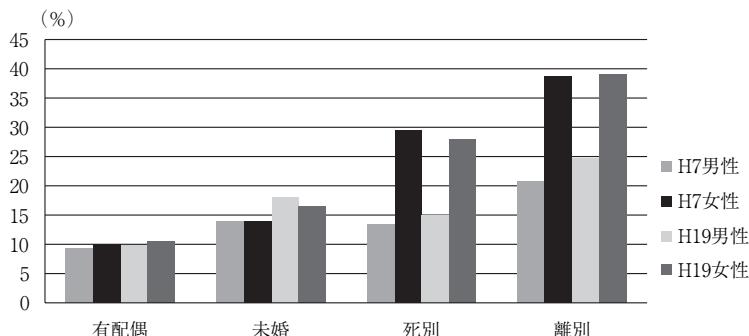
次に、世帯タイプで見てみます（図3）。一見して分かりますが、諸外国と同じように日本でも母子世帯の貧困率が非常に高い。ゴルニック先生のペーパー（Gornick & Jantti 2010）の中で母子世帯の貧困率が1番高かったのは確か35%とか40%という数字だったかと思いますけれども、日本はもう50%以上です。これはOECDのデータでも確認できており、OECD30カ国の中での母子世帯の貧困率は最悪です。それから、単身世帯というものは高齢者であっても、勤労世帯であっても非常に貧困率が高いのですけれども、その中で男女の格差が大きく見られるということです。高齢者世帯は約12～13%の差がありますし、勤労者でも5～6%の男女格差があります。

男女差が生じる要因の一つが、これは落合先生の話ともつながるかと思いますけれども、婚姻関係と女性の貧困が非常に密接に関連しているからです（図4）。図4では、離別、死別の人々は、男性も女性も貧困率は高いことを示しています。



注) 厚生労働省「国民生活基礎調査」平成19年、母子・父子世帯の子どもの男女別貧困率はサンプル数が少ないため計算不可

図3 年齢別・世帯類型別 貧困率（平成19年）



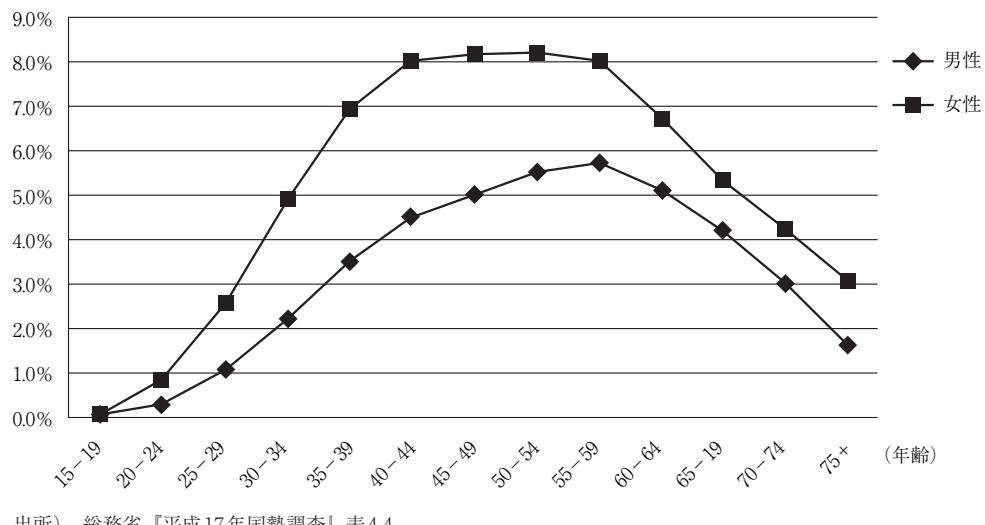
出所：阿部（2010）厚生労働省「国民生活基礎調査」各年より計算

図4 配偶関係別、性別 貧困率（1995, 2007）：勤労世代（20-64歳）

しかし、特にやはり男女格差が大きく違うのが離別、死別の人々です。

日本の人々の婚姻状況は、今、激変しています。岩田先生のご報告でも出たように、日本の男性の生涯未婚率は15.96%，女性は7.25%です。予測されるところでは2020年には男性で26.0%，女性では17.35%となされていますので、結婚しないというライフコースが当たり前のライフコースになりつつあります。結婚しない人が増えているということと、離婚が増えていることは皆さんもご

存じかと思いますけれども、実際に離婚者が社会の中にどれくらい存在するのかというデータを皆さんはありませんが見になったことがないかなと思います。これがその集計をしてみたもののですが、人口に占める離別者の割合です（図5）。男性の方が女性より低いのは、男性の方が、再婚率が高いからだと思われます。女性を見ると、40代、50代になりますと、全女性の8%は離別者なのです。私が、特にこのデータを皆さん的心の隅に置いておいていただきたいと思うのは、離別の話に



出所) 総務省『平成17年国勢調査』表4-4

図5 年齢別、人口に占める離別者の割合（2005）

なると、よく母子世帯の話で、母子世帯の貧困率が非常に高いので、子どもの貧困という観点からも政策的にも話題になることが多いのですけれども、子どものない離別の女性の話は全く出てこないからです。子どもが20歳を超えて母子世帯でなくなってしまった女性について、全然、政策的な議論はないのですが、実は、先ほど見ましたように離別者の貧困率は非常に高い。そして、中年の女性であれば1割弱の人々は離別者であるということです。この数字は劇的に増加しています。50歳代前半の女性で見ると、1960年代では2.9%、20年後に4.1%、その20年後に7.3%で2005年には8.2%になっております。

次に、ワーキング・プアの話もさせていただきたいと思います。ワーキング・プアといったときに、近年、よく日本の中で話題に上がったのは若年の男性のワーキング・プアの問題でした。派遣村が一昨年ですか、ニュースとなりました。ゴルニック先生のために解釈いたしますと、これは年末に派遣先から解雇されて、または契約が切れ、労働が切れたと同時に宿舎から追い出される。先ほど、岩田先生の話にもありましたように、宿舎から追い出されることによって、もう身ぐるみ一つで路上に出されるという人たちが年末

に非常に増加したことに対してボランティアの団体が大きなテント村を作ったという事件でした。この派遣村に来たのがほとんど男性であったということもあって、ワーキング・プアというと、若年者で、かつ男性の問題であると思われていることが多いのです。ですが、家事をしていたり、学業をしていたりといったようなパートタイム的な労働ではなくて、主な日中の活動として仕事をしているという人たちの中で、かつ、個人の所得ではなくて世帯の所得で見ますと、男性より女性の方が貧困率が高く、また勤労世帯よりも高齢者の方が高いのです。65歳以上の女性で働いている人の中の4人に1人はワーキング・プアになります（図6）。

ここまで、いくつかの統計をご紹介させていただきました。まとめると、貧困の男女格差について、日本は他の先進諸国と類似する状況で、場合によっては他の先進諸国よりも悪い状況があるかと思います。女性は男性より貧困に陥りやすい、女性の勤労所得が男性を下回る、ワーキング・プアが多い。それから、家族が重要なセーフティネットであるため、家族タイプや婚姻状況による貧困率の差が非常に大きく、特に、母子世帯の貧困の状況は深刻ということかと思います。

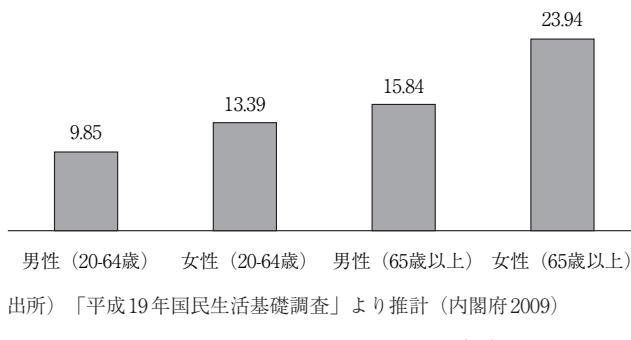


図6 ワーキング・プアの比率 (%)

ここで、今後のディスカッションの糧にするため、いくつかの質問を提示させていただきます。まず、第一に、何が貧困の男女格差を生んでいるのかということです。ゴルニック先生のペーパーの中にあった表で、きょうのプレゼンテーションで使われなくて残念だったものがあります。それが、男女の学歴別の貧困率の表です。それを見てみると、英語圏諸国では、低学歴の女性と低学歴の男性の格差は非常に大きいのですが、高学歴の女性と高学歴の男性の格差はそれほど大きくなっています。一方で北欧では逆で、低学歴者に限ると女性の貧困率が男性より低いということがありました。これが日本ではどうなのかということですが、非常に気になるところです。残念なことに、私は学歴別の男女別の貧困率を統計として持っておりませんので、これはぜひ、今後の研究課題として考えていきたいと思っています。つまり、高学歴化すれば、女性は貧困から逃れるすべを身につけるのかということです。このところについて、今、日本の状況はどうなのか、落合先生、岩田先生、橋本先生、もし、ご示唆があれば、ぜひ、教えていただきたいと思います。

男女格差を生む、もう1つの経路が労働市場です。落合先生の話の中でも出てきたような、労働市場におけるジェンダー規範が挙げられます。それが問題なのか。つまり、同じ能力を持っていても労働市場においてその能力が同じように評価されないということ、または同じように発揮できないワークライフバランスの問題なのかと、そのところももう少し検証する必要があるのかと思い

ます。

最後の経路が家族です。何回も出でていますけれども、日本の中で、貧困の最大のセーフティネットは家族でした。それが崩壊してきたとき、機能が低下してきたときに、女性の方により多くしづ寄せが来るのか、それとも、男性なのかということです。もちろん、離別の男女を見た場合には女性の方が貧困率が圧倒的に高いので、女性の方がしづ寄せが多いと考えられることもあります。でも、一方、貧困、孤立、社会的排除という観点から見ますと、女性の方が家族ともつながりやすいですし、ネットワークも保持するのです。女性は、例えば、本当に困ったときに、自分の親のところに、すみません、助けてといったり、家族でなくてもきょうだいであったりとか、いろいろなつながりが持てたりすることが男性より多いということで、家族が崩壊したときに、もしかして、より影響が多いのは男性の方なのかもしれません。

2つ目の質問は今後、貧困の男女格差は縮小するのかということです。データ的には、これは縮小するのではないかと思われるような動向が見えています。これは女性の貧困率が下がったからではなくて、男性の貧困率が上がってきましたからです。残念ですけれども、今後、男性も女性も貧困化することによって男女格差がなくなっていくという皮肉な結果があるのか、もし、ヨーロッパ諸国や他の国、LISなどで示唆があれば、ゴルニック先生、ぜひ、教えていただきたいと思います。

3つ目の質問が、男性の貧困と女性の貧困はど

こが違うのか、という点です。今日、私が使わせていただいたものやLISのデータなども、所得という1つの観点だけから測られる貧困ですけれども、本当の生活困難とか、それによる健康被害ですか、貧困の諸側面を見たときに、男性の貧困と女性の貧困はやはり根本的に違う要素を持っているのではないかと思われます。例えば、女性では特に貧困と暴力の関係が密接であったり、性産業や社会の暗い部分に吸い込まれていくようなところが非常に多かったりして、それが女性の貧困をより見えにくくしているわけです。

また、長期的な観点からも女性と男性の貧困は異なる可能性があります。特に、女性の貧困の慢性化、長期化が気になるところです。男性の貧困は景気が良くなれば回復するものなのかもしれません、女性の貧困はより構造的なものがあります。日本の中での貧困のパネル研究は実は岩田先生が紹介してくださった、家計経済研究所のデータによる研究の蓄積があるのですが、このデータは対象が女性のみなので、比較できません。男性

も含めて、長いパネル調査はほとんどないのです。ですけれども、やはり、この慢性化、長期化という観点から、女性の貧困と男性の貧困は根本的に違うのではないかと思われます。LISは、クロス・セクショナルな調査ですが、もし、他の外国でもこのような研究があるのであれば、ぜひ、その結果を教えていただきたいと思います。以上で、私の報告といいますか、質問とさせていただきたいと思います。ご静聴、ありがとうございました。

#### 参考文献

- Gornick & Jantti (2010) "Women, Poverty and Social Policy Regimes: A Cross-National Analysis", Luxembourg Income Study Working Paper No.534.  
OECD (2008) *Growing Unequal?* OECD, Paris.  
内閣府男女共同参画会議監視・影響評価専門委員会  
「生活困難を抱える男女に関する検討会」資料  
2009年7月31日

(あべ・あや 国立社会保障・人口問題研究所  
社会保障応用分析研究部長)

## ディスカッション

ジャネット・ゴルニック，落合恵美子，岩田正美，  
橋木俊詔，阿部彩，松本勝明（司会）



松本 ここではパネル討論2ということで、基調講演者、パネリストの皆さんと、本日のテーマについての全体的な議論を進めてまいりたいと思います。なお、後半では、会場からちょうどいいした質問についても、基調講演者、パネリストの皆さんにお尋ねしてまいりたいと思います。なにぶん時間が限られていますので、ちょうどいいしたすべての質問についてお答えいただくのは、難しいかもしれません。できるだけ効率的に進めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

先ほどパネリストの3人目として、阿部部長から3つの質問が提起されましたので、この3つの質問を中心的話を進めていきたいと思います。

まず、何が貧困の男女格差を生んでいるのかという質問についてのお考えをお伺いしたいと思います。最初に、落合先生、よろしくお願ひいたします。

落合 阿部先生の1つ目の質問については、性別分業型の家族を前提とした社会の仕組みと、それを前提とした社会政策が、男女の格差を生んでいると、私は答えたいと思います。性別分業を前提

とした働き方ですから、家庭責任がある人は働きにくくて辞めざるを得なくなるという職場のあり方、それから、家族の中でケアをしているのは当たり前だということで、ケアという労働の価値が見えなくなっていること。ですから、その労働が、たとえ施設などでなされる場合も、その価値は不适当に低く評価されていると思います。

それから、家庭責任のために仕事を辞めた場合に、今の社会保障制度だと、その期間が評価されることはありません。日本の場合は、第3号被保険者があり、厚生年金に入っている夫を持つ妻の場合、収入が一定程度よりも低いと、その人たちには保険料を払わずに年金に入ることができるのですけれども、これは必ずしもその貢献を評価されているわけではありません。家事をしたり、それから、ケアをしたりしているから、その分が評価されているという論理に、きれいになつていなくて、非常にあいまいです。家事やケアをしていくということなら、自営業者の妻もしていますし、あるいは、男性でもしていますし、未婚の人でもしている人はしています。

そういう意味で、国によりましては、第3号のようなあいまいな概念の代わりに、社会的貢献に対して年金を払う。その社会的貢献は、労働して税金を払うだけではなくて、子どもとか、障害者、それから、高齢者のケアをしている場合も、その期間は保険料を払ったことにするという扱いにしている国もあります。

ですから、日本でも従来の性別分業型の家族を前提とした制度をやめて、個人単位にする。個人の社会的貢献、仕事だけではなくて、ケアも含めた社会的貢献に対して、社会的に見返りを与えていくという制度に変えるべきだと思います。それでも、さらに貧困に陥るようなケースに対しては、またそれなりの扱いが必要だと思いますけれども、基本的には制度設計をそのように変えることが一番重要だと思います。

松本 ありがとうございました。それでは、続きまして、ゴルニック先生、よろしくお願ひいたします。

ゴルニック ジェンダーギャップの原因についてですね。確かにこれは非常に複雑な多様な側面を持っている問題だと思います。われわれが特に研究し、検討すべき点が3つあると思います。つまり、女性と労働、家族構成、そして、所得移転という3つの要素です。これらのことが、男女間の格差について理解する上では欠かせない点であると思います。落合先生がおっしゃったように、男女間での経済格差の最も顕著な背景としては、有償の就労に対するこだわりがあると思います。

複数の側面があると申し上げましたけれども、それは、国や地域によって違いがあるからです。特定の国や地域においては、収入は労働時間によって決まります。こうした地域において、もし女性の就労時間が男性よりも短く、また、女性の方が就労時間に対する見返りが低いならば、女性の収入が低くなってしまうという状況があります。

そして、こうしたギャップには、職業別の男女差、性差別があるということに、われわれは着目しなければなりません。多種多様な原因が相互に関連しあって、最終的には雇用面での男女間のギャップを生んでいる。あるいは、特定の地域においては、就労時間に対する所得の格差をもたらしています。すべてのいわゆる先進国において、このジェンダー間における対称性が見られます。北欧諸国と南欧諸国とでは、制度面での違いが非常に顕著になっています。ですから、労働市場に関するところは、それぞれの国や地域における背景情報を見ていかなければならない。そうしないと、貧困のギャップの原因の本質を理解することはできません。

2点目は、家族構成の側面だと思います。先進国では、非常に多くの単身家族が存在します。単身家族のうちの、80パーセント、89パーセント、あるいは、90パーセントで、女性が世帯主となっています。そのような家庭で子育てがされる場合ですけれども、つまりシングルペアレントファミリーということになりますが、この大半は、男性よりも女性が世帯主となっています。こうした現状が、結果的に非常に貧困を生みやすい状況をもたらしています。シングルペアレント

ファミリーでは、しばしば、育てられている子どもの子育てがうまくいかないということが起こります。そうすると、悪循環を生んでしまいます。ですから、貧困の差の原因の1つは、家族構成の変化にあると思います。

3点目は、所得移転の問題です。例えば北欧諸国におきましては、子どもを持っている世帯に所得移転を行う制度が充実しています。そうなりますと、シングルペアレントであったとしても、マイナス面というのは、所得移転によって相殺されます。したがって、こうした格差は軽減されることになります。北欧諸国では、かつて、女性でシングルマザーというのは、結婚している女性と、それほど大きな所得格差はなかった。しかし、アメリカでは、シングルマザーであった場合には、非常に大きなハンディを背負ってしまうことになります。なぜならば、所得移転の制度が十分に整っていないからです。このように、女性と労働、家族構成、そして、所得移転制度という3つが貧困による格差を考える上で重要な要素であると考えます。

松本 ありがとうございました。橘木先生、よろしくお願いいたします。

橘木 お二人がもう十分に男女間でなぜこんな貧困格差があるかを説明されたので、私は理由については加えることはございません。むしろ、どういう対策があるかの1点だけです。女性に対して、結婚しても、出産しても、絶対に仕事を辞めるな。これが私の提言です。私がこういうことを言い出したのではなくて、私の京大のときの大学院生が、こういうことを盛んに言っておりまして、日本の社会では、とにかく辞めたら不利を被るのは女性だけである。一度辞めると次の職の条件は悪くなります。だから、絶対に辞めるなということを、私は提言して、それが貫ければ、男女間の貧困格差というのは、かなり縮まるのではないかと思います。以上です。

松本 ありがとうございました。岩田先生、よろ

しくお願ひいたします。

岩田 まったく同感ですけれども、私は女子学生だけの居る大学で教えていますけれども、みんな辞めるというライフ構想を、あらかじめなんとか持っているだけではなく、最近は就職も難しいものですから、いきなり専業主婦という職業はどうだろうかと聞かれたりもするような状況があります。それは、日本の場合、M字の底が高学歴でも深いというところに、日本の女性の就労の、おそらく一番大きな問題があるのだろうと思いますけれども、その厳しさというのが、あまりにいわれてしまっているためにか、逆にそんな両立なんてできないと最初から考えてしまうような女性も少なからず出てきているのかもしれません。ただ、先ほど落合先生のスライドにもありましたように、そう思っているのと、実際は、また別かも知れないのですけれども。いずれにしても、女性の高学歴化は、M字の後、見合う職がない、その教育投資を回収できる賃金を出すような職を得られないというところに、決定的な問題があり、なおかつ、これだけ多様化、流動化といいながら、新卒中心の労働市場が崩れていないということもあります。

それから、産業構造が非常に変わってきていますけれども、同時に、一本調子の雇用者化も進んでいます、むしろ、高度経済成長の前、ないしは、前半のような、例えば中卒でも自分が生きていく道を見つけられるというような道（自営業とか）が、だんだん閉ざされてしまっている。そういうことで、学歴が高まっても、貧困率が男女とも非常に高くなるし、女性の高学歴に対する投資が回収されるような道が、まったく閉ざされてしまっている。おそらく格差があるとすれば、そこに1つの大きな問題があるのではないかと思います。

もちろん日本の場合は、もう1つは、落合先生のいう、伝統ではない伝統といいますか、モデルとしての専業主婦というのが、文字通りの専業主婦ではなくて、パート主婦である。パートタイマー労働である。その質的労働の1つのタイプ

が、そういう家系補助パートタイマーであったために、そことの競争で、女性のM字の後の賃金というのが、かなり引き下げられていくということが大きいのではないかと思います。

松本 ありがとうございました。何が貧困の男女格差を生んでいるのかという質問に対して、皆さま方から、社会保障制度、所得移転、女性の就労に関する、男女格差を生んでいる要因についてのご説明をいただきました。また、貧困の男女格差を是正するための対策についてもお話をございました。今のお話を受けて、質問者である阿部部長に、もし追加のご質問などありましたら、いただきたいと思います。

阿部 学歴のところで、日本は男女ともに非常に高学歴化していますけれども、低学歴というのが貧困の決定的な要因となりつつある。低学歴というのは、高卒以下になりますけれども、そういう観点から、諸外国の経験ということを非常に興味深く感じました。北欧諸国で、なぜ低学歴層においては、男性のほうが女性より貧困率が高いのでしょうか。逆にいえば、北欧は、男女とも貧困率が低いのですが、女性が低学歴であるということがそれほど決定的にならない理由は何なのかというところを聞かせていただければと思います。

松本 ゴルニック先生への質問だと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ゴルニック 大変興味深いご質問です。今の阿部先生のご発言は、北欧諸国では、低学歴の場合、男性のほうが女性よりも貧困の確率が高いという、ほかの国とは異なる特徴がある、それはなぜだろうかというご質問でした。これは、私の研究結果から導き出される推察ですが、公共セクターにおける雇用ということが、非常に重要な役割を果たしていると思います。まずは、北欧諸国の場合には公共セクターが非常に大きく、公共セクターにおける女性の雇用率が高いということが原因としてあげられると思います。公共サービス

が女性の雇用を支えているということです。北欧諸国では、意図的に公共セクターの規模を増やしており、この部門における女性化が進展することで女性の雇用率が高まるということになっています。これには、あきらかに、労働市場における雇用格差を縮小させるという政策的意図があると思います。

ただ、これは驚くべきことですが、所得の構造を見てみると、公共セクターの所得分布は民間部門よりも分散が小さくなっています。民間セクターとは異なり、公共セクターについては最低賃金があるために、職業スキルの分布からみてあまり高いスキルを持たない労働者でも、最低限所得はそれほど低くありません。その一方で、高いスキルを有するトップクラスの労働者については、例えば企業のCEOなどと比べると、公共セクターの所得は高くはない。これは、興味深い事実です。北欧諸国の女性に関しては、スキルの分布で比較的低い労働者を見ると、公共セクターのほうが雇用の利点があるわけです。他方、スキル分布の上位に位置する労働者では反対のことが起きています。つまり、公共セクターにおける女性の所得にはガラスの天井があると言われています。

文脈は異なりますが、少し似た状況がアメリカにもあります。黒人と白人の労働者に関して、特に州の公共セクターでは黒人労働者の雇用が多くなっています。そして、その場合に、同じようなパターンが見られます。スキルの分布の下位のほうでは、賃金の利点が黒人労働者にあります。しかし、民間セクターではそれはないわけです。こうした構造によって最低賃金は引き上げられますが、他方で、所得の上限があるということになります。

こうした状況を考えると、こういった格差研究をする場合には、常に平均値を良く見る必要があります。上と下を見るだけでは、隠蔽されている部分が見えなくなってしまう危険性があるわけです。そうしたことが、北欧諸国の男女の格差にもつながっていると思います。

松本 ありがとうございました。どなたか、さら

にご意見ご質問がございますか。

ゴルニック では、私のほうから1点追加的な意見を言ってもよろしいでしょうか。橋木先生のさきほどの若い女性に対するアドバイス、つまり、出産後も仕事は辞めるべきではない、というアドバイスの精神については私も賛成ですし、特に、労働市場の男女間格差を埋めるために必要だと思います。しかし、それだけではなくて、若い男性の学生に対して、妻が出産した場合には、育児休暇を取ってください。そして、家に帰っておむつを取り替える。そして、お皿洗いをするなど、もう少し家事を手伝ってあげてください、といったアドバイスをすれば、労働市場内での女性の地位が高まると思います。男性は台所の仕事をするべきです。そして、子どもの世話もすべきです。男女が同じことをすべきだと、私は思います。つまり、橋木先生のアドバイスに少し追加の部分を加えてみただけです。女性よりも男性の行動が変わらなければ、労働市場内の男女格差は縮まらないと思います。労働市場で女性の地位が向上し、男女の平等が実現されるためには、男性の行動が変わって、家庭内における無償の労働をもっと提供する必要があると思います。多くの先進国では、女性よりむしろ男性に変化が求められていると思います。

松本 よろしければ、2番目の質問に入っていきたいと思います。2番目は、今後、貧困の男女格差は縮小するのかという質問です。今度は岩田先生のほうからお話をいただければと思います。

岩田 私も貧困の男女格差について、きちんとしたデータに基づいて考えたことがないものですから、的確な答えができるかどうか分かりませんけれども、あえていえば、男女にかかわらず、貧困のリスクは高まると思います。これは先ほど申し上げた単身化、あるいは、未配偶化ともかかわっておりまして、男女とも依拠する家族、あるいは、依拠する労働の場を得ることができない場合に、貧困リスクが非常に高まっていく。企業や家

族を介した福祉を享受できないということです。

ですから、男女格差が縮小するのかどうかというのは分かりませんけれども、ただ、日本の場合、パラサイト型でいったときに、単身者の貧困自体が一部隠されてきますので、どのように男女格差を今後取り上げていくかというのは、大変難しい、しかし、大事な問題だと思います。

これは三番目の問題ともかかわり合いまして、貧困が見えているか、みえていないか、把握できるか、できないかという問題がもう1つありますので、多分そういうことともかかわって今後の問題になると思います。

松本 ありがとうございました。橋木先生、よろしくお願ひいたします。

橋木 私は3つ答えたいと思います。まず1つ、働いている男女に関する貧困の格差は、最低賃金をもっと上げるという方法で解決できる可能性がある。一番目、最低賃金のアップです。二番目は女性に非正規労働者が非常に多いという現実がございますので、正規と非正規の間の1時間当たり賃金、同じ仕事をしているなら、同一価値労働、同一賃金という原則を、日本でもできるだけ導入する方向に持っていくというというのが二番目の方策。三番目は、女性で貧困が一番目立つのは、単身の高齢の女性です。夫を亡くして一人で住んでいる女性が、とにかく貧困の代表選手ですので、こういう人たちの貧困をなくすには、繰り返しになりますが、年金制度の充実である。私は基礎年金全額税方式、夫婦であれば17万円、1人であれば9万円という案を主張しております、そのため消費税は5パーセントから15パーセントにアップせねばならないと計算しておりますが、これが入れば、高齢の女性の貧困は削減できます。以上です。

松本 ありがとうございました。ゴルニック先生、よろしくお願ひいたします。

ゴルニック 今、おっしゃったことに、すべて賛

成します。ただ、重要なのは、それと逆行する傾向もあるということです。多くの方が指摘しておられますと、日本も参画してOECD諸国の中いろいろな所得データが蓄積されつつあります。これらの調査結果として、格差や貧困のパターンについて、多くの変化が反対方向に、矛盾する方向に出ていたということが明らかになってきたという点です。つまり、女性の労働供給によって女性の貧困リスクは削減されるわけですが、同時に一人親が増えている、つまり、女性が家長となっている世帯が増えたことで、貧困のリスクが増えているということです。ですから、こういった変化を要因別に分解して考える必要があります。

また、市場所得と家計所得とは別個に考える必要があります。つまり、貧困は男女格差を隠蔽してしまう危険性があります。家計レベルで見ているときに、例えば夫婦の家計での貧困レベルを見たときには、男女格差、あるいは、労働市場内の男女格差、あるいは、所得の格差を隠すことにもなります。ですから、こういった数字は分解して考える必要があります。ただ、労働市場の変化が男女格差を減らす方向には向いているとはいえるけれども、そうではない要素もあるわけですから、非常に複雑だと思います。

松本 ありがとうございました。落合先生、よろしくお願ひいたします。

落合 阿部さんが、すでにこれについて答えを1つおっしゃいましたけれども、男性の状況が悪くなることによって、男女の格差が縮まっていくことがあるということです。私もその方向ではないかと思っているのです。私の話の中で、韓国の例を用意していたのですけれども、先ほど話す暇がなくなってしまいました。韓国の例で何をいおうとしたかといいますと、1997年の通貨危機の後で、韓国では男性の雇用の不安定化が進みました。女性ももちろんのですけれども、日本と韓国の不安定雇用の割合を調べてみると、男女差が韓国ほうが小さい。つまり、男性もかなりの割合で非正規になってしまったというのが、韓国

の状況なのです。

これは悲惨ではないかと思うのですけれども、この悲惨が次のステップへの契機でして、非正規と正規の同じような労働に対する賃金の差が、韓国では日本より小さいという研究があります。つまり、男性も大勢が非正規になると、正規と非正規の差をなくさなくてはいけないと、どうやら社会は動くらしいのです。そういう意味で韓国は男女の格差が、ある意味狭まっている面があるようです。

それから、社会制度に関しても、こういうときに政府は必死になるのです。韓国の政府、特にノ・ムヒョン政権になってから後、2000年代に、急速な制度改革が進みました。日本と韓国はよく似ているといわれていましたけれども、2000年代に大きく差がつきまして、男性稼ぎ手モデルからの脱却を韓国政府は意識して進めました。ですから、女性が働きやすいように、保育所整備などを進めています。日本の保育所は60年代に整備されていますから、それでも日本のほうがまだいいという状況ではあるのですけれども、韓国の政府ははっきりとした方針を持ちました。それは危機がより深刻だったからで、それが男性を直撃したからでしょう。

今日のジェンダーの問題は、女性よりも男性の問題だという意識を持つことが必要なではないでしょうか。ジェンダー問題といふと、女性のほうが不利な状態にあるから、女性をなんとかしなくては、というふうに、よく論じられますけれども、きょう見せていただいたいろいろなグラフの中で、2つ印象的なものがありました。1つは、岩田先生も阿部先生も見せてくださいました未婚率の上昇のグラフです。1990年代の後半から急速に上昇していくという、岩田先生のグラフがそれです。それから、最初に金子さんが見せてくださった自殺率のグラフです。これは衝撃的だったので、男性の自殺が急に増える時期がある。それが90年代の後半です。90年代の後半に日本社会は大きく変わったのです。そのことをもっと強調するべきで、この頃に日本は男性が苦しい社会となりました。男性の自殺が増え、男性の未

婚率が上がりました。今日の日本は男性が苦しんでいる社会なのです。これを救ってあげなければいけない。そうするために女も働いてあげたい。というのが、男女格差の縮小の方向についての私の意見です。

もう一つだけいっていいですか。私は橋木先生のご提案にはいつも感心しているのですけれども、きょうは一つどうかなと思うことがありました。女性は仕事を辞めるなどおっしゃいました。まさにそうだと思うのですけれども、岩田先生もおっしゃいましたように、今は、最初から仕事に就けない時代です。特に女性の場合は就きにくい。橋木先生が『男女格差』の本の中でもおっしゃっていましたけれども、大学のレベルの差で、女性の間で格差が生まれている。あるレベル以上の大学でないと、女性はフルタイム雇用してもらえないというか、正規雇用してもらえない。あけすけな言い方ですけれども、それ以下とみなされた大学の出身者は、女性の場合、非正規でしか最初から採用してもらえない。すごく平たく紹介しますと、そういう章があったのですけれども、そうしますと、今、女性のうちのかなりの部分は、最初から非正規でしか仕事ができなくなっているのです。そういう人たちは育児休業の対象外に置かれています。そうしますと、女性は仕事を辞めるなというアドバイスは、私は10年前のアドバイスではないかと思います。非正規就業がこれだけ増えてしまった時代には、違うアドバイスになるのではないかと思うのです。

それと関連して、最近労働意欲が落ちてきていて、先進国病かなと、先ほど橋木先生がおっしゃっていましたけれども、これも高度成長時代の考え方だなと感じました。今ヨーロッパでは、労働意欲が下がっているというか、労働一辺倒ではない価値観の模索ということが、むしろ始まっていると思うのです。特に若い世代を中心に、働くだけが人生の価値ではない、お金だけが幸せをつくるのではないという。ですから、下りていく思想というか——某新聞に『坂の上の雲』を批判して、今は下りていく思想が必要な時代なのだというのがありましたけれども——がむしゃらに働く

くばかりがいいのではないという価値観が広まること。だから、非正規という働き方の中にプラスを見出すこと。しかも、それをプラスだと感じられるような労働条件を整えること。その基本は、これも橋木先生がおっしゃいました、同一価値労働同一賃金だと私は思いますけれども、そういう下りていく時代の価値観と社会の仕組みをきちんとつくっていく。それはヨーロッパではある程度できかけているのかもしれませんと感じています。

**松本** ありがとうございました。橋木先生、いかがでしょうか。

**橋木** 痛いところを突かれました。一番目の、最近は女性の就職が厳しいのではないか、私の話は10年前の、女は仕事を辞めるなというのは古いというお叱りを受けたのですが、おっしゃるとおりだと思います。その意味で、採用側がどういう態度で臨むかと、最初から正規とか、非正規とか、あるいは、総合職とか、一般職とかいう区別なしに雇えるような方向に持っていくのが、次の政策論議ではないかと思います。

二番目のご質問、私は落合先生とまったく同感で、働くだけがすべてではないという気持ちを日本人はもっと持つていいのではないかと思っています。したがって、落合先生に何も異論はなくて、一生懸命働いてお金持ちになりたい人は、どうぞ頑張ってください。そういう人にもチャンスを与えましょう。しかし、ほどほど生きしていくだけで自分は十分だという生き方です。私は野球が大好きで甲子園球場によく行っているのですが、お金を稼いで、そして、甲子園球場に毎日行けるだけの金があれば、それでハッピーではないかと私も思っていますので、何も反論はありません。

**松本** 二番目の質問はこれぐらいにしまして、次に三番目の質問についての議論に移りたいと思います。一番目、二番目の質問への答えの中で、三番目の質問にかかるお話を出てまいりました。したがって、ここでは追加的なご意見がございましたら簡単にお話しいただくようお願いしたいと

思います。三番目の質問は、男性の貧困と女性の貧困はどこが違うかということです。まず、落合先生、よろしくお願ひいたします。

落合 この2点目で阿部先生が挙げてくださっています、女性の貧困と暴力の関係ということに、私はこのごろ目を開かれたことがあるのです。女性の貧困関係の運動をしている人たちと話をする機会があったのですけれども、そのときには、学者の議論は女性の貧困と不可分の暴力とか性の問題を論じない。それがきれいな事だといわれました。

例えれば家庭内暴力などで家に居られなくなつて、路上に出るということがあります。ですから、普通に奥さんだった人が、それで家を失ってしまう。それから、職場のセクハラというのは、男性にとったら、ちょっとした人生の失敗かもしれない。少し出世街道から外れるかもしれないようだ。しかし、された側の女性はそれでしばしば職を失ってしまいます。された後、たとえそれを訴えても、そこに残り続けることができなかつたり、辞めてしまう人が結構います。黙って辞める人はもつといいます。だから、セクハラは女性の人生にとったら経済問題なのだといわれたのです。こういう女性たちは、セクハラを受けたのが原因で食べられなくなるのです。これまでそういうふうにセクハラの問題を扱ってきたでしょうか。職場でセクハラがあつたら、ふつうはその男性を罰して終わりなのですけれども、女性が居心地が悪くなつて辞めてしまつたりしたときに、その人の人生に、いったい職場はどういう責任が持てるのか。所得保障ができるのかとか、次の職場を紹介すべきなのではないかとか。大学でもセクハラがありますけれども、それで辞めてしまう女子学生が居ます。結局男性の先生にも復讐をして、男性の先生も辞めたりするのですけれども、これで両成敗なのか。女性は被害者だけれども、やはり辞めてしまうのです。そういう場合にどう保障していくらいいのかとか、そういう広い議論が欠けていたのではないかと思いました。

それから、性というと、女性の貧困ということから、水商売に流れていくということがかなりあ

ります。でも、私たちは貧困問題について論じるときに、水商売の人たちも含めてということをあまりいわなかつたのではないでしょか。暴力や性と地続きである女性の貧困という問題を、きちんと扱うということが重要ではないかと思います。

松本 ありがとうございました。ゴルニック先生、よろしくお願ひいたします。

ゴルニック 私からは、2点申し述べたいと思います。落合先生がお話をしてくださいましたように、セクハラもやはり貧困には関係があると思いますが、この問題は雇用や失業保障の政策のあり方と密接な関連性があると思います。失業保険のシステムをみると、ほかの国でも同様だと思うのですが、アメリカでは、失業保障はかなり限定的にしか提供されていない。例えば、解雇された場合、自分で自主的に辞めた場合、もしくは、何か過失をした場合に職を失うなど、多種多様なケースがあって、その方たちにどういうふうに職を保障するのかについて、アメリカではさまざまな法律があります。1995年以降、アメリカでは雇用保険法の改革を行いました。例えば、セクハラも雇用保険を得るための妥当な理由として認めるようになりました。これは大きな変化だと思います。

妥当な理由とは何かを定義する場合に、セクハラが入ることで、セクハラでなくとも、例えば、ドメスティックバイオレンスから回避するためには、今の職場を辞めて別の場所に移り住む必要があるような方に対する職の保障を条項として盛り込むことが可能になりました。アメリカの多くの州では、子育てをしている方が職を失った場合、1935年当時は、彼女たちの職を保障するような法律はなかなかなかつたのですが、そういう意味では、セクハラが「妥当な理由」の一つとして認知されたことは、アメリカの雇用保障政策における大変重要な政策転換であったと思っております。

それから、男性の貧困と女性の貧困はどこが違うのかという質問に対してですけれども、多くの違いがあると思います。1つ最も重要なことは、

社会制度の中、したがって、公的な所得移転の中での、男性と女性の的確性に違いがあるということです。欧米諸国で見られることですが、社会的に排除されている貧困層の男性にはまったく所得の移転がない。労働市場とのリンクがなく、また、子どもも持っていないために、社会保障システムの網の完全に外側に存在するような男性がいます。アメリカの場合、ホームレスは2つに分けられます。目に見えてホームレスのシングルの男性、それから、もう1つは、ホームレスの女性。ただ、彼女たちは場合は子どもたちがいます。子どもたちはシェルターにいるので、実際にストリートで生活をすることはなくて、目には見えないのですけれども、このようなかたちで、アメリカのホームレスは2つに分類できると思います。子どもがいる母親たちは、シェルターに入ることができますので、公的な給付も受けれることもできる。それに対して、男性のホームレスは社会的にも完全に隔絶されているという意味においては、女性と大きく違うのではないかと思います。ただ、それらを分析する研究は、あまり十分になされていないと思います。

**松本** ありがとうございました。橘木先生、よろしくお願ひいたします。

**橘木** 私はもうないです。

**松本** 岩田先生、よろしくお願ひいたします。

**岩田** これもなかなか難しいのですけれども、私が調査をしているような、極貧状態といいますか、あるいは、社会的な排除状況にあるような貧困と限定してみると、男性の場合は年齢に非常に関連していくとして、U字カーブといいますか、40代後半から60代ぐらいまでのところと、20代から30代の若いところに特徴的に現れます。この二つの年齢層は、自殺率も高い、孤独死率も高いのです。ところが、女性はそのようなはつきりした年齢的特徴を持たずに出でています。もちろん女性の場合は、なかなかビジュアルなたちはとらないの

で難しいのですが、たまたま路上でつかまつた人たちの年齢を並べてみると、あらゆる年代が出てくるのです。

男性の場合は、ダイレクトに就業からの排除と結び付いて、今述べたような傾向が現れるわけですけれども、女性の場合は、そのことと、もう少し別の要因が絡んで、例えば家族とか、あるいは、就業でも男性とは違う形態の就業場面と関連しながら、かなり個別的な様相をとるような印象があります。

大量に女性を観察するのは非常に難しいので、私たちは例えば生活保護の施設を利用されている女性とか、類似の宿泊施設などを利用される女性の調査などもするわけですけれども、そういう場合も、病気の問題だと、かなり問題が複雑に絡み合って出てくる。男性ももちろんそうなのですけれども、男性の場合、大きな要因として、労働市場から押し出されるということがとても明瞭ですけれども、女性はそこまで明瞭ではない。つまり、逆にいと、もともと女性は労働市場にきちんとインクルージョンされていないものですから、そうなるわけでしょうが、多様な要因が非常に複雑に絡み合っているような印象を受けています。これらの要因をうまく説明するほどの大量のデータというのは取れないものですから、印象ということです。

**松本** ありがとうございました。これで、阿部部長から出された3つの質問についてのお答えをいただきました。それに加えまして、私からも1つだけ質問させていただきたいと思います。私がお尋ねしたいのは、貧困や格差の問題に対応して、今後の日本の社会保障政策どうあるべきかということです。おそらく先生方は、さまざまご意見をお持ちだと思います。時間は限られていますけれども、ぜひその一端をお述べいただければと思います。今回は、阿部部長からお願いしたいと思います。

**阿部** 先ほど橘木先生が、アメリカ型の社会になるのか、ヨーロッパ型の社会になるのか、今日日本

は岐路に来ているというお話をなさいました。私もまったく同じ印象を持っております。日本型でそのままいくというのは、もう無理な話であって、落合先生の話にあったような、いわゆる人口的なデモグラフィック・ボーナスみたいなものも使い果たしてしまって、今はそれが負債になっている状況で、この先どうしていくかという決断の時期かだと思います。

先ほど、落合先生がおっしゃったこととつながるのですけれども、今男性も非常に苦しい状況になつて、初めて日本の中での貧困対策が論じられるようになりました。本当にこの間までは、貧困なんか存在しないというのが正式な見解だったわけです。でも、派遣村とかで、男性が貧困に陥るのが可視化することによって、貧困に焦点が当たるようになって、それに対する対策が打たれるようになってきた。このことは1つの大きな第一歩だと思います。

貧困対策を行うにあたつて、それなりの財源が必要だということは、みんな分かっていますし、消費税の議論も、やっともしかしたら始まるのかというところが見えてきたという印象を持っています。橋木先生はどう思つていらっしゃるか、お聞きしたいと思うのですけれども、私は、今までまったく無理であったのが、少し見えてきたという気はします。

ただ、1つ懸念を申し上げさせていただきますと、今議題に上がっているいろいろな格差対策とか、貧困対策というのは、やはり男性の格差に対する対策なのです。それが例えば職業訓練であつたりするのですけれども、そこにジェンダーとか、落合先生が提示されているようなケアをどうするのかとか、そういうことを本気で話し合うという、ヨーロッパ諸国で見られた政策転換が、日本ではまだ見られていないと思います。

それが、小手先の、言葉は悪いですけれども、ゴルニック先生はアメリカの方で、失礼かもしれませんけれども、アングロサクソン型の貧困の川下対策といいますか、市場からこぼれ落ちた人たちに対して、ちょっと対処してあげましょう、少し職業訓練をして労働市場に戻しましょうとか、

所得保障を1ヵ月なり、2ヵ月なり、半年ぐらい期間限定的にして、それで終わりにさせましょうとか、貧困線ぎりぎりの所得保障だけをなんとかしておきましょうというだけの議論で終わってしまっていたら、日本はまた景気がよくなれば、一時的に問題はまた水面下になるかもしれませんけれども、根本的な問題解決をせずにそのまま行ってしまう。本当に方向転換ができるかどうかというところが、今の正念場で、これはもうぎりぎりのところまで来てしまったので、これから変わるものかもしれないという希望とともに、これから、あと1年、2年の方向性を非常に期待と懸念をもつて見ている状況です。

松本 ありがとうございました。岩田先生、よろしくお願ひいたします。

岩田 日本の貧困の特質については、今までずっといろいろ話があったわけですけれども、日本だけではなくて、現代の貧困の1つの大きな特徴は、いわゆるワーキング・プアでしょう。特に日本の場合は、貧困率と失業率を比べれば、すぐお分かりのように、失業率のほうが貧困率よりはるかに低いわけです。つまり離職して職がなくて貧しいという人よりも、職があって貧しいという人のほうが多いわけです。稼働年齢期の貧困層の8割は、働いていて貧困なわけです。ですから、貧困対策の要点は就労対策ではないということになります。そうではなくて、今ある就労の条件をよくしていくというのが、おそらく1つの解になっていくのではないかと思います。これは先ほどから出している最低賃金なり、男女同一労働・同一賃金なり、そういう方向が1つは考えられると思います。

しかし、労働市場から賃金として分配されるものだけに依存することは非常に難しいというのは、これもまたすでに議論があつたところで、そこで、社会が何を用意するかということですが、これは私が先ほど申し上げました、住宅手当の導入を日本でも考えるべきだと思います。これは、生活保護という一種の完全なかたちでの社会扶助以

外のパート型社会扶助といいますか、すでに貧困なワーキング・プアと、高齢期の、特に単身で持ち家形成できなかった人たちが、基礎年金ぐらいのレベルで生活する場合の対策として非常に有効だというのが、その理由です。

この場合は、住宅の現物ではなくて手当を、一定の所得制限のもとで導入するというやり方で、これは単一の政策ではなくて、例えば年金との組み合わせ、あるいは、生活保護から住宅扶助を独立させて、低所得対策として拡大する。したがって、例えば雇用保険との組み合わせというような、いろいろなバリエーションが考えられていくと思います。さらに大きなメリットは何かといいますと、これは市民として社会へ帰属する基盤を崩さないで済むということになります。つまり、市民権がはく奪されない状態で、貧困からもう一回抜け出ることが可能になるということなのです。

日本の貧困、あるいは、現代の貧困の一番の大きな問題は、そこが崩されてしまったということで、これが落合先生の言葉ですと、20世紀の初頭、ないしは、19世紀型の貧困に一回戻ってしまったということではないか。20世紀を通してつくれてきた市民権をベースにして貧困対策を考えないといけないわけですが、それには選挙にも行けるし、いろいろな社会保障の資格を失わないよう、住居をきちんと保障する。それが就労移動しても、配偶関係が変動しても、住宅手当が付く。つまり、それによって、住宅変動しても、住宅手当によって常にどこかで住宅が確保される。こういうかたちに編成していくことが、今日の日本の社会保障の具体的再編にとって非常に大事だと思います。

そのことが第二のセーフティーネットのところに少し入ってきたわけですけれども、まだ非常に縮こまつたかたちで、おそらく財源問題が一番大きいと思いますけれども、真剣な議論にならないというのは大変残念に思います。

松本 ありがとうございました。橋木先生、よろしくお願ひいたします。

橋木 こここの段、あるいは、私が話したときに、個々の政策についてはかなり述べましたので、繰り返しません。1つだけいうと、財源調達をどうするか。この1点に凝縮されていると思います。政治家が勇気を持って、これだけの財源を取るから、これだけの保障を皆さんにやりますということを、ぜひともいってほしい。そして、国民はそれに応じて決める。例えば、いろいろなアンケートを見ると、消費税をアップしても、政府がきちんと社会保障をやってくれたら、消費税のアップを容認しますという意見が、もう日本では半数を超えてます。そういう意味で、国民もその用意がありますので、あとは政治家の決断だと思います。

きょうはゴルニック先生に1つ質問があります。先ほど私は、日本はアメリカ型にいくべきか、ヨーロッパ型にいくべきかといいました。アメリカにおきましては、すべての人の加入する皆保険制度は拒否してござりました。つまり高齢者の医療制度に関する議論にこだわっております。従いまして、米国におきましては、この姿勢というのは非常に保守的だと思います。これを変えるということは不可能なのでしょうか。

ゴルニック それは橋木先生のご質問ですか。

橋木 では、このように言い換えましょう。このような質問を投げ掛けた場合、その答えとして、この医療保険制度、皆保険制度というのは、社会主義的な考え方であると回答が戻ってきます。大半の国民はそう信じているのですか。

ゴルニック 少し頭を整理したいと思います。阿部先生が、アメリカに住む私に気を遣ってくださって言葉を選んで意見をおっしゃられたのですが、私も同様に、アメリカの社会保障制度については、プラスの面は何もいっていません。アメリカの生活は楽しいと思っていますけれども、福祉制度はいいと思いません。このことは、私としては悲惨なことだと思っていますし、また、非常に恥ずかしいと思っています。私は、

ヨーロッパの社会保障制度の研究者として、アメリカの選んだ道を批判的に見て、困惑を感じております。アメリカ国民が皆、私と同じ意見かどうか分かりませんし、ひょっとすると多くの国民は違う意見かもしれません。しかし、私自身は、アメリカの社会保障制度、例えば医療保険、特に勤労世帯の保険制度に関するものは、本当に悲惨なものだと思っています。

アメリカの政治は、一触即発というかたちで、少し謎めいており、いろいろな意味で保守的な社会でもあります。こうした整理の仕方は単純化過ぎているかもしれませんけれども、アメリカの子どもは母乳で育って、自由市場経済の優越性を教えられる。そして、政府の介入規制補助金やなんらかのそういう所得移転は、自由市場経済の邪魔だと考える。ほとんどのアメリカ人は、市場は放置すべきであると信じています。本当はそうではないのですけれども、そう考えている人が多いわけです。財政に関しては、非常に保守的な政治的な文化がアメリカにはあります。

もちろん、こうした考え方には、時代によっていろいろと変わってきます。1つ申し上げられるのは、選挙でオバマ大統領が選出されることは、アメリカにとって非常に重要な変化だったと思います。でも、だからといって、政府に対する世論は変わらなかったわけです。選挙の直後、最初は、世論に海のような怒濤の変化が起きたと思っていました。これでようやく1つの光が見えたと、大きな政府も有利な点があるということを国民が認識したと思ったのですが、実際にはそうではなかったということがすぐに分かりました。いろいろと複雑な理由でオバマ大統領が選ばれたわけですが、これまでの2年間を考えますと、保守派の再台頭が起こっています。

多くの点で失望している人もたくさんいますが、アメリカ史上初めて、100年ぶりに医療保健制度が大きく改革され、国民皆保険による新しい医療保険制度ができるということで、ある程度支持を得たわけです。でも、これはそれほど大きな成功とはなりませんでしたし、このシステムが今後維持されるかどうかかも分かりません。アメリカ

の政治には、非常に根深い社会主义に対する批判があり、それ自体、非合理だともいえます。ただ、制度的に見て、アメリカ的な規範に従うべきか、ヨーロッパ的な規範に従うべきかを問われた場合、私個人としてはヨーロッパ的規範が良いと思いますが、一概にヨーロッパ的規範といつても、ヨーロッパ内における制度のばらつきは大きく、決して均質ではありません。EUは今27カ国の政府があるわけですから制度は国によって大きく異なります。その中で、最も良い結果を生んでいるのは北欧諸国と西ヨーロッパの一部だと、私は思います。

長くなってしまった申し訳ありませんが、もう2点申し上げたいことがあります。家庭と仕事の両立支援策、デンマーク、スウェーデン、フィンランド、ノルウェー、そして、アイスランド、それから、フランスとベルギーのシステムが模範的で、これらの国々のシステムは、多くの意味で最も成功した社会福祉政策だと思います。こういった政策は、小さな国にも移転できると思いますが、北欧諸国、フランス、ベルギーを見ると、さまざまな要素が絶妙に組み合わさっていると思います。これらの国々の母親の雇用と出生率をみてみると、OECDの中でも、母親の雇用率も高い。そして、これが最も顕著な例だと思いますが、これらの国の出生率は、以前は下方に向いていた出生率が、今は上昇に転じており、ヨーロッパで一番高くなっています。これは非常に重要な点です。一番高い出生率は、1.7から1.9と上がってきており、それは今後も維持されると予想されています。また、母親の雇用率が高いということで、子どもの貧困率の低さにつながっています。アメリカは比較的女性の雇用率は高いですが、特に高等教育を受けた女性の雇用率という意味では、OECDの中でもアメリカは低い方です。

最後に、小売り、食料品、病院など5つの低賃金業界における最低賃金と、最低賃銀に関する制度や仕組みを調査し、先進6カ国について比較した研究結果が、最近本としてまとめられています。この本は非常に有益な情報をわれわれに提供してくれています。こうした情報から、先進国に

おいてワーキング・プアが広がっているということは別に不思議なことではないと思います。アメリカでは24%, つまり、平均の3分の2以下の労働力が、低賃金労働者でした。デンマークでは7%です。ヨーロッパの多くの国では10%以下の労働者しか低賃金労働者ではありません。しかし、ヨーロッパ以外の国では4分の1, 3分の1が低賃金労働者になっているわけです。デンマークでは労働は相当流動性が高いですし、その国における、労働者の集団交渉力や団体交渉、市場政策などが、こうしたワーキング・プアの比率に影響を与えます。ですから、こうした問題は、政治的というよりは、制度的な問題であり、国によってばらつきがあったとしても、さほど不思議なことではないと思います。

松本 ありがとうございました。落合先生、よろしくお願ひいたします。

落合 社会保障改革の方向性ということですと、先ほどいいましたように、旧来の家族を前提とするのではなくて、個人単位にするということ、それから、広い意味での社会的貢献に報いるような制度設計にするということ、つまりケアも評価するということ、それが必要だと思っています。

しかし、もっと考えるべきだと思っていることは、今も社会保障改革ということで、社会保障という制度の中に視野を限ってしまっていますが、これは狭過ぎるのではないかということです。私の発表で、最後のところに用意していたけれども、そこまで行かないかなと思ったらやはり行かなかつたところは何かといいますと、アジアの他の国との比較です。アジアの福祉レジームについて、国家だけではなくて、市場、家族、コミュニティー、それぞれがどのように、ここでは育児と高齢者ケアなのですけれども、それに寄与しているかというのを国際比較で調べました。

なぜこのモデルになるか。なぜアジアにおける社会保障政策の比較というプロジェクトではなくて、福祉レジームの比較というプロジェクトになるかですけれども、答えは簡単です。社会保障政

策だけに限ったらそれほど発達していないアジアでは、人々の生活の多くの部分は、国ではなくて、家族とか、マーケットとか、コミュニティーとか、もっと他の社会的な要素に負っているところが大きいからです。

きのうちょうど「海外社会保障研究」の編集会議で、特集の打ち合わせをしておりました。その特集は、女性と年金、高齢女性の所得保障というテーマで、きょうのテーマの連続ですので、請うご期待です。そのときに韓国についての章を書くことになっている金先生が、年金についての説明をしながら、年金の額が低いということを強調されました。だから韓国で年金についての男女格差の話をしても、あまり意味がないかもしれない、むしろ民間の生命保険に入っている人が多いとおっしゃっていました。

だから、所得保障だけ見ても、マーケットの力が大きいというのがアジアの現状です。ましてや、ケアについては本当にそうとして、家事労働者とか介護労働者が外国から入っていますけれども、こういう人たちを家庭で雇用しているケースが多いです。それから、施設も民間のものが多いです。そういう意味で、アジアではマーケットの役割を無視すると、人々の生活の全体像が全く見えてきません。また、家族といっても、広い意味で親族まで含めた助け合いが重要です。その2つを入れなければ、アジアの人々の生活は語れません。

ですから、市場に関する限り、アメリカ型か、ヨーロッパ型かとしばしば区別しますけれども、アメリカ型といってきたものは、実はアジア型でもあるのです。日本以外のアジアの国は、かなりマーケットに依存しています。ですから、これはアメリカの話ではなくて、アジアの話なのです。社会保障が未整備なまま、「圧縮された近代」が進行している国の問題なのです。

それで、私は国家と市場がどのような役割を果たしているかを描いてみました。各国がどの辺りのバランスになるか、描いてみました。ルクセンブルク・サーベイのようなものをやっているわけではないので、各国でのリサーチに基づくイメー

ジ図ではありますが。それによりますと、日本よりも他のアジアの国はマーケットにはるかに依存している。中国やシンガポールは、国家が子育てについては強い役割を果たしているので、国家の軸でも上のほうにありますが、高齢者ケアについては全然そういう感じではありません。図示すると、日本がもっと上に行くほうがいいかもしれません。ですから、今のアジアの中での日本の位置というのは、一国だけ少しヨーロッパをまねてみたという、それがアジアの中での日本の位置なのです。少し社会保障を頑張ってみた。これからどうするのか、という。

私が今恐れているのは、日本がアジアの周りの国を見ることです。アジアの周りの国を見て、「やはりアジア型があるのだ。マーケットに依存して、家族が頑張れば、アジアはやれるのだ。日本はなまじ社会保障を頑張ってきたけれども、やはり無理だからやめて、アジア型でいこう。」となるのではないか。私はこれを今一番恐れています。

このときに忘れてはいけないのは、今のアジアの国には、まだ人口ボーナスがあるということです。経済的にも上り調子です。日本の60年代、70年代と同じと考えればいい。私が日本についていたかったことは、日本が60年代、70年代にやったことは、その後はもう人口学的・経済学的条件の変化によってできないということです。しかし、日本では政策的な失敗があって、80年代に高度成長期のシステムを固定してしまいましたので、90年代から後が「失われた20年」になったのだと思います。日本は文化的な特性を信じ過ぎて、80年代に間違いました。同じことをアジアの国が今、するのではないかというのが心配です。ましてや、日本はもう人口学的・経済学的な好条件を失ったにもかかわらず、周りのアジアの国がこういうトレンドになってしまったから、そちらでいこうかとなつたら、真っ先に壊れるのは日本社会です。それを私は一番恐れています。それだけはやめましょう。

それとは反対に、日本が今まで築いてきた社会保障制度は結構いいのだ、頑張ってこれを伸ばしていくのだというのを、アジアの他の国にも広げ

る。これが良い方向だと思うのですが、どうでしょう。これを輸出しませんか。

**松本** 司会者のほうから、唐突に、貧困・格差に対応した新しい社会保障政策のあり方についてお尋ねしたにもかかわらず、先生方からアメリカ、ヨーロッパ、アジアのほかの国との比較も含めて、この問題を考える上で大変参考になるコメントをいただき、どうもありがとうございました。

**橘木** 落合先生に1つ質問があります。家族と公共部門と自立でいきましょう。自立というのはマーケットです。この3つでいきましょうというのが、日本型福祉社会といわれました。この日本型福祉社会を、今のアジアの国に広めようというお勧めですか。

**落合** そうではなくて、その前の60年代ぐらいから、例えば保育所もだいぶつくってきましたし、それから、年金制度もできていますし、実はある程度やってきました。だから、70年代、80年代にやった失敗を、あれは失敗だったとアジアにいましょうということです。

**橘木** では、日本の60年前に戻れ、ですか。60年代、日本はまだ皆保険制度ではなかったですよ。

**落合** だから、今まで積み上げてきたものを大事にして、このぐらいまでなるととてもいいよというのをアジアの国に広めたいと思うのです。

**橘木** よく分かりません。すみません。

**落合** 70年代、80年代というのは、言説とやったことがずれています。実際は社会保障制度の建設は進んでいました。しかし、政治的な言説というのは少し違っていて、賢いお役人のしようとしたことと政治家のいうことが、どうも違うらしいのです。しかし、聞こえてきた政治家の発言は、家族とコミュニティーが頑張ればいいみたいなことをいっていました。

橋木 それを日本型福祉社会といったのです。

落合 そうですね。でも、実際にやってきたことは、その後も社会保障制度の建設を続けてきました。70年代の初めに望んだほどの水準にいっていないのかもしれませんけれども、続けてきたと思うのです。アジアの国が言葉の部分だけを受取って、やはり社会保障を発達させなくて、家族とコミュニティーでアジアはいけるのだと思ったらいけない。だから、あの言説は間違いで、日本がやってきたことを見てくださいというのがいいのではないかと思うのです。

橋木 100パーセント納得していませんが、時間を見るといけないので、細かい論争は二人で京都でやります。

松本 会場から頂いているご質問への答えに移りたいと思います。残された時間があまりありませんので、基調講演者への質問を中心に、お答えをちょうだいしたいと思います。まず、ゴルニック先生への質問です。1つは、ルクセンブルク所得研究でみた場合に、各国間、および、国内の所得格差は広がってきていますが、その理由は何だとお考えでしょうかという質問です。もう1つは、スウェーデンにおいて家族休暇が生まれた背景について、何かご存じであればお教えくださいということです。よろしくお願ひいたします。

ゴルニック 手短にお答えしたいと思います。世帯の所得格差が広がってきているという意味ですよね。国内の所得格差が広がっているということは、世帯の所得格差が拡大しているというふうに解釈してよろしいですよね。これに関しては、さまざまな先行研究や統計が出ていて、ぜひ皆さんに見ていただきたいと思います。

私の記憶が正しければ、1980年代の前半以降、OECD諸国の半分が、この数年間で所得格差が縮まっていると思っています。これは安定的な所得格差の縮小ということではないかもしれませんけれども、全体的にはならすと、そのようにいえると

思います。世帯の所得が上がっている国に関していえば、賃金が上がっていることが1つの理由だと思います。エコノミストや、それ以外の社会学者などもいっています。賃金の分配がより平等になった、それから、テクノロジーが、より高いスキルを持った労働者に、より高い賃金を払えるようになったということもいわれていますし、それが世帯の所得格差の縮小に寄与しているという話もあります。

2つ目は、社会学者の主張です。これは、多少言い過ぎかもしれません、多くの国において、所得の高い男性は所得の高い女性と結婚する傾向にあるようです。その男性と女性の賃金のレベルが同程度の相手と結婚をするということで、所得の平等性が、そういった夫婦の中で見られるようになっている、ということだそうです。

それから、小規模世帯の台頭も影響していると思います。日本でも見られる動向だと思いますけれども、世帯がさらに小さく、細分化していっているのも1つの要素であると思います。それから、アメリカでは特に言えることですが、ネオリベラル、新自由主義改革といったものが、低所得世帯の変換をもたらしていると思います。イギリスでも、所得の透明化政策や子どもの貧困政策が活発に行われております。こうしたさまざま要素が相互に関係あって、世帯の所得格差が削減されている。特に1980年代以降、貧困層の所得レベル、それから、富裕層の税額レベルの引き下げが行われました。2000年初頭から今日に至るまで、税制の改革も行われていますし、それが大きなインパクトを与える要素ともなっていると思います。

実は、こうした所得格差の問題に関して、去年の夏に会議を行いました。その会議には、17の学術論文が提出され、その結果をみると、多くの国で所得格差は拡大する傾向にあるということです。また、所得の点で、社会階層が二極化しているという話も中にはあって、実際にそういう報告が去年の夏の会議でなされました。これらの研究論文をまとめた文献がございますので、皆さんにもぜひお読みいただきたいと思います。

スウェーデンにおいて家族休暇が生まれた社会的、そして、歴史的背景についてのご質問がありましたが、ほとんどのヨーロッパ諸国で育児休暇が導入されたのは過去数十年間におけることです。母親の育児休暇が先に導入されて、その後、父親の育児休暇が導入されたというケースもありますけれども、2000年以降、特にそれが顕著に見られるようになっております。

今さまざまな国で、こういったシステムが導入されておりますが、スウェーデンについていいますと、労働市場におけるジェンダーの平等が社会民主党の旗の下に掲げられた2000年以降、スウェーデンにおいて議論の中心となったのは、父親の育児休暇と有償の家族休暇です。OECDにおいては、女性の労働供給と社会保障の関係性についてよく議論が行われます。育児休暇を取れる女性は、高給取りである場合が多くなったり、幾つかの厳しい条件が付帯されていましたりするわけですが、ジェンダーの平等を促進することが重要であるということが、OECDでは言われております。しかし、南欧やフランスにおいては、少し保守的な議論もあり、特にドイツでは、女性を家庭に置いておくための助成金みたいなものが実際に存在します。男性の育児休暇のシステムに関しては、ヨーロッパ諸国やそれ以外の国において、政治的にもなかなか神経質な部分であるため、なかなかうまくいかないというところもあります。特に、スペインなどでは、制度設計がなかなか進まないという現状があります。

OECDはこの分野においてかなり重要な役割を果たしています。家庭と仕事の両立という意味の政策において、出生率の向上のための政策を導入しています。育児と有償の育児休暇に関して調査を見ると、まず、スウェーデンにおいては、出生率を向上させることが大変重要であり、出生のタイミング、間隔を狭めるということも呼ばれていますし、スウェーデンでは、男性が有償の育児休暇を取れるような環境の整備も行っています。男性が育児休暇を取るためのインセンティブを積極的に提供することを促進していますが、これはスウェーデンだけではなく、ほかの北欧諸国にもい

ることだと思います。

松本 どうもありがとうございました。落合先生にも質問が出ております。質問の内容は、アジアから日本へのケアワーカーの本格的な受け入れについて、先生のご意見をお聞かせくださいということです。よろしくお願ひいたします。

落合 インドネシアやフィリピンから日本にケアワーカーが来ていますから、それに関連したご質問と思うのですけれども、これは私が最後に、アジアの福祉レジームということでお話ししようとした部分へのご質問ですね。台湾とか、シンガポールなど、日本以外の国では、住み込みのケアワーカーとか、家事使用人を雇用するのが、ケアの問題に対してのよくある解決法です。では、日本もそうなるのかというご質問ですね。これは先ほどの図ではマーケットの部分です。アジアでマーケットが活性化しているのは、外国人労働者の雇用によるところが大きいです。

私はマーケットが悪いとは思っていません。先ほど、日本は乗り掛かった船なのだし、アジアのヨーロッパたれということをいいましたけれども、マーケットであろうと、家族や親族であろうと、コミュニティーであろうと、使えるものは全部総合して、良い社会をつくっていくのがいいことだと思っています。例えばマーケットは国がやることよりも小回りが効きますので、良いマーケットの使用法があるはずだと思います。ただ、その場合に、良い使用法をすることが大事で、シンガポールや台湾、香港など、外国人ケア労働者を使っているアジアの社会では、人権侵害が大きな問題になっています。中東もひどいです。家庭内のレイプなども結構あります。人権ということをいえば、ひどいです。

しかし、中東のカタールに先日行きまして、ケアワーカーでも、家庭の中で働いている人ではなくて、病院に入っている人に会って話をできました。それで私は少し考えが変わりました。会った人は男性すけれども、男性、女性とも、カタールに着いて仕事を始めた途端に60万円の月給

だそうです。それが80万に上がり、それから、120万に上がったという人にインタビューしました。カタールで働いているインドネシア人看護師は、みんないい車を持っているといっていました。ここは天国だといっていました。日本に行った人が苦労しているのは知っている。20万にならないぐらいの給料で、漢字の勉強をさせられて、資格は取れないで、結局帰ってしまう人もいる。だから、もう日本に行くケアワーカーはいなくなるといわれました。日本の私たちは、本格的な受け入れをするかどうかを議論しているときではなくて、来てくれるのかということを、むしろ議論すべきところに来ているのです。結論から言いますと、私は国際移動は促進したほうがいいと思います。ただし、あくまでそれに見合った待遇で迎え、送り出すという条件で。

今、日本でやるべきことは、日本の看護婦さんに英語教育をすることではないでしょうか。そうすると、カタールに働きにいきますので、日本に残る看護婦さんがいなくなります。そうすると、日本での看護婦さんの給料が上がります。そして、外国からもいい看護婦さんが来てくれるようになります。グローバル化のよい面を使ってケア

労働の評価を改善する。いかがでしょうか。

松本 どうもありがとうございました。ほかの先生方への質問もいただいておりますけれども、予定の時間がまいりましたので、この辺りで終わりにしたいと思います。貧困・格差に対応した新しい社会政策を考えるという大きなテーマについて、この短い時間で議論を尽くすということは、なかなか難しいと思います。しかし、貧困・格差の実態、貧困・格差をもたらす要因についての認識を深める、あるいは、それに対応した政策のあり方を考える上で、大変示唆に富んだご議論をいただきました。

(Janet C. Gornick ニューヨーク市立大学教授／ルクセンブルク所得研究センター長)

(おちあい・えみこ 京都大学大学院教授)

(いわた・まさみ 日本女子大学教授)

(たちばなき・としあき 同志社大学教授)

(あべ・あや 国立社会保障・人口問題研究所  
社会保障応用分析研究部長)

(まつもと・かつあき 国立社会保障・人口問題研究所政策研究調整官)

投稿（研究ノート）

## 児童手当の家計への影響

小林淑恵

### I はじめに

日本では合計特殊出生率が人口の置換え水準を恒常に割り込み、生まれてくる子供の数が減少していることから<sup>1)</sup>、急速な人口構造の高齢化が予測され、経済全般、社会保障、労働市場などに大きな影響を与えることが深刻な問題となっている。日本ではほかのOECD主要国に比べ、家族に対する社会保障は極めて薄い。また家族支出が低いイタリア、スペイン、韓国、日本における出生率が世界最低位であることも指摘されており<sup>2)</sup>、さまざまな家族向けの社会保障の充実が期待されている。

津谷（2003）によれば、子育て世帯に対する社会政策は、1) Money（手当）、2) Time-off（休暇）、3) Service（サービス）からなる<sup>3)</sup>。しかし日本では子育てのための金銭的支援である児童手当やほかの諸手当が、英語圏や南欧諸国と並び先進国中最低の水準であることが指摘されている。給付年限は多くの国で18歳までであるのに対し、日本では現在<sup>4)</sup>のところ12歳までで、親の所得要件もあり、1人あたり5,000円という金額も国際水準に比べ極めて少ない<sup>5)</sup>。

少子化が進む日本では、今後、子育てや家族にまつわるさまざまな施策が、ほかの先進諸国同様に手厚く整備していくことが期待されているが、注意しなければならないのはこれらの政策は個人や家族に対するミクロの施策であり、出生率の上昇や人口規模や構造そのものを目的としたマクロの人口政策ではないという点である。これは

1994年のICPD（世界人口会議：International Conference on Population and Development：通称、カイロ会議）によって国際的に合意されており、人口減少による深刻な社会問題が予測されるわが国においても、出生水準そのものは政策上の目的とはならず、家族に向けた様々な政策支援が「副次的」に出生率の回復に結びつくことが期待されているのである<sup>6)</sup>。

したがって研究上の関心は、まず個々の制度、政策自体が持つ本来の目的を達成しているかどうかという第一段階と、同時にそれらの制度や政策が整備、改革されることによって、出生率の上昇に結び付いているかという第二段階に分けられる。本稿はこの第一段階の関心に照らし、児童手当の支給による家計の消費構造の変化を通じて、家庭生活の安定と児童の健全な育成に寄与するかどうかを測定したものである<sup>7)</sup>。

続く第Ⅱ章で児童手当制度の目的と概要、変遷をまとめた。第Ⅲ章では先行研究でも用いられている等価尺度による子供コスト推計法を紹介し、児童手当の給付効果を含めた計量モデルと、使用データについて述べている。第Ⅳ章では中・高校生のいる世帯までを含めて子どもコスト推計を行い、児童手当の対象となる児童の年齢についての考察を行っている。第Ⅴ章では児童手当の給付が家計の消費構造に及ぼす影響を調べ、制度本来の目的を達成していたかどうかを調べている。最後にⅥ章でまとめと今後の課題を述べている。

## II 児童手当制度について

### 1 制度の目的

2009年12月現在、児童手当法により実施されている児童手当給付の目的は、「児童を養育しているものに手当てを支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成および資質の向上に資することを目的とする。」となっている<sup>8)</sup>。

ただし、2009年9月に発足した民主党新政権では、旧来の児童手当に代わる子ども手当の創設を目指しているが、その目的を「児童を養育しているものに子ども手当てを支給することにより、(児童の養育に係る経済的負担の軽減を図るとともに,) 次代の社会を担う子どもの成長および発達に資することを目的とするもの<sup>9)</sup>。」としている。

いずれにしても前半は、児童の扶養による世帯の経済的負担を緩和する「生活水準保障政策」であり、後半は児童の身体的、精神的に健全な発達保障と人的資本の育成という「児童福祉政策」となっており、大きく2つの目的を持っていることになる(坂口2004)<sup>10)</sup>。

また直接的な目的ではないが、現行の児童手当は所得要件のある社会保障政策の一環である以上、所得の再配分効果も期待されている。阿部(2005)では所得階級別に児童手当の給付額を示し、所得制限があるものの広く薄い給付になっていることで、所得再配分効果は低いことを指摘している。また同(2003)では平成12年の制度改革後で、年少扶養控除の方が児童手当よりも所得再分配効果が高いが、どちらの効果もごく微小であることを明らかにしている。

### 2 制度の概要と変遷

児童手当制度は「福祉元年」と言われる1972年に発足した。表1は制度の概要と変遷をまとめたものである。

制度の変遷は時代の要請に応じた形で、その対象児童の年齢要件や給付対象者の所得要件、給付

金額を変えて来ている。1970年代には第3子以降が給付対象であり、多子世帯の防貧という所得保障政策の意味合いが強かった。男女雇用機会均等法施行当時は、母親の就業率が著しく低下する乳幼児期の子を持つ世帯に給付を特化している。2000年代以降になると子育て支援に対する期待の高まりから、児童養育に伴う家計の負担を社会的に分担することを狙いとし、支給対象児童の年齢拡大と、受給者の所得制限を緩和している。

新たに検討されている「子ども手当て」は、所得制限なしで、給付月額を16,000円、26,000円と段階的に引き上げ、対象児童が義務教育を終了するまで、これを給付するというものである。したがって子育て世帯支援の一層の強化が、その主な狙いであると言えよう。

## III 子どもコストと等価尺度

本研究の第一段階の関心は、児童手当の給付により、その本来の目的である「生活水準保障」と「児童福祉の向上」についてどの程度効果があるかを詳しく検証することである。ここでは子どもコストの算出に用いられる等価尺度を用い、エンゲルの食費シェアによって生活水準への効果を求め、教育費シェアによって児童福祉への効果を算出している<sup>11)</sup>。

本来、子どもコストの推計は子育にかかる費用のみならず、子どもを持つことによる効用、満足度の変化、子育てに関する心理的、精神的負担、なども含めて議論することが妥当であろう。しかしこの場合、推計が複雑になるため、多くの研究では「子どもコスト=子育て費用」として扱っている。その場合、子育て費用を実際の支出額の総和としてとらえる方法や、時間コストとして測る方法などもあるが、親の生活水準を考慮し、従前生活水準保障という観点で子どもコストをとらえる、等価尺度による方法が広く用いられている<sup>12)</sup>。

### 2 先行研究

日本で等価尺度による子どもコスト推計を行っている研究は、武藤(1992)、Suruga(1993)、駿

表1 児童手当の変遷

主な狙い	制度 変更年	対象児童	受給者の 所得制限額	手当月額
多子世帯の防貧	1972年	第3子以降、中学終了まで	200万円	3,000円
	1974年	〃	322万円	4,000円
	1975年	〃	415万円	5,000円
保障世帯の所得扶養	1986年	第2子は2歳未満、 第3子以降は中学終了まで	340.6万円 (558.9万円)	2,500円(第2子)、5,000円(第3子以降)
	1992年	第1子以降、3歳未満	徐々に拡大	5,000円(第1,2子)、10,000円(第3子以降)
子育て支援	2000年	第1子以降、未就学まで	↓	〃
	2001年	〃	596.3万円 (780万円)	〃
	2004年	第1子以降、小学校3年終了まで	〃	〃
	2006年	第1子以降、小学校6年終了まで	780万円 (860万円)	〃
	2007年	〃	〃	5,000円(第1,2子)、10,000円(第3子以降) ただし、3歳児未満は一律10,000円
こども手当	2010年	第1子以降、中学校終了まで	なし	13,000円(満額26,000円の半額で実施)

注1) 大塩(1996), 児童手当制度研究会(2004), 島崎(2005), 阿部(2003), 竹沢(2006), 厚生労働省(2008)を参考に作成

注2) 所得制限額は、1986年行以降は扶養親族3人、それ以前は5人の場合

注3) 所得制限額の( )内は特例給付の場合で、厚生年金等加入者世帯が対象となる

河(1991, 1995), 駿河・西本(2001), 永瀬(2001), 大山(2004), 竹沢(2006)などがある。そのうち、子どもの年齢別人数を説明変数に用いた、永瀬(2001), 大山(2004), 竹沢(2006)とは結果の比較を行っている。

永瀬(2001)は短期と長期の子どもコストに注目し、短期コストの推計は1995年の『家計調査』を用いたエンゲルの食費シェア法による。子どもの年齢階級を6歳以下、7-13歳、14-22歳と分けており、7-13歳がピークの山型で、14歳以降は低下するとしている。

大山(2004)は1993年~1999年の『消費生活に関するパネル調査』を用い、ロスバース法によ

る等価尺度の計測を行った。子どもの年齢別人数を0-6歳、7-13歳、14-18歳に分けている。

竹沢(2006)は児童手当制度の検討のために子供コスト推計を行っている点で、本研究と共通している。2000年の『家計調査』を用いエンゲルの食費シェア法により等価尺度を算出しているが、子どもの年齢区分は0歳、1-2歳、3-5歳、6-8歳、9-11歳、12歳としている。算出された子どもコストの二分の一の額が望ましい児童手当給付額と仮定すると、子供1人当たり3万円程度が妥当ではないかと述べている。

### 3 計量モデルと推計方法

Tsakloglou (1991) に倣い、次の定式化で、 $F$ は外食費を含む食費、 $E$ は教育費、 $C$ は消費支出、 $J$ は児童手当給付額である。

$$E \text{ or } F \diagup C = \alpha_0 + \alpha_1 \ln C + \alpha_2 (\text{年齢別子ども数}) + \alpha_3 J + \alpha_4 (\text{その他の変数})$$

食費シェアの推計では、

$$\text{子どもコストの等価尺度} \quad A = \exp(-\alpha_2 / \alpha_1)$$

$$\text{児童手当効果の等価尺度} \quad B = \exp(-\alpha_3 / \alpha_1)$$

となる。

まず児童手当を考慮せずに、単純に等価尺度による子どもコストを推計し、先行研究との比較を試みる。帰属家賃を考慮した持ち家ダミー、家事労働の帰属所得を考慮した妻の就労ダミー、さらに居住地ダミーを先行研究同様に用い推計している。

次に児童手当の効果として生活水準への効果を測るために、先の子どもコスト推計に児童手当給付額の説明変数を入れて推計を行った。この際、児童手当の値をKHPSによる実測値と制度から推計した値の2通りを用いているが、詳しい推計方法は次節で述べる。さらに児童福祉への効果を見るために、教育費シェアを被説明変数とした推計を行っている。

プールデータを用いた最小二乗法(OLS)推計と、パネルデータの利点を生かした固定効果モデルによる推計、ランダム効果モデルによる推計を行っている。固定効果モデルでは $t$ 期と $t+1$ 期の両辺の差分を取ることで、観測不可能な個体特有の効果と時間依存的でない変数の効果を除去できる。またランダム効果モデルでは個体特有の効果は説明変数と相關していない確率変数であると仮定し、一般化最小二乗法(GLS)推計を行ったものである<sup>13)</sup>。

### 4 データと児童手当の算出

『慶應義塾家計パネル調査』(Keio Household Panel Survey, 以下KHPSと略す。)は2004年1月

に開始され、現在まで継続されている。総アタック数13,430、回収率は29.8%で、満20~69歳の男女4,000人が第1回の調査対象となった。2007年からは、新規対象者1,400人を無作為抽出によって追加しているが、サンプリングの時期が異なるため、本章の家計分析では2004年~2008年の継続コホートのみ使用している<sup>14)</sup>。

第1回調査時で60歳以上の人、5年間無配偶や無子を継続している人は除外し、また夫婦世帯と夫婦と子供のみの核家族世帯に限定した<sup>15)</sup>。子どもコストの推計では18歳以下の子どもがいる世帯を対象にし、児童手当効果の分析では支給対象になる児童が小学校6年生終了までであるから、12歳以下の子どもがいる世帯に限定した。

KHPSでは児童手当による収入は、社会保障費の合算に含まれる。そのため「児童手当=社会保障給付-年金-失業給付」と仮定して、明らかにほかの社会保障費を含むものを除くと、平成19年度で約70%の受給率であるはずが<sup>16)</sup>、10%前後の値となる。阿部(2003)でも指摘されているように、一般に社会保障費は過小報告される傾向にある。また児童手当は年3回(2月、6月、10月)の振込みであるから、「先月1カ月に得た収入」という質問では、十分に把握されていない可能性が高い。

そこで各世帯の児童手当受給額を推計し、分析に用いることとする。まず夫婦で前年度の所得の高い方を所得制限の判断基準とし、子どもの数と配偶者の扶養関係から、扶養親族の数を特定する。所得制限額は途中変更になっているので、2005年度までは表2a)、2006年度以降は表2b)による年収ベース限度額を上限に、児童手当の受給資格の有無を判断する。年収ベース限度額は通例用いられる所得制限額に給与所得控除額と一律控除の8万円を加算したもので、そのほかの控除があるかどうかはデータから判断できない。受給資格のある世帯では、子ども数と子どもの年齢、出生順位によって児童手当額を算出している。

表3は推計された児童手当の受給率(=受給世帯数/12歳以下の子がいる世帯数)を示している。推計値では6割程度まで捕捉でき、現実の給

表2 児童手当受給のための年収ベース限度額表（単位：万円）

a) 2001-2005 年度

扶養親族等の数	国民年金加入者		厚生年金加入者	
	所得額	年収ベース	所得額	年収ベース
0人	301	453.8	460	652.5
1人	339	501.3	498	695.6
2人	377	548.8	536	737.8
3人	415	596.3	574	780.0
4人	453	643.8	612	822.2
5人	491	687.8	650	864.4
6人	529	730.0	688	906.7
7人	567	772.2	726	948.9

注1) 年収ベース額は給与所得控除額と一律控除8万円を加算したもの。

注2) 網掛け部は基準値（夫婦と子ども2人）として用いられる値。

注3) a) の年収ベース制限額を2004-2006年のデータに適用、b) の年収ベース制限額を2007-2008年のデータに適用した。

b) 2006 年度から現在まで

扶養親族等の数	国民年金加入者		厚生年金加入者	
	所得額	年収ベース	所得額	年収ベース
0人	460	652.5	532	733.3
1人	498	695.6	570	775.6
2人	536	737.8	608	817.8
3人	574	780.0	646	860.0
4人	612	822.2	684	902.2
5人	650	864.4	722	944.4
6人	688	906.7	760	986.7
7人	726	948.9	798	1028.9

子ども数	パネル1 (2004年)	パネル2 (2005年)	パネル3 (2006年)	パネル4 (2007年)	パネル5 (2008年)
1人	15.2 (29.2)	10.0 (39.3)	5.1 (36.6)	6.9 (65.2)	7.8 (62.9)
2人	20.9 (36.9)	11.6 (49.4)	12.6 (55.5)	11.7 (64.5)	10.4 (66.1)
3人	14.3 (49.5)	10.5 (46.5)	12.6 (55.9)	6.5 (61.5)	9.2 (60.2)
4人	50.0 (50.0)	— (57.1)	40.0 (62.5)	20.0 (62.5)	20.0 (77.7)

注1) 受給率=受給世帯数／12歳以下の子がいる世帯数、として算出

注2) 上段がKHPS実測値、下段（ ）内が推計値による受給率

付状況をある程度反映したものであると考えてよいだろう。

#### IV 年齢別子どもコストと児童手当の支給年齢

児童手当の効果を測る前に、まず先行研究同様に子供コスト推計を行い、等価尺度を求めた。その結果は表4の通りである<sup>17)</sup>。先行研究のうち、

子どもの年齢別の値が算出されている竹沢（2006）、永瀬（2001）、大山（2004）と結果の比較をしている<sup>18)</sup>。

推計された係数は子どもの年齢が3-6歳で有意でないが、それ以外の年齢層では安定的に有意な結果が得られた。子どもの年齢0-2歳について等価尺度が1を下回るのは竹沢（2006）と同様である。同論文で考察されているように食費に外食費を含むことから、乳児同伴の外食費が減るためにとも考えられるし、またこの時期、さまざまなベビー用品や頻繁にサイズの変わる衣類などへの支出が増加するためであるとも考えられる。

以降、子の年齢が上がるにつれて7-9歳（12.8%のコスト増）、10-12歳（16.8%増）、13-15歳（29.5%増）、16-18歳（31.8%増）と負担が増して行く。『家計調査』を用いた竹沢（2006）、永瀬（2001）では10-12歳をピークに低下する山型であるとし、本研究とは異なる結果を出している。ただし竹沢（2006）は子の年齢16-18歳を推計しておらず、永瀬（2001）では子の年齢を14-22歳と広く取っているので中学生・高校生・大学生のいる世帯の差は明確になっていない。また永瀬（2001）ではデータを核家族に限定しておらず、夫婦以外

表4 子どもコストの推計結果

KHPS2004-2008年：18歳以下の子供がいる世帯

被説明変数：	食費シェア		等価尺度			
	OLS (プールデータ)		小林 (2011) KHPS	竹沢 (2006) 家計調査	永瀬（2001） 家計調査	大山（2004） JPSC
	係数	t値				
ln（消費支出）	-0.058	-16.43	***			
子ども数：0-2歳	-0.012	-4.53	***	0.813	0.951	
：3-6歳	0.001	0.05		1.017	1.088	1.080 (6歳以下)
：7-9歳	0.007	2.56	*	1.128	1.104	1.254 (7-13歳)
：10-12歳	0.009	2.91	**	1.168	1.277	
：13-15歳	0.015	4.46	***	1.295	1.261	1.249 (14-22歳)
：16-18歳	0.016	4.49	***	1.318	—	1.260 (14-18歳)
持ち家ダミー	0.025	8.22	***			
妻就労ダミー	-0.003	-1.02				
居住地：郡・村	—	—				
：その他の市	0.007	1.67	#			
：大都市	0.009	1.98	*			
2004年ダミー	—	—				
2005年ダミー	0.003	1.18				
2006年ダミー	0.008	2.96	**			
2007年ダミー	0.006	2.08	*			
2008年ダミー	0.008	2.62	**			
N	4120					
R <sup>2</sup>	0.142					

\*\*\*0.1%で有意、\*\*1%で有意、\*5%で有意、#10%で有意

注1) 食費は外食費を含む値

注2) 竹田（2006）は表3の推計1より、永瀬（2001）は表2-1の食費シェア1より。大山（2004）は補表1のランダム効果2より。

注3) 大山（2004）はロスバース法による。被説明変数は〔夫のための支出額+妻のための支出額〕。

の成人家族人数をコントロールしている点などの違いもある。大山（2004）でも子どもの年齢のカテゴリーが7-13歳、14-18歳と大きく、中学生・高校生の差は明らかになっていない。

エンゲル型等価尺度による子どもコストは、推計方法によっては永瀬（2001）のように14-22歳という中学生・高校生の子がいる世帯で低下する可能性もある。しかし子育て費用は食費だけでなく、教育費やそのほかの部分でも子の年齢が上がるにつれ増大するため、親の生活水準はこの時期、改善されるとは言い難いのが現実であろう<sup>19)</sup>。

EU諸国の児童手当制度の対象となる児童の年齢は16歳から20歳までである。ただし表5のよう

に、児童が教育機関に在学中は支給期間が延長される国が多いことから、親に実際的な経済的負担が発生している間は、児童手当の支給が保障されていると言ってよい。

子ども手当では対象児童を小学生（12歳まで）から中学生（15歳まで）<sup>20)</sup>に拡大し、同時に高校授業料の無償化が予定されていることから、高校生のいる世帯も経済的恩恵を受けられるようになる。しかし通学費、教材費、制服代、課外活動費用など、授業料以外の費用は依然として親の負担であり、大学への進学を考える子の場合、塾の月謝、予備校の夏期講習、模擬試験代などの親の教育費負担は増大することに変わりはない。

表5 EU諸国の児童手当支給対象児童の年齢

16歳まで	オランダ（18歳）、アイルランド（19歳）、スエーデン（19歳）、ポルトガル（25歳）
17歳まで	フィンランド
18歳まで	ノルウェー、デンマーク、イタリア、スペイン、ベルギー（25歳）、ドイツ（27歳） オーストリア（26歳）、ギリシャ（22歳）、ルクセンブルク（27歳）
20歳まで	フランス

注1) 児童が教育機関に在学中の場合、( )内の年齢まで延長可能。

注2) 大塩（1999）、福田（2003）を参照して作成

## V 児童手当の家計消費構造への影響

エンゲル型の食費シェアについて、児童手当のKHPS実測値で検証を行った結果が表6、児童手当の推計値で検証を行った結果が表7である。エンゲルの法則に従い、消費支出が大きいほど食費のシェアは有意に下がる。児童手当額は0-2歳、3-5歳などの低年齢の子ども数と相関が強いため、年齢階層を分割せず、全子ども数を説明変数として用いた。子ども数が多いほど有意にエンゲルシェアを高めている<sup>21)</sup>。

基本になる変数のみでOLS推計したモデルに、子どもコスト推計で用いた持ち家ダミー、妻の就労ダミー、居住地ダミーの変数を加え推計したものがモデル2である。持ち家の場合、妻が就業している場合、食費シェアは有意に高い。居住地は郡・村部に比べ食費シェアが高いという結果が得られた。

固定効果モデルとOLS推計モデルの比較には、全個体の個体特有の効果  $u_i = 0$  を帰無仮説としたF検定を行っている。結果は帰無仮説は棄却され、固定効果が採択された。次に固定効果モデルとランダム効果モデルの比較には個体特有の効果と説明変数の相関  $Cov(u_i, x_i) = 0$  を帰無仮説とし、ハウスマンの定式化検定を行った。帰無仮説は棄却され、固定効果が採択された<sup>22)</sup>。以下、児童手当推計値によるモデル（表6）、教育費シェア

の推計（表7、表8）においても、同様に固定効果が採択されている。

実測値ではほぼすべてのモデルにおいて児童手当の効果はマイナスである。等価尺度で測ると3%～23%程度エンゲルシェアを下げ<sup>23)</sup>、生活水準の維持には一定の効果が見られる。しかしながら固定効果モデルでは有意な係数が得られていない。表6の児童手当推計値の効果をみるとOLSモデルとランダム効果モデルでは児童手当が有意にマイナスになるのであるが、固定効果モデルは僅かながらプラスに有意となっている。実測値の結果と同様に、観測されない世帯固有の消費パターンなどを考慮すると、食費シェアへの影響は除去されてしまう。この場合、児童手当の生活水準保障は確認されることになるが、他方、エンゲルの食費シェアを生活費の指標として単純に用いることの限界を示しているとも言える。

児童手当のもう一つの目的である「児童福祉」への効果を見るために、教育費シェアを被説明変数として用いた分析の結果は表8、表9である<sup>24)</sup>。子どもの教育費支出には親学歴の影響が強く、特に母親の学歴が高いほど子供の教育費支出を顕著に高める<sup>25)</sup>。したがって母親の最終学歴を高校卒業までをリファレンスカテゴリーとしたダミー変数でコントロールしている。

教育費シェアも食費シェア同様に、家計の支出が大きいほどマイナスである。子ども数が多いと教育費シェアは高まるが、採択された固定効果モデルでは有意ではない。やはり観測されない世帯固有の特性を考慮すると、単純に子ども数では説明できないということになる。

KHPSの実測値では固定効果モデル、ランダム効果モデルで教育費シェアに有意ではない。また推計値ではOLS推計とランダム効果モデルでマイナスの影響が支持されているが、固定効果モデルでは有意な結果が得られていない。マイナスに影響しているとすれば、給付された児童手当は教育費には回らず、それ以外の支出に用いられる可能性が高く、子どもの福祉向上への効果はないと言える。

先行研究でも、田中（2008）のように児童手当

表6 児童手当（KHPS実測値）のエンゲル係数への影響

KHPS2004-2008年：12歳以下の子供がいる世帯

被説明変数： 食費シェア

モデル 1 OLS (プールデータ)	モデル 2 OLS (プールデータ)		モデル 3 固定効果モデル		モデル 4 ランダム効果モデル				
	係数	t 値	係数	t 値	係数	t 値			
	ln (消費支出)	-0.050	-11.58 ***	-0.052	-12.05 ***	ln (消費支出)	-0.100	-20.04 ***	-0.070
児童手当（実測値）	-0.013	-5.08 ***	-0.011	-4.32 ***	児童手当（実測値）	-0.003	-1.23	-0.006	-2.65 **
子ども数	0.010	4.900 ***	0.008	3.98 ***	子ども数	0.021	3.91 ***	0.011	6.11 ***
持ち家ダミー			0.028	7.65 ***	持ち家	0.031	4.34 ***	0.032	9.37 ***
妻就労ダミー			0.004	1.24	妻就労	-0.002	-0.55	0.002	0.77
居住地：大都市			0.007	1.13	居住地	0.004	0.43	-0.003	-1.23
：その他の市			0.007	1.25	N	2569		2569	
：郡・村		—			グループ N	1003		1003	
2004年ダミー	—	—			Within R <sup>2</sup>	0.220		0.021	
2005年ダミー	0.003	0.92	0.003	0.8	Between R <sup>2</sup>	0.100		0.117	
2006年ダミー	0.009	2.60 **	0.007	2.11 *	Overall R <sup>2</sup>	0.110		0.124	
2007年ダミー	0.005	1.23	0.003	0.7	等価尺度	0.970		0.918	
2008年ダミー	0.007	1.78 #	0.004	1.03					
N	2587		2569		F 検定		ハウスマンの定式化		
R <sup>2</sup>	0.089		0.129		F(1002, 1560) = 2.89		検定		
等価尺度 <sup>注1)</sup>	0.771		0.809		prob > F = 0.0000		chi2 (6) = 89.37		

\*\*\* 0.1%で有意, \*\* 1%で有意, \* 5%で有意, #10%で有意

注1) 児童手当の係数より算出

の拡充と子どものための支出や貯蓄の関係を検証したものがある。2006年の制度改革で恩恵を受けるようになった、小学校高学年の子がいる世帯で、「子どものための支出」「子どものための貯蓄」への影響は明らかではなかった。

## VI まとめと今後の課題

日本では新政権の誕生と、その政権公約による子ども手当の創設が予定されていることから、子育てに対する金銭的支援についてさまざまな議論が巻き起こっている。最も議論を混乱させているのは、児童手当という現金給付制度が、その本

来の目的を掲げつつも、時代の要請に応じて、「狙い」を変えてきたことによる（表1参照）。現在では少子化を背景に「子どもを産み育てやすい社会の実現に向けた子育て支援」という色彩が濃くなっている。しかしカイロ会議での合意により、それが直接的な出生率の改善を意図したものには成り得ず、児童手当本来の目的を達しつつ、副次的な効果として期待されるものであることをまず確認している。

本稿では「狙い」ではなく、児童手当本来の目的に立ち返り、「生活水準保障」と「児童福祉」という世帯内での効果を子どもコスト推計に用いられる等価尺度で明らかにすることを試みた。IV章

表7 児童手当（推計値）のエンゲル係数への影響

KHPS2004-2008年：12歳以下の子供がいる世帯

被説明変数： 食費シェア

	モデル1		モデル2		モデル3		モデル4		
	OLS (プールデータ)		OLS (プールデータ)		固定効果モデル		ランダム効果モデル		
	係数	t値	係数	t値	係数	t値	係数	t値	
ln(消費支出)	-0.053	-13.83 ***	-0.055	-14.29 ***	ln(消費支出)	-0.100	-24.18 ***	-0.073	-23.03 ***
児童手当（推計値）	-0.016	-6.44 ***	-0.014	-5.53 ***	児童手当（推計値）	0.008	3.32 ***	-0.004	-1.96 **
子ども数	0.015	8.22 ***	0.013	7.06 ***	子ども数	0.016	3.88 ***	0.014	7.61 ***
持ち家ダミー			0.027	8.02 ***	持ち家	0.028	4.97 ***	0.032	10.29 ***
妻就労ダミー			0.007	2.62 **	妻就労	-0.002	-0.52	0.004	1.68 #
居住地：大都市			0.010	1.98 *	居住地	-0.001	-0.13	-0.005	-2.00 *
：その他の市			0.009	2.04 *	N	3325		3325	
：郡・村		—			グループN	1077		1077	
2004年ダミー	—	—	—	—	Within R <sup>2</sup>	0.223		0.211	
2005年ダミー	0.005	1.60	0.004	1.39	Between R <sup>2</sup>	0.008		0.117	
2006年ダミー	0.010	3.34 **	0.008	2.68 **	Overall R <sup>2</sup>	0.098		0.124	
2007年ダミー	0.009	2.64 ***	0.006	1.66 #	等価尺度	1.082		0.947	
2008年ダミー	0.015	4.08 ***	0.010	2.76 **					
N	3349		3325		F検定		ハウスマンの定式化		
R <sup>2</sup>	0.097		0.136		F(1076, 2242) = 3.36		検定		
等価尺度 <sup>注1)</sup>	0.739		0.775		prob > F = 0.0000		chi2 (6) = 148.73		
							prob > chi2 = 0.0000		

\*\*\*0.1%で有意, \*\*1%で有意, \*5%で有意, #10%で有意

注1) 児童手当の係数より算出

ではそれに先んじて、年齢別子どもコスト推計を行っているが、中学生、高校生のいる世帯までを対象としたところ、子どもコストは線形に増加し、高校生のいる世帯で最もコストが高いことが示された。

児童手当の給付は、70年代の多子世帯の防貧時期以降、乳幼児期の子がいる世帯を対象にしたものであった。これは1980年代後半からの男女共同参画型社会を目指した流れと相まって、母親の就業が困難である乳幼児期の子がいる世帯の支援を主な狙いとしたためである。しかし実際、乳幼児期の子どもや小学生にそれほどお金はかかるない。「生活水準保障」や「児童福祉」という本来の

目的に立ち返れば、子育ての金銭的支援が本当に必要なのは、義務教育を終えて大人並みの衣食住と学費、広がる行動半径で多様な経験を必要とする10代後半の子がいる世帯であろう。EU諸国と比較すると、日本では今なお給付対象となる児童の年齢は低いのである<sup>26)</sup>。

V章では児童手当の実測値と推定値を用い、家計の消費構造に与える影響を検証した。エンゲルシェアを指標とした生活水準保障という面では、モデルによって一定の効果は確認された。しかし教育費シェアについては、むしろ児童手当の効果はマイナスで、給付された現金が教育費以外に用いられている可能性が高いことが示唆された。

表8 児童手当（実測値）の教育費シェアへの影響

KHPS2004-2008年：12歳以下の子供がいる世帯

被説明変数： 教育費シェア

	モデル1		モデル2		モデル3		モデル4		
	OLS (プールデータ)		OLS (プールデータ)		固定効果モデル		ランダム効果モデル		
	係数	t値	係数	t値	係数	t値	係数	t値	
ln（消費支出）	-0.005	-0.80	-0.007	-1.24	ln（消費支出）	-0.041	-7.83 ***	-0.019	-4.84 ***
児童手当（実測値）	-0.005	-1.68 #	-0.003	-0.96	児童手当（実測値）	0.006	1.64	0.001	0.24
子ども数	0.014	5.86 ***	0.015	6.08 ***	子ども数	0.004	0.48	0.013	5.12 ***
持ち家ダミー			0.029	6.13 ***	持ち家	0.013	1.47	0.030	6.84 ***
妻就労ダミー			0.008	1.89 #	妻就労	0.006	1.28	0.010	1.69 #
居住地：大都市			0.017	2.12	居住地	0.004	0.36	-0.007	-2.24 *
：その他の市			0.007	1.07	N	2140		2140	
：郡・村	—	*			グループN	82		820	
母親学歴：高校まで	—				Within R <sup>2</sup>	0.05		0.030	
：高専・短大まで			0.018	3.59 ***	Between R <sup>2</sup>	0.001		0.060	
：大学以上			0.026	3.38 ***	Overall R <sup>2</sup>	0.009		0.060	
2004年ダミー	—		—						
2005年ダミー	-0.003	-0.60	-0.004	-0.83	F 検定		ハウスマンの定式化		
2006年ダミー	-0.010	-2.45 **	-0.012	-2.97 *	F (819, 1314) = 3.09		検定		
2007年ダミー	-0.011	-2.67 **	-0.015	-3.48 ***	prob > F = 0.0000		chi2 (6) = 54.12		
2008年ダミー	-0.004	-1.05	-0.010	-2.19 *			prob > chi2 = 0.0000		
N	2150		1976						
R <sup>2</sup>	0.027		0.086						

\*\*\*0.1%で有意、 \*\*1%で有意、 \*5%で有意、 #10%で有意

したがって児童福祉の向上という面では、その効果を立証できていない。ただし、推計に用いた教育費変数は子どもに限定されていないという欠点がある。そこで使い道を子どものためと限定した教育費、教養娯楽費、衣類・履物などを調査項目に加えた調査を行い、再検証したいと考えている<sup>27)</sup>。

本格的な家族政策の実施はこれまで欧米先進諸国に限られており、日本での試みは伝統的な家族主義的文化を持つアジア諸国に先駆けたものである。大変革のこの時期、家計の支出構造や出生率への影響を、今後も注意深く検証して行く必要があろう。

(平成22年2月投稿受理)

(平成22年10月採用決定)

#### 付記

本稿の分析に際しては、慶應義塾大学大学院経済学研究科・商学研究科/京都大学経済研究所連携グローバルCOEプログラムによる「慶應義塾家計パネル調査」の個票データの提供を受けた。第62回日本人口学会、2010年度春季日本経済学会、労働市場研究委員会（2010年6月）の報告において討論者とフロアから頂いたコメントと、慶應義塾大学津谷典子教授のご指導、ご助言に深く感謝

表9 児童手当（推計値）の教育費シェアへの影響

KHPS2004-2008年：12歳以下の子供がいる世帯

被説明変数： 教育費シェア

	モデル1 OLS (プールデータ)		モデル2 OLS (プールデータ)		モデル3 固定効果モデル		モデル4 ランダム効果モデル		
	係数	t値	係数	t値	係数	t値	係数	t値	
ln(消費支出)	-0.006	-1.17	-0.010	-1.82	#	ln(消費支出)	-0.039	-8.59 ***	
児童手当（推計値）	-0.011	-3.61 ***	-0.009	-2.87 **		児童手当（推計値）	-0.002	-0.56	
子ども数	0.016	6.74 ***	0.016	6.73 ***	子どもの数	0.003	0.39	0.014	5.95 ***
持ち家ダミー			0.024	5.91 ***	持ち家	0.009	1.31	0.025	6.40 ***
妻就労ダミー			0.010	2.67 **	妻就労	0.007	1.88 #	0.008	2.70 **
居住地：大都市			0.014	1.89 #	居住地	0.007	0.88	-0.005	-1.85 #
：その他の市			0.009	1.38	N	2793		2793	
：郡・村		—			グループN	897		897	
母親学歴：高校まで		—			Within R <sup>2</sup>	0.042		0.026	
：高専・短大まで		0.018	3.87 ***		Between R <sup>2</sup>	0.001		0.064	
：大学以上		0.026	3.74 **		Overall R <sup>2</sup>	0.005		0.059	
2004年ダミー	—		—						
2005年ダミー	-0.001	-0.04	-0.001	-0.38		F検定		ハウスマンの定式化	
2006年ダミー	-0.006	-1.65 *	-0.008	-2.48 **		F (896, 1890) = 3.41		検定	
2007年ダミー	-0.003	-0.83	-0.008	-2.16 *		prob > F = 0.0000		chi2 (6) = 62.22	
2008年ダミー	0.001	0.23	-0.005	-1.35				prob > chi2 = 0.0000	
N	2808		2587						
R <sup>2</sup>	0.03		0.083						

\*\*\*0.1%で有意、 \*\*1%で有意、 \*5%で有意、 #10%で有意

申し上げます。

## 注

- 1) 出生率の動向と要因については多くの文献があるが、伊達・清水谷（2004）で実証研究の広範な要約を行っている。
- 2) 勝又（2005）など。
- 3) ほかにも家族政策の分類はEsping-Andersen and Korpi (1987), Gauthier (1996), McDonald (2004), 阿藤（2005）などがある。
- 4) 本論文の初校は2010年4月の子ども手当実施以前に書かれている。
- 5) 児童手当の国際比較は大塩（1999），阿藤・赤地（2003），福田（2003）に詳しい。また津谷

(2005) では日本と北欧諸国の児童手当を円換算の年額で比較をしていて分かりやすい。

- 6) 少子化政策における「マクロとミクロの相克」については津谷（2005）の結語を参照。またICPD行動計画の制定の経緯や内容については国連人口基金（1995, 2004），阿藤（1994）に詳しい。中でも重要な概念であるリプロダクティブ・ヘルス／ライツについての議論は佐藤（2002, 2005）。
- 7) 第二段階の関心に照らした出生率への影響の研究は、紙面の制約もあり、別に公表の機会を得たい。
- 8) 「児童手当法」第1章総則の第1条。
- 9) 参議院法制局ホームページ、民主党ホームページなどを参照。（ ）部分は除かれている場合もある。

付表1 記述統計量 (KHPS2004-2008年)

	N	平均	標準偏差	最小値	最大値	単位：万円
児童手当(推計値)	5,325	0.31	0.56	0	4	
総支出	4,844	32.30	21.65	3.7	728.1	
食費	5,080	7.16	3.94	0	59.7	
教育費	5,021	3.02	6.59	0	135	
子ども数	5,325	1.76	1.01	0	6	
子ども数：0-2歳	5,325	0.30	0.56	0	3	
：3-6歳	5,325	0.35	0.59	0	3	
：7-9歳	5,325	0.25	0.47	0	2	
：10-12歳	5,325	0.23	0.46	0	2	
：13-15歳	5,325	0.21	0.45	0	2	
：16-18歳	5,325	0.20	0.44	0	2	
持ち家ダミー	5,280	0.67	0.47	0	1	
妻就業ダミー	5,068	0.58	0.49	0	1	
居住地：郡・村	5,324	0.14	0.34	0	1	
：その他の市	5,324	0.59	0.49	0	1	
：大都市	5,324	0.27	0.44	0	1	
妻学歴：高校まで	4,689	0.55	0.50	0	1	
：高専・短大まで	4,689	0.30	0.46	0	1	
：大学以上	4,689	0.16	0.36	0	1	
2004年ダミー	5,325	0.28	0.41	0	1	
2005年ダミー	5,325	0.22	0.45	0	1	
2006年ダミー	5,325	0.19	0.41	0	1	
2007年ダミー	5,325	0.20	0.39	0	1	
2008年ダミー	5,325	0.15	0.35	0	1	

<http://www.dpj.or.jp/news/files/071226houan.pdf>  
<http://www.dpj.or.jp/news/files/071226houan.pdf>

- 10) ただし、竹沢（2006）、島崎（2005）では後半の「児童福祉政策」を児童の「健全な育成」と「資質の向上」とに分け、3つの目的としている。
- 11) 等価尺度の推計にはエンゲルの食費シェア法とロスバースの成人財法があるが、データの制約により食費シェアを用いた。また子どもの福祉を示す代理変数として教育費を用いたが、厳密には子どものみの消費とは限らない。
- 12) 子どもコストのとらえ方については駿河・西本

(2001)、竹沢（2006）などに詳しい。

- 13) Baltagi (2005) など。
- 14) サンプルの特性などは直井（2008）を参照。
- 15) 核家族世帯に限定したのは、ほかの扶養親族がいる場合、児童手当額の推計に影響するためで、竹沢（2006）と同様の設定である。核家族世帯は全体の77.3%であった。
- 16) 受給者数9,259,555人、支給対象児童数12,979,569人。「平成19年度 児童手当事業報告」より。
- 17) 記述統計量は付表1。

- 18) ただし、前述のように大山（2004）はロスバース式である。
- 19) 内閣府『平成17年版国民生活白書』第3-1-10図、pp.130などを参照。
- 20) 正確には子ども手当法案第1章総則第3条で、「15歳に達する日以後の最初の3月31日」としている。
- 21) 子ども数をダミー変数にした推計でも、子ども数と食費シェアは線形関係が確認されている。
- 22) F検定とハウスマンの定式化検定の結果は、各表の推定モデルの下に記されている。
- 23) 等価尺度は表6、表7の各モデルの最下段に記述。
- 24) 教育費シェアではなく、教育費そのものを被説明変数にした場合も、得られた結果の符号や有意性は変わらなかった。
- 25) Tsuya and Choe (2004)
- 26) 子ども手当は中学生まで。高校無償化で高校生がいる世帯の学費部分の負担は軽減するが、子の生活費の上昇部分を賄うものではない。
- 27) これは慶應義塾大学『日本家計パネル調査』での実施が予定されている。

#### 参考文献

- Baltagi, H. Badi (2005) "Econometric Analysis of Panel Data, Third Edition, John Wiley & Sons Ltd.
- Esping-Andersen, Gosta and Korpi, Walker (1987) "From Poor Relief to Institutional Welfare State: the Development of Scandinavian Social Policy", R. Erikson (ed.), The Scandinavian Model: Welfare State and Welfare Research, Armonk: Sharpe, pp.39-74.
- McDonald, Peter (2004) "Family Policy", Paul Demeny *et al.* (eds.), *Encyclopedia of population*, Vol. a, Macmillan Reference, pp.371-374.
- Gauthier, Anne H. (1996) "The State and the Family", Clarendon Press.
- Suruga, Terukazu (1993), "Estimation of equivalence Scale Using Japanese Data." *Economic Studies Quarterly*, 44, 169-177.
- Tsakloglou, Panos (1991) "Estimation and Comparison of Two Simple Models Equivalence Scales for the Cost of Children," *Economic Journal*, Vol. 101-405, pp. 343-357.
- Tsuya, O. Noriko, Choe, Minja Kim (2004) 'Investment in Children's Education, Desired Fertility, and Women's Employment' "Tsuya, O. Noriko and Bumpass, L. Larry (eds.)" *Marriage, Work and Family life in Comparative Perspective*" University of Hawaii Press, pp.76-94.
- Tsuya, O. Noriko, Choe, Minja Kim and Feng, WANG (2009) "Below-Replacement Fertility in East Asia: Patterns, Factors, and Policy Implications", presented at the XXVI IUSSP International Population Conference (Session 154 "Changing Demographic Landscape in Asia"), 27 September-2 October 2009, Marrakech, Morocco.
- 阿藤 誠 (1994) 「国際人口開発会議（カイロ会議）の意義—新行動計画とその有効性」『人口問題研究』Vol.50-3, pp.1-17.
- (2005) 「第2章 少子化と家族政策」大淵 寛・阿藤 誠編『少子化の政策学 人口学ライブラリー3』原書房 pp.33-58.
- 阿藤 誠・赤地麻由子 (2003) 「日本の少子化と家族政策：国際比較の視点から」『人口問題研究』Vol.59-1, pp.27-48.
- 阿部 彩 (2003) 「児童扶養手当と年少扶養控除の所得格差は正効果のマイクロシミュレーション」『季刊社会保障研究』Vol.39 No.1, pp.70-82.
- (2005) 「子どもの貧困－国際比較の視点から」国立社会保障・人口問題研究所『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会, pp.119-142.
- 大塩まゆみ (1999) 「児童手当の国際比較」『海外社会保障研究』No.127, pp.38-48.
- 大山昌子 (2004) 「子どもの養育・教育費用と出生率低下」『人口学研究』Vol.35, pp.45-57.
- 勝又幸子 (2005) 「子育て世帯に対する社会保障給付の現状と国際比較」国立社会保障・人口問題研究所『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会, pp.53-81.
- 厚生労働省 (2008) 『平成20年版 厚生労働白書 資料編』「7. 雇用均等・児童福祉」pp.178-179.
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 (2007) 「平成19年度 児童手当事業年報」  
[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/kodomo\\_1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/kodomo_1.pdf)
- 国連人口基金『世界人口白書 1995』
- 国連人口基金『世界人口白書 2004』
- 坂口正之 (2004) 「児童手当」堀勝洋編『社会保障読本』第3版、第7章4節, pp.226-242.
- 佐藤龍三郎 (2002) 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツと現代社会」『ジェンダーと人口問題』大明堂, pp.237-257.
- (2005) 「少子化とリプロダクティブ・ヘルス／ライツ」大淵寛・阿藤誠編著『少子化的政策学 人口学ライブラリー3』原書房 pp.189-214.
- 児童手当制度研究会監修 (2004) 『三訂 児童手当法の解説』中央法規出版.
- 島崎謙治 (2005) 「児童手当および児童扶養手当の理念・沿革・課題」国立社会保障・人口問題研究所『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会, pp.85-117.
- 駿河輝和 (1991) 「家計構成の消費への影響と

- Equivalence scaleの計測』『日本統計学会誌』21-2, pp.221-236.
- (1995) 「Equivalence scaleの計測」『日本統計学会誌』25 (3), pp.223-231.
- 駿河輝和・西本真弓 (2001) 「等価尺度と子供の費用－『消費生活に関するパネル調査』を使用して」『季刊家計経済研究』pp25-31.
- 伊達雄高・清水谷諭 (2004) 「日本の出生率低下の要因分析：実証研究のサーベイと政策的含意の検討」ESRIディスカッションペーパー・シリーズ, No.94.
- 竹沢純子 (2006) 「児童手当支給額に関する考察」『季刊社会保障研究』Vol.42 No.3, pp.279-287.
- 田中慶子 (2008) 「児童手当の拡充と子育て世帯の家計」『家計経済研究』財団法人 家計経済研究 (80), pp.39-44.
- 津谷典子 (2003) 「北欧諸国の出生率変化と家族政策」『人口問題研究』Vol.59-1, pp.49-80.
- (2005) 「少子化と女性・ジェンダー政策」大淵寛・阿藤誠編著『少子化の政策学 人口学ライブラリー 3』原書房, pp.157-187.
- 内閣府『平成17年版国民生活白書 子育て世代の意識と生活』.
- 直井道生 (2008) 「第1章 KHPS2007新規対象サンプルの標本特性」樋口美雄・瀬古美喜・慶應義塾大学経商連携21世紀COE編『日本の家計行動のダイナミズムIV』慶應義塾大学出版会.
- 永瀬伸子 (2001) 「子どもコスト推計：家計および資産面からの分析」『人口学研究』Vol.28, pp.1-15.
- 福田亘孝 (2003) 「子育て支援政策の国際比較：日本とヨーロッパ」『人口問題研究』Vol.59-1, pp.7-26.
- 武藤博道 (1992) 「日本における子育てコストと子ども需要」日本経済研究センター編『日本経済研究』No.22, pp.119-136.
- (こばやし・よしえ 慶應義塾大学先導研究センター パネルデータ設計・解析センター 研究員)

## 社会保障法判例

黒田 有志弥

不法行為により傷害を受け後遺障害が残った場合において、社会保険給付が支給されたときに、当該社会保険給付と損益相殺的な調整の対象となる損害、及び、その損害がてん補されたと評価すべき時期

最高裁平成22年9月13日第一小法廷判決（平成20年（受）第494号・第495号、損害賠償請求事件）民集64巻6号1626頁、判例時報2099号20頁、判例タイムズ1337号92頁

（参考：最高裁平成22年10月16日第二小法廷判決（平成21年（受）第1932号、損害賠償請求事件）裁判所時報1517号4頁）

### I 事実の概要

1 (1) X（原告、控訴人・被控訴人、上告人（第494号事件））は、平成14年3月6日、通勤途上で、自身の運転する自動車が脱輪したため同車から降りて路側帯に立っていたところ、Y（被告、控訴人・被控訴人、上告人（第495号事件））が運転し、保有する普通乗用自動車に衝突される交通事故（以下「本件事故」という。）により、右大腿骨開放性骨折等の傷害を受け、その後に右大腿切断及び左膝複合靭帯損傷の後遺障害が残った。自動車損害賠償保障法上、Xの後遺障害は併合3級とされた。本件事故によりXに生じた損害は、治療関係費等（休業損害含む）3941万8460円、後遺障害逸失利益3581万3146円、後遺障害慰謝料2000万円、弁護士費用350万円の計9873万1606円であった。

(2) Xは、Yが締結していた自家用自動車保険契約に基づく保険金（計1331万6613円、以下

「任意保険金」という。）の支払、及び、自動車損害賠償保障法による責任保険金（支払日は平成17年3月31日、支払額は2219万円。以下「自賠責保険金」という。）の支払を受けた。なお、XとYとは、任意保険金の支払に関して、支払を受けた保険金を本件事故による損害金（通院費、装具代等）の元本に充当し、これによって消滅する損害金の元本に対する遅延損害金の支払債務を免除する旨の默示の合意をした。

また、本件事故は労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）上の通勤災害と認定されたため、Xは、同法に基づく療養給付及び休業給付（平成14年5月29日から平成16年11月12日にかけて支給、計1888万4263円。以下「本件各保険給付」という。）の支給を受け、さらに、本件原審口頭弁論終結日である平成19年9月20日までに、労災保険法に基づく障害年金、国民年金法に基づく障害基礎年金及び厚生年金保険法に基づく障害厚生年金の支給を受け、又はその支給を受けることが確定していた（計1168万5023円。以下、これ

らの年金給付を併せて「本件各年金給付」という。)。

(3) Xは、加害車両の運転者であり、保有者であるYに対し、民法709条又は自動車損害賠償保障法3条に基づき、損害賠償を求め提訴した。Xは、損害賠償請求額の算定に当たり、自賠責保険金の支払、本件各保険給付及び本件各年金給付の支給について、個々の支払又は支給日までの遅延損害金を算定し、各支払及び各支給をこれに優先して充当し計算した。

2 (1) 一審及び原審の判断については、主として上告審で争点となつた点のみ紹介する。

一審(静岡地裁沼津支判平成19年1月25日民集64巻6号1663頁参照)は、弁護士費用を除く損害額からXの1割の過失相殺分を控除し、弁護士費用を加算して、損害総額とした。そこから、損益相殺として任意保険金、自賠責保険金、本件各保険給付、及び、本件各年金給付(ただし、一審の口頭弁論終結時までの支給確定分)の額を控除して損害元本額とした。一審は、本件各保険給付及び本件各年金給付の個々の支給日までの遅延損害金について、Xは請求していないと認定した。

(2) 原審(東京高判平成19年11月29日民集64巻6号1689頁参照)は、本件各保険給付の支払によりてん補された損害について、本件事故の発生の日から各てん補の日までの遅延損害金が生ずると解することは、損害の公平な分担という観点からして相当でないが、本件各年金給付については、その支給時点における逸失利益の元本及びこれに対する遅延損害金の全部を消滅させるのに足りないときは、これをまず各てん補の日(ただし、支給を受けることが確定した年金等については口頭弁論終結日)までに生じている遅延損害金に、次いで元本に充当すべきであるとして、Xの請求を、4601万5288円及びうち2337万3760円(後遺障害逸失利益以外の損害額)に対する平成17年4月1日から、うち2264万1528円(後遺障害逸失利益から口頭弁論終結時における既支給分及び支給確定分の本件各年金給付額を控除した額)に対する平成19年9月21日から各支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で認容した

(過失相殺は否定した)。

(3) X、Yの双方が上告受理申立てをした。

## II 判旨

Xの上告棄却、Yの上告につき一部破棄自判、一部上告棄却

1 (1) 「被害者が不法行為によって損害を被ると同時に、同一の原因によって利益を受ける場合には、損害と利益との間に同質性がある限り、公平の見地から、その利益の額を被害者が加害者に対して賠償を求める損害額から控除することによって損益相殺的な調整を図る必要がある(最高裁昭和63年(オ)第1749号平成5年3月24日大法廷判決・民集47巻4号3039頁)。そして、被害者が、不法行為によって傷害を受け、その後に後遺障害が残った場合において、労災保険法に基づく各種保険給付や公的年金制度に基づく各種年金給付を受けたときは、これらの社会保険給付は、それぞれの制度の趣旨目的に従い、特定の損害について必要額をてん補するために支給されるものであるから、同給付については、てん補の対象となる特定の損害と同性質であり、かつ、相互補完性を有する損害の元本との間で、損益相殺的な調整を行うべきものと解するのが相当である。」

(2) 「労働者が通勤(労災保険法7条1項2号の通勤をいう。)により負傷し、疾病にかかった場合において、療養給付は、治療等の療養に要する費用をてん補するために、休業給付は、負傷又は疾病により労働することができないために受けることができない賃金をてん補するために、それぞれ支給されるものである。このような本件各保険給付の趣旨目的に照らせば、本件各保険給付については、これによるてん補の対象となる損害と同性質であり、かつ、相互補完性を有する関係にある治療費等の療養に要する費用又は休業損害の元本との間で損益相殺的な調整を行うべきであり、これらに対する遅延損害金が発生しているとしてそれとの間で上記の調整を行うことは相当でない。」

また、本件各年金給付は、労働者なし被保険

者が、負傷し、又は疾病にかかり、なおったときに障害が残った場合に、労働能力を喪失し、又はこれが制限されることによる逸失利益をてん補するために支給されるものである。このような本件各年金給付の趣旨目的に照らせば、本件各年金給付については、これによるてん補の対象となる損害と同性質であり、かつ、相互補完性を有する関係にある後遺障害による逸失利益の元本との間で損益相殺的な調整を行うべきであり、これに対する遅延損害金が発生しているとしてそれとの間で上記の調整を行うことは相当でない。」

2 (1) 「不法行為による損害賠償債務は、不法行為の時に発生し、かつ、何らの催告を要することなく遅滞に陥るものと解されるが（最高裁昭和34年（オ）第117号同37年9月4日第三小法廷判決・民集16巻9号1834頁参照），被害者が不法行為によって傷害を受け、その後に後遺障害が残った場合においては、不法行為の時から相当な時間が経過した後に現実化する損害につき、不確実、不確定な要素に関する蓋然性に基づく将来予測や擬制の下に、不法行為の時におけるその額を算定せざるを得ない。その額の算定に当たっては、一般に、不法行為の時から損害が現実化する時までの間の中間利息が必ずしも厳密に控除されるわけではないこと、上記の場合に支給される労災保険法に基づく各種保険給付や公的年金制度に基づく各種年金給付は、それぞれの制度の趣旨目的に従い、特定の損害について必要額をてん補するために、てん補の対象となる損害が現実化する都度ないし現実化するのに応じて定期的に支給されることが予定されていることなどを考慮すると、制度の予定するところと異なってその支給が著しく遅滞するなどの特段の事情のない限り、これらが支給され、又は支給されることが確定することにより、そのてん補の対象となる損害は不法行為の時にてん補されたものと法的に評価して損益相殺的な調整をすることが、公平の見地からみて相当というべきである。

本件各保険給付及び本件各年金給付は、その制度の予定するところに従って、てん補の対象となる損害が現実化する都度ないし現実化するのに対

応して定期的に支給され、又は支給されることが確定したものということができるから、そのてん補の対象となる損害は本件事故の日にてん補されたものと法的に評価して損益相殺的な調整をするのが相当である。」

(2) 最高裁平成16年（受）第525号同年12月20日第二小法廷判決・裁判集民事215号987頁は、事案を異にし、本件に適切でない。

### III 評釈

1 本件では、Xが受給した労災保険法に基づく療養給付及び障害年金、国民年金法に基づく障害基礎年金、厚生年金保険法に基づく障害厚生年金と逸失利益にかかる損害賠償額との調整の仕方が問題となった。

不法行為の被害者又はその遺族が受給した社会保険給付がどのように損害賠償額から控除されるかについては、その給付ごとに、制度の趣旨・目的、代位規定などの有無、費用の負担等を検討して判断すべきであるとされ、これまでに最高裁判例も蓄積されている<sup>1)</sup>。そのような中で本判決は、従来、あまり問題となつてこなかった、給付によるてん補の対象となる損害費目、及び、給付によってその損害がてん補された時期について述べた点に意義がある。損害てん補の時期は、社会保険給付の各支給日までの遅延損害金の発生の有無にも関わるが、それについて初めて具体的に言及したという点でも意義を有する。また、本判決は、遺族年金について遅延損害金から充当した近年の先例（後掲平成16年最判）の射程を限定した点で、実務的にも重要な意義があると考えられる。ただ、従来の多くの判例・裁判例においては、社会保険給付の各支給日までの遅延損害金はそもそも請求されていなかつたので、実際上の影響はそれほど大きくはないと思われる。

2 (1) 不法行為によって損害を被ると同時に同一の原因によって利益を受ける場合の損害賠償額については、代位による調整、あるいは、公平の見地から損益相殺（または損益相殺的な調

整)が行われる。本件で問題となった各給付については、代位(労災保険法12条の4、厚生年金保険法40条、国民年金法22条)が予定されているので、損害賠償額の調整は、それに依拠すれば足りたとも考えられる。これに対し、判旨1(1)は最判平成5年3月24日民集47巻4号3039頁(以下「平成5年最判」という。)の損益相殺的な調整の一般論を引用する。この点に本判決の特徴がある<sup>2)</sup>。従来の判例が代位が予定されている場合にはそれに依拠して損害賠償額を調整してきたことに鑑みれば、本判決が判例法理である損益相殺的な調整に依拠したことに疑問なしとしない。他方で、代位が予定されている場合であっても、損益相殺的な調整という法律構成を探ること自体には問題はない<sup>3)</sup>。また、両者の法律構成の相違からは実質的な差異は生じない。というのは、①損益相殺的な調整は代位による調整をも包含した概念であるとも解釈できること<sup>4)</sup>、②両者を別個の制度と捉えるとしても、損益相殺的な調整の要件である利得と損失の同一原因による発生、損失と利得の目的と機能の同質性は、代位構成の場合にも妥当する要件であると解されること、③加害者たる第三者に対する損害賠償請求訴訟における損益相殺的な調整という法律構成は、保険者の求償権の存否及び範囲を左右せず、当該第三者の最終的な賠償額は同一になると考えられること<sup>5)</sup>からである。ゆえに本判決の理論構成も首肯できよう。

(2) 判旨1(1)後段(「そして」以下)は、損益相殺的な調整の対象となる損害の要件として、社会保険給付との同質性だけでなく、相互補完性を加えたこと、及び、その調整の対象を損害の元本と明示したことに意義がある。

まず相互補完性については、代位の事例ではあるが、最判昭和62年7月10日民集41巻5号1202頁(以下「昭和62年最判」という。)が、社会保険給付と調整対象となる損害費目を画すための要件の1つとして挙げており参考となる<sup>6)</sup>。他方で、平成5年最判の示した同質性要件も、それ以降、社会保険給付と損益相殺的な調整の対象となる損害費目を限定する要件として用いられている。例えば、最判平成11年10月22日民集53巻7号1211頁

(以下、「平成11年最判」という。)は、国民年金法による遺族年金と「損益相殺的な調整を図ることのできる損害は、財産的損害のうち逸失利益に限られる」としたが、これは同質性の判断によるものである。これらに加え、代位による調整と損益相殺的な調整とでは差がないこと(前述)に鑑みると、本判旨のいう相互補完性は、平成5年最判が、社会保険給付と損害賠償との同質性を判断するにあたり用いていた目的の同一性と機能の同一性とのうち、後者と同義であり、社会保険給付と損益相殺的な調整がなされるべき損害費目を画すための要件であると考えられる<sup>7)</sup>。

社会保険給付との損益相殺的な調整の対象を「損害の元本」に限定した点については、判旨は、各社会保険給付が、特定の損害について必要額をてん補するために支給されることをその根拠とする。後述のように、社会保険給付は、制度上、その支給によっててん補される損害にかかる遅延損害の補償は予定していないので、損益相殺的な調整の対象を「損害の元本」としたことは妥当であろう。

(3) 判旨1(2)は、療養給付、休業給付、本件各年金給付は、それぞれ療養に要する費用、休業損害、後遺障害逸失利益の元本との間で損益相殺的な調整を行うべきであり、これらの遅延損害金が発生しているとしてそれとの調整を行うことは相当でないとする。判旨1(1)の一般論を前提とすれば妥当な判断であろう。

従来の実務・裁判例においても、労災保険法に基づく療養(補償)給付については療養費等から控除され、障害(補償)給付、遺族(補償)給付、傷病(補償)年金及び休業(補償)年金について、また、国民年金法に基づく障害基礎年金及び厚生年金保険法に基づく障害厚生年金については消極損害(逸失利益)から控除されており、これらとともに整合的な判断である<sup>8)</sup>。

3 (1) 以上に論じたこととは別に生じる問題として、社会保険給付の各支給日にてん補される損害額について、被害者は当該支給日までの遅延損害金を請求することができるかがある。

判旨2(1)は、特段の事情のない限り、社会保険給付が支給され、又は支給されることが確定することにより、そのてん補の対象となる損害は不法行為の時にてん補されたものと法的に評価するとした。これは、社会保険給付の各支給分によつててん補される損害について、当該支給分の各支給日までの損害遅延金はそもそも発生しないと判断したものと解される。

まず、遅延損害金が発生しないとした判旨の結論には疑義もありうる。本判旨も述べるように不法行為に基づく損害賠償債務は損害の発生と同時に何らの催告を要することなく遅滞に陥るから、後に社会保険給付の支給によって損害の元本がてん補されたとしても、てん補された損害について遅延損害金は既に発生しており、その支払請求が制限される理由はないとも考えられるからである。また、例えば、後遺障害逸失利益の額は、その算定が賃金センサス等に基づくなど擬制であるとしても、中間利息が控除され不法行為時の評価額となっているため、年金等定期的に支給される給付について支給時の価額をそのまま控除することは損害を必要以上に過小評価する結果ともなりうる。

しかし、社会保険の実際の給付は、保険事故に遭遇した側が支給請求をし、行政機関等の裁定・決定を経てなされるため、保険事故の時点と、社会保険給付による損害てん補の時点には必然的にタイムラグが生じる。他方、保険事故によって取得する社会保険の給付請求権は抽象的な権利に留まり、具体的な給付請求権は、行政機関等の裁定・決定によって発生すると解される<sup>9)</sup>ため、保険事故から給付支給までの間の遅延損害はそもそも発生していない前提の仕組みとなっている。

また、代位が予定されている場合、仮に社会保険給付の各支給日までの遅延損害金が発生しており、当該給付はこれに対する遅延損害金部分をもてん補の対象としているならば、当該保険給付を行った保険者は、その価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償請求権に加えて、これに対する上記保険給付の支給日までの遅延損害金請求権をも取得することになる

か、あるいは、支給した保険給付から、損害賠償請求権のうち逸失利益に相当する部分に対する上記保険給付の支給日までの遅延損害金を控除した残額の限度でしか損害賠償請求権を取得することができなくなると解される。しかし、各社会保険給付に関する法規定がこのような事態を想定しているとは解し難い<sup>10)</sup>。

このような制度の仕組みに鑑みれば、保険事故が加害者によって生じた場合に、社会保険給付の支給時までの遅延損害が発生するとの論拠も見出しがたい。それゆえ、実際の給付がなされたときに、不法行為時に損害がてん補されたと評価する、すなわち遅延損害が発生しないとの解釈は、制度の仕組みとも整合的である。

以上の理由から判旨2(1)に概ね賛成する。ただその理由付けには若干の疑問がある。判旨は、その根拠の1つとして「不法行為の時から損害が現実化する時までの間の中間利息が必ずしも厳密に控除されるわけではないこと」を挙げるが、各社会保険給付と調整される損害費目を同質性及び相互補完性という要件で対応させる以上、中間利息が控除される損害費目については、むしろ遅延損害を生じさせる根拠となりうる。それゆえ、特定の損害について必要額をてん補するために、てん補の対象となる損害が現実化する都度ないし現実化するのに応じて定期的に支給されることが予定されているという各社会保険制度の趣旨を根拠とすれば十分であると思われる<sup>11)</sup>。

(2) 判旨2(1)は不法行為時にてん補されたものと評価されない「特段の事情」として、労災保険法に基づく各種保険給付や公的年金制度に基づく各種年金給付について、「制度の予定するところと異なってその支給が著しく遅滞するなど」を挙げる。

まず、行政機関等による支給決定前は支給の前提を欠くので、そもそも支給の遅滞は生じない。それゆえ判旨のいう「特段の事情」は、行政機関等が支給決定したにもかかわらず支給が著しく遅滞した場合と解すほかない。そのような場合に、実際の支給日までに発生する遅延損害金を、判旨によれば、加害者が負担することになる。

しかし、社会保険給付について行政機関等の支給決定後、加害者が関与することにより支給の著しい遅滞が生じることは通常想定されない。そうだとすれば、支給の著しい遅滞の責を、加害者のみに負わせるのは妥当ではない。少なくとも加害者の故意または過失によって支給の著しい遅滞が生じたという要素を「著しい遅滞」に読み込むべきであろう。

4 (1) 本判決の約1か月後の最判平成22年10月15日裁時1517号4頁(以下「10月15日判決」という。)は、労災保険法に基づく休業給付と障害一時金についての損益相殺的調整が問題となった事案であるが、本判旨の大部分を引用していることから、不法行為により傷害を受け、後遺障害が残った場合の、社会保険給付にかかる損益相殺的調整の方法についての最高裁の立場は本判旨の説示で固まったものと言える。

(2) 本件は労災保険法上の通勤災害の事案であるが、本判決の射程は、業務上(あるいは通勤途上)の災害に限らず、不法行為により傷害を受け、その後に後遺障害が残った場合に、支給された社会保険給付と損害賠償額との調整に及ぶことになる<sup>12)</sup>。

これに対し、不法行為により被害者が死亡した場合については、近年の先例として、最判平成16年12月20日集民215号987頁(以下「平成16年最判」という。)がある。

平成16年最判は、交通事故により死亡した被害者の遺族が、加害者等に損害賠償を求めた事案である。同判決は、①被害者の遺族が、その死亡を原因として遺族厚生年金の受給権を取得したときは、被害者が支給を受けるべき障害基礎年金等に加え、給与収入等を含めた逸失利益全般との関係で、支給を受けることが確定した遺族厚生年金を控除すべきである、②自賠責保険金等によっててん補される損害については、事故時からその支払日までの間の遅延損害金が既に発生していたのであるから<sup>13)</sup>、自賠責保険金等がその支払時における損害金の元本及び遅延損害金の全部を消滅させるに足りないときは、当該自賠責保険金等は遅

延損害金の支払債務にまず充当されるべきである、と判示した。

①については、遺族厚生年金と同性質であり、かつ、相互補完性を有する損害は、障害基礎年金等に係る逸失利益だけでなく、給与収入等も含めた被害者の逸失利益全般であると解すれば、本判決の判示との矛盾はない。

②については、「自賠責保険金等」に遺族補償年金及び遺族厚生年金を含めていたため、当該各年金給付が支払時における損害金の元本及び遅延損害金の全部を消滅させるに足りないときは、遅延損害金の支払債務にまず充当されるべきものであると判断したものと解されている<sup>14)</sup>。そのため、本判決との関係が問題となる<sup>15)</sup>。

この点について、本判決は、平成16年最判とは事案が異なると述べるのみである(判旨2(2))が、10月15日判決には千葉裁判官の補足意見が付されている。同補足意見は、「(労災保険法上の)休業給付等は、労働することができなかつたために受けることができない賃金のてん補や、労働能力が喪失ないし制限されることによる逸失利益のてん補を目的とするものであるが、遺族年金給付は、そこまでの費目拘束があるとはいえない。これらの点にかんがみると、本件判決(10月15日判決:評者注)は、平成16年第二小法廷判決(平成16年最判:評者注)に反するものではなく、これを変更する必要があるとはいえない。」と述べる一方で、「もっとも、遺族年金給付によるてん補の対象となる損害は、被害者が被った損害すべてではなく、基本的には給与収入等を含めた逸失利益全般であるというべきであるから、損益相殺的な調整の対象となる損害も遺族年金給付の趣旨目的に照らし、これと同性質で、かつ、相互補完性を有する損害の範囲に限られるものというべきであり、その点では、本件の場合と同じ考え方を探る余地があるのでなかろうか。」として、平成16年最判について判例変更の可能性に言及している。

この点については、平成5年最判及び平成11年最判の判断も考慮すべきであろう。まず、平成5年最判は、地方公務員等共済組合法に基づく退職年金と遺族年金の同質性を肯定している。また、

平成11年最判は障害年金と遺族年金の同質性を肯定していると解される。

制度の仕組みからすれば、遺族年金は退職年金及び障害年金の切り換えであって、両者が目的及び機能の面で同質であることは明らかである<sup>16)</sup>。したがって、不法行為の被害者が死亡した場合、当該本人が受給していた退職年金または障害年金にかかる逸失利益と遺族年金との損益相殺的な調整については、本判決及び10月15日判決の射程が及び、遺族年金が支給され、または支給されることが確定することにより、前記逸失利益は不法行為の時にてん補されたものと法的に評価すべきであろう。

さらに、退職年金や障害年金が本人の稼働能力の喪失にかかる損害をてん補する性質を有するすれば、これらの年金給付と同性質であるところの遺族年金も、不法行為の被害者の稼働能力の喪失にかかる損害をてん補するものと言えよう。それゆえ、平成16年最判の不法行為の被害者が死亡した場合の同人の稼働所得を含む逸失利益と遺族年金との調整については、その判断を変更すべきであろう<sup>17)</sup>。

仮に、平成16年最判の判断を維持するとすれば、稼働収入にかかる逸失利益と遺族年金との損益相殺的な調整の問題にその射程を限定すべきである<sup>18)</sup>。

5 本件のように、社会保険給付以外の金銭（例えば自賠責保険金等）の支払日の前後に社会保険給付（とりわけ年金給付）の支給日が存在する場合、当該両給付の損益相殺的調整の対象となる損害の範囲や遅延損害金の発生の有無が異なるため、社会保険給付にかかる損益相殺的な調整と、他の金銭給付（自賠責保険金等）にかかる損益相殺的な調整の順序が問題となる。実務でも方法は一律ではなく、場合によっては、最終的な損害賠償額の算定も依然として複雑である<sup>19)</sup>。この点については、不法行為時を基準として評価された損害賠償額から、まず、口頭弁論終結時において支給され、または、支給されることが確定した社会保険給付を損益相殺的調整の対象となる損害費目

から控除し、その後、自賠責保険金等を充当のルール（民法491条）に従って控除する扱いよいのではないかと思われる。

### 注

- 1) 例えば、第三者行為災害に関する労災保険給付について最判昭和52年4月8日集民120号433頁、使用者行為災害に関する労災保険給付について最判昭和52年10月25日民集31巻6号836頁、昭和62年最判（本文後掲）、地方公務員等共済組合法による遺族共済年金について、最判昭和50年10月21日集民116号307頁、平成5年最判（本文後掲）、国民年金法による遺族年金について平成11年最判（本文後掲）等の先例がある。
- 2) 平成5年最判以降の社会保険給付と損害賠償の調整を扱った最高裁の事例は法定代位が存在しないものに限られていた。
- 3) 近年の裁判例では、制度上代位が予定されている場合であっても、損害賠償額の調整の根拠として損益相殺（的な調整）により、あるいは、単に社会保険給付の支給によって損害がてん補されたと述べ、損害額から当該支給額を控除するものが多数ある。これは、そもそも加害者側が損害額調整の根拠として代位を挙げず、単に被害者が社会保険給付の支給等を受けたため調整されるべきといった抗弁に依拠しているものと思われる。
- 4) 古くから、第三者給付を原因とする場合の、損益相殺という言葉の用法、代位との関係には争いがあり、その用法は論者によって異なる。実務上は、その区別を意識することなく、損害が控除される場合一般を損益相殺（広義）として、その根拠として代位とそれ以外の損害の公平な分担の場合があるとの理解もある（水野有子（1995）「損害賠償における第三者からの給付を原因とする控除——特に損益相殺と代位との関係——」判タ865号4頁）。一般的には、代位と狭義の損益相殺はまったく別個の制度と考えられている（最判昭和50年1月31日民集29巻1号68頁は火災保険に関して保険者代位と損益相殺を区別して用いている）が、平成5年最判以降、最高裁は、損益相殺的調整と損益相殺あるいは代位との関係について言及していない。代位が予定されていても損益相殺的調整による調整が可能であるとすれば、損益相殺的調整を代位による調整をも包含した概念と捉える解釈も可能であろう。
- 5) また結論としても、平成5年最判の射程で残されていた問題、すなわち、第三者行為災害において代位に依拠して損害賠償額の調整を行った判例（最判昭和52年5月27日民集31巻3号427頁）との関係について、代位規定の解釈を変更することなく、使用者行為災害と第三者行為災害との結

- 論的な整合性が得られることとなったと解される。ただ、代位を根拠として損害賠償額の調整を行った場合に、保険者が「支給を受けることが確定した年金」分についても被害者に代位して損害賠償請求権を取得するか否かは依然として明らかではない。損益相殺的調整の結果と齟齬が生じるが、現実に給付を支給していないのに、保険者に損害賠償請求権を認める必要はないから、「保険給付をしたとき」保険者が代位によって取得するのは現実に支給された年金分の損害賠償請求権であると解すべきであろう。
- 6) 昭和62年最判は、労災保険法における休業補償給付及び傷病補償年金、厚生年金保険法における厚生年金について、「保険給付の趣旨目的と民事上の損害賠償とのそれとが一致すること、すなわち、保険給付の対象となる損害とが同性質であり、保険給付と損害賠償とが相互補完性を有する関係にある場合をいうものと解るべきであって、単に同一の事故から生じた損害であることをいうものではない」として、上記社会保険給付は消極損害のみから控除すべきであって、積極損害及び慰謝料とは同質とは言えず、損害全体のてん補をすることは許されないと判示していた。
  - 7) この点に関連して、同質性については、既に最判昭和50年10月21日（前掲注1）が地方公務員等共済組合法による退職年金と遺族年金につき、両者が「同質性かつ相互補完的」関係にあることを前提とする判断をし、平成5年最判も、この基準に沿って同質性を判断し、「損益相殺的調整」の判断枠組みを具体化したものであるとする指摘もある（永下泰之（2006）「民事判例研究（一）」北大法学論集57巻2号242頁）。
  - 8) 最高裁判例は前掲注1に挙げたものがある。
  - 9) 西村健一郎（2003）『社会保障法』51頁、有斐閣。
  - 10) 10月15日判決（本文後掲）の第一審判決（大阪地判平成21年2月16日判タ1289号65頁）は、このことを論拠として、労災保険の休業給付等と調整の対象になるのは、第三者の被害者に対する損害賠償債務のうち、逸失利益にかかる部分の元本のみに限定されるとしている。
  - 11) なお10月15日判決（本文後掲）は、中間利息の控除については言及せず、「被害者が不法行為によって傷害を受け、その後に後遺障害が残った場合に支給される労災保険法に基づく各種保険給付は、それぞれの制度の趣旨目的に従い、特定の損害について必要額をてん補するために、てん補の対象となる損害が現実化する都度ないし現実化するのに対応して定期的に支給されることが予定されていること」のみを論拠としている。
  - 12) 例えば健康保険法に基づく傷病手当金等。

- 13) 自賠責保険金については、既に最判平成11年10月26日交民32巻5号1331頁及び最判平成12年9月8日金法1595号63頁が、その支払日までの遅延損害金が発生し、当該遅延損害金の支払請求も可能である旨判示している。
- 14) 自賠責保険金については、そのてん補の対象となる損害費目の縛りではなく、その支払日までの全損害に対する遅延損害金にまず充当されると解されているため、平成16年最判の判断は妥当であるとされているが、遺族補償年金等について同様の扱いをすることには疑問が呈されていた（佐野誠「判批」損害保険研究67巻2号217頁）。その理由としては、民法491条1項が債務の弁済について規定するのに対し、社会保険給付は債務者の弁済と捉えることが難しいこと、遅延損害金は、その前提として債務者の責めに帰すべき事由があることを要するが、社会保険給付の形式上の給付遅滞は債務者の責めに帰すべき事由によるものとは言えないといったことが挙げられている。
- 15) 本判決の原審は基本的には平成16年最判の判断に従って損害額を算定しているが、本件各年金給付については、後遺障害逸失利益にかかる遅延損害金のみに充当している（平成11年最判参照）。このような充当方法については既に指摘されていたところである（高取真理子（2005）「公的年金による損益相殺—最高裁平成16年12月20日第二小法廷判決を契機として—」判タ1183号65頁）。
- 16) 岩村正彦（1993）「退職年金相当額の損害賠償からの遺族年金の控除」ジュリスト1027号72頁。
- 17) 前田陽一（2011）「後遺障害を理由とした損害賠償における社会保険給付との損益相殺的調整」ジュリスト1420号110頁（平成22年度重要判例解説）は、被害者が生きていたらその収入から支払われていたであろう扶養料の損害が現実化するのに即して遺族年金が支給されていると理解し、平成16年最判の遺族年金給付に関する判示を変更すべきとする。
- 18) 平成16年最判を引用する事例として、横浜地裁川崎支判平成19年6月19日交民集40巻3号749頁及び東京地判平成21年11月17日判例集未登載があるが、いずれも自賠責保険金の充当のみが問題となった事案である。後者については、労災保険給付もなされているが、当事者が同給付を損害の元本に充当することを合意しているため、社会保険給付に関する損益相殺的な調整が問題となつた事案において、当該社会保険給付の損益相殺の対象となる損害の遅延損害金に充当されたとした事例は、平成16年最判以降、少なくとも公刊されている裁判例は本件原審以外では存在しないと思われる。

- 19) 本判決は、まず、自賠責保険金の支払日前に支給された年金給付額を後遺障害逸失利益の元本から控除し、続いて、自賠責保険金を残存の損害賠償額の遅延損害金に充当し、さらに損害元本に充当、その後、原審口頭弁論終結時までに支給され、または、支給が確定した年金給付額を控除して損害額を算定しているようである。これに対し、10月15日判決の原審は、治療費等から療養給付を、休業損害から休業給付を、後遺障害逸失利益から障害一時金を控除し、その後、任意保険金（元本に充当する合意をしたものと除く）及び自賠責保険金の各支払いにつき、各支払日ま

での遅延損害金に充当し、その後、残余があれば損害元本に充当して損害額を算定しているが、10月15日判決はこの算定方法を是認している。このように、本判決と10月15日判決においても、社会保険給付とその他の第三者給付の控除の順序に差がある。

#### 参考文献

注で引用したもの

(くろだ・あしや 国立社会保障・人口問題研究所  
社会保障応用分析研究部研究员)

## 書評

倉田 聰著

『社会保険の構造分析——社会保障における「連帶」のかたち』

(北海道大学出版会, 2009年)

太田 匡彦

### I 本書の成り立ちと構成

本書は、倉田聰による社会保険の法学的研究である。ただし、本書は、彼自身が最後まで推敲し完成体として出版されたものではない。2007年4月2日の急逝により、著者は本書のための作業を完了できず、著者と大学院生時代を共にした加藤智章・菊池馨実が著者の伴侶であり研究者である倉田賀世と相談しながら編集し、本書は出版された。しかし本書は、倉田聰自身の構想に基づく、一貫した議論を示す研究書である(タイトル・章立ては著者自身の構想に従っている。333頁)。また編者の行き届いた配慮により、未完成の部分についても、本書を最後まで著者が手がけた場合に示されたであろう議論を考えることができる。著者の残した企画を実現すべく編集の労をとられた編者に敬意を表したい。

以上の経緯から、本書は複雑な成層を持つ。すなわち、①書き下ろし部分、②著者が原型となった初出論文(研究報告書等の未発表論文も含む)に加えた加筆修正の完成度が高いと判断され、当該加筆修正を反映させて収載された部分、③初出論文に加筆修正が加えられていなかった、または加筆修正中でまだ公表できる段階にはないと判断され、初出論文を収載した部分、④編者により加えられた補論である(さらに、加藤智章によるまえがき(i-iii頁)、菊池馨実による解題(333-340頁)、道幸哲也「倉田聰教授の経歴と業績」(341-355頁)が収められている)。この成層を、まえがきと解題、書評者が菊池馨実に個人的に確認したことにより見ておく。

①に該当する部分は序章(1-15頁)、終章(325-333頁)であり、解題によれば、第9章(301-323頁)も基礎になった報告書があるものの書き下ろしである(336頁)。②に該当する部分は第1章(17-48頁)、第2

章(65-104頁)、③に該当する部分は第3章(105-128頁)、第4章(129-173頁)、第5章(175-188頁)、第6章(189-215頁)、第7章(233-281頁)、第8章(283-299頁)である。④に該当する部分は、第1章補論1(49-55頁)、第1章補論2(56-64頁)、第6章補論1(216-231頁)。第6章で扱われた問題に関する最高裁判決の評釈である。①②の中でも第1章、終章は未完と考えられる(334頁)。第1章は、第4節のための作業が終了しておらず(第1節終結部も未完成のようである。22-23頁)、第1節～第3節は加筆修正後の状態で収載されたものの、第4節の収載は断念され、第1章補論1と同章補論2が参考として収められた。これに対し終章は、未完であるけれども他の部分と併せ読めば一定の結論部とみなしうるという判断からそのまま収載された(337頁)。また、③④に該当する部分を初出順に並べると、1999年(第6章)→2002年(第7章)→2003年(第1章補論1)→2004年(第3章、第5章)→2006年(第4章、第6章補論1、第8章)となる。

### II 社会保険、その基礎にある社会連帯

A. 本書の中心課題は、「『社会保険』という制度概念の探求とその豊富化を行う」(9頁)ことにある。倉田の問題意識は、次のようにまとめられよう。

社会保険については、「『社会=扶助原理=所得再分配機能』と『保険=保険原理=リスク分散機能』という相矛盾した要素の併存」が比較法的にみても共通する。この特徴を持つ社会保険は、日本では、一方で社会保険における保険の性格を強め再分配は税財源を基礎とする社会保障給付によって担われるべきであるという批判、他方で社会保障は国の公的責任の下で扶助原理に基づいて行われるべきであるという批判によって挙げられてきた。社会保険はプラグマティッシュな制度であり、首尾一貫した説明に適しているとは言い

難いけれども、社会保険の否定は日本の社会保障制度の大幅な後退につながり、社会保険に対する不信を拭うべく、社会保険に関する「明晰かつ一貫した把握」を追求しなくてはならない（9-10、325-326、328-329頁。1-5頁も参照）。

B. 倉田は、終章で、自らが得た社会保険理解を具体的にまとめようとしていた（328頁）。しかし残念ながら、終章にそれではなく、この問題に関しどイツ社会保障法学の得た一つの解答は、「『社会保険』を『社会』と『保険』に分断するのではなく、四文字熟語としての統一した概念として把握するというものであった」という一文で終わっている（329頁）。読者は、この問題に関する倉田の解答を自ら考えなくてはならない。

倉田は、第2章でこの問題に一般的かつ直接に取り組んでいる。そこでは、2000年前後に展開を見せたドイツの議論と疾病保険の現況が分析される。著者は、ドイツにおける「『社会保険』概念の最大公約数的な理解」を、i) 社会保険に拠出と給付の間の緩やかな有償性を認めることでその保険性が肯定される、ii) これは所得移転としての社会的調整を排除せず、社会的調整が保険共同体における調整に止まる限り、被保険者個人にかかる給付反対給付均等の原則の修正が許され、これが社会保険の特徴とされる、iii) 社会保険における社会的調整は、社会保険という制度が国民一般より小さい範囲の人的集団を前提にする以上、その範囲を超えることは許されず、保険共同体の利益がまったく関わらない一般的公共利益に資する社会的調整は税財源によって行われるべきである、にまとめる（77頁）。この理解は、一方で社会保険における自治を社会保険の目的や機能との関係で正当化を要するものとした上で、社会保険における拠出と給付の連関に再び目を向ける立場に立ち（68-77頁）。ただし、著者は倉田[1997]以来、社会保険における自治を重視しており、これは本書にも表れている）、他方でドイツの社会保険を私保険に引きつけて理解する見解を批判する（66-68、92-93頁）。1993年の法改正による大幅な変革後のドイツ疾病保険も、金庫単位での連帶から、被用者保険加入者という単位のより大きな連帶へ転換されていく途上にあり、私保険と同じには理解できない（78-95頁）。

第3章～第9章では、具体的問題に即した議論が展開される。紙幅に鑑み、その位置付け・相互関係に注意を向け、各章の紹介は簡単に止める。これらの章は、被保険者の範囲に関わる問題を取り扱う第3章及び第

4章と、財政の問題を扱う第5章～第9章とに大きく分けられる。しかし、二つの大きなブロックが単に併置されている訳ではない。両ブロックの接点に位置する第5章で著者は、年金保険料追納禁止原則を、追納という「納付期限を守ることでリスク分散にまじめに参加していた他の被保険者（=保険集団）の正当な行為を台無しにするアンフェアな行為」に対する規制と位置づける（183-186頁）。後述のように著者は社会保険の基礎に社会連帯を見出していたから、本章は、年金保険における連帯への参加には被保険者であるだけでなく実際の保険料支払いも要求されることを明らかにする章と言える。被保険者資格は社会連帯への参加資格とも解せるから、第5章で取り扱われる問題は、第3章・第4章で取り扱われる問題と連続し、同章は被保険者の範囲に関する問題と社会保険財政の問題との連続性を示す位置にある。本書が一貫した構想を持つことの証左であろう。

第3章は、非典型就業に対する被用者保険の適用の可否、適用するとした際に生じる問題を論じ、第4章は、満20歳以上の学生を平成元年の国民年金法改正まで強制加入対象者から除外していたことを違憲と主張する。直接の検討対象の違いが与える印象よりも両章は密接に関連する。第4章で詳述される、基礎年金制度の導入が従前の稼得活動と切り離された、全国民に共通の基礎的所得保障ニーズに対応するものへと国民年金を変容させたという理解の帰結が、両章でそれぞれ現れているからである（114-121、125-126頁と159-164頁を比較せよ）。

第6章は、医療保険料の賦課に対する租税法律主義の適用の有無という問題の検討を通じて医療保険財政の特徴を分析し、その特質に応じた法的規律のあり方を考察する。この考察が最高裁判決に影響を与えたであろうことを、読者は第6章補論1で確認できる。第6章が単一の社会保険主体内の財政とその基礎にある社会連帯のあり方を考察するのに対し、第7章・第8章は、高齢者医療に係る財政問題を手がかりに、社会保険主体（社会連帯単位）相互間での財政調整や保険主体編成のあり方を考察する。第9章は、保険料率安定化を一つの原則とはしつつも結局はニーズ（実支出）に合わせて事後的に収入（保険料）を決定する賦課方式の論理に忠実なドイツ法を検討し、社会保障給付費の伸び率管理の考え方を実定法制度を拘束する形で機能させることに警告を発する。これは、社会保険方式

の方が税方式よりも予算制約による給付総量の縛りが緩いことの具体的な論証であり（7-8頁），税方式と社会保険方式の優劣という問題に対する著者の一つの回答である。

C. 倉田の社会保険論，さらに彼の社会保障法学の特徴は，社会連帯観念の動員に求めうる（道幸の指摘も参照。342-346頁）。倉田によれば，社会連帯は，社会保険制度そのものを支える法理念として，「保険料負担を正当化する根拠というよりはむしろ保険料負担を正当化するプロセスないし過程を規律する根本規範的な意味を有する」（261-262頁）。社会連帯は実体・手続を通した様々な局面で機能し，本書は，倉田の社会連帯理解を確認する格好の手がかりを与える。

第1に，社会連帯は，給付と拠出の有償関係の給付反対給付均等の原則からの逸脱を許す。しかし拠出と給付の緩やかな有償関係さえ失わせる負担は，社会連帯からは正当化されない（73-77，202-206，259-262，274-278頁）。この結果，倉田は一方で，市町村国保の保険料賦課に関し応能割と応益割を1対1とすることに，負担能力のない者に過重な負担を課す政策として批判的であり（205-206頁），他方で，老人保健拠出金や後期高齢者医療制度支援金（提案段階のもの）についても社会連帯の有償性ないし互酬性の観点から批判的である（274-277，294-295頁）。ただ，第6章と第7章（第8章も）とでは重点の違いも感じられる。第6章では応益原則の強調に対する警戒が感じられるのに対し，第7章では拠出と給付の有償関係が失われてはならないことが強調される。取り扱われた問題の違い故なのか（保険者間の連帯強化が保険者内部の連帯を損ないかねないという問題状況が単純な財政調整には生じる。271-276頁），初出論文の執筆時期の違い故なのか（第6章は，本書の中で最も早い時期の論文である），どちらの可能性も考えられよう。

第2に，社会連帯は，保険料賦課や費用拠出，その費用をもとに行われる給付の管理などの局面で透明性（民主性）を求め，自治・自律的決定・参加を要求する。有償関係を緩やかにする決定はこのような決定への被保険者の関与が正当化し（202-204頁），高齢者医療のために被用者保険が様々な費用を負担する制度の下では，被用者保険主体に実質的な決定ないし参加が与えられるべきである。この点に表れるように，倉田の社会連帯論は，高齢者医療の費用を被用者保険が負担する必要はない=連帯する必要はないとするもので

はなく，連帯して費用を分担する以上，その管理運営に実質的な参加を認めるべきだという形で作動する。したがって，高齢者医療に係る倉田の提案は，退職者の医療について被用者保険が退職者を被保険者として管理するという方向にある（以上につき277-279，295-297頁）。反面，税財源の導入（混入）は，国に管理のヘゲモニーを握らせ保険者の自治・参加の実質を失わせる原因となるとして，評価されない（294-296頁。5-6，299頁も参照）。しかし207-208頁の記述はこれと衝突する契機を含む。倉田の中の重点移動を感じさせる）。

第3に，社会連帯は，ある時期の給付は当該時期の連帯構成員によって負担されねばならないという形で，費用負担の時間的限界をも画する（228-229，305頁）。緩やかであれ有償関係が要請されることの時間軸の中での表れと理解できよう。

D. 倉田の以上の議論の背後には，社会保障法学の方法に関する意識が存する。倉田は，「歴史的社会的実体としての実定法制度の積み重ねから抽出されるエッセンス」を重視し，政策論の中で法学が持つ強みを制度解釈やその構造分析に求める。現実の政策に関する議論を有意義に行うために論者の間で必要とされる共通認識の，その前提を形成する実定法制度の理解の共有こそが最も要請されるからである（327-328頁）。それゆえ，憲法や何らかの理念からあるべき社会保障制度を，実定法制度を離れて設計していく思考方法自体に彼は批判を向ける。第1章補論2での菊池馨実に対する批判は，この具体的な発見である。倉田は，自らの方法に忠実に，実定法制度上の根拠を執拗に追求し，繊細に実定法制度を解釈する。我々はこの例を，第5章で見た年金保険料追納禁止原則の根拠の探求，第3章・第4章で見た基礎年金制度の解釈とその帰結の考察，その前提をなす国民皆年金制度の意味に関する解釈（155-160頁），国民皆保険については皆年金と異なる解釈が採用され，国保資格証明書制度が批判的に分析され，老人保健制度と（提案時の）後期高齢者医療制度との大きな違いが指摘される過程（284-292頁），国民健康保険において給付と拠出の有償関係（対価性）を認めてよい根拠の指摘——彼は社会保険であるから対価性があるとアприオリに考えることも批判する——に見出せる（224-225頁）。すべてに賛成せずとも無視できない解釈である。

しかし，この実定法制度への彼の拘りは，彼の別の

手法も浮き上がるが、実定法制度が彼の社会保険・社会連帯理解にそぐわないとき、どうするか。第4章で見せた、立法者の政策判断の一貫性のなさを衝く方法は一つの方法だが、常に有効とは限らない。彼が用いるさらなる手法は、歴史と比較である。ここで、ドイツ法は尊重されるべきモデルである（第2章、第9章）。加藤智章などの業績に依拠してフランス法に言及することもあるが、その際は独仏両国に共通する要素が探され、それが日本法に対して指針を与える（23-27、262-276頁）。ドイツ・（フランス）・日本それぞれの差異を際立たせ難点も含めた互いの特色を明らかにするに止める、観察を旨とする手法は採られることがない。

### III 社会保険から社会保障へ

本稿の以上の検討は、倉田の社会保険の分析に焦点を合わせている。では、倉田の以上の議論は、社会保障全体を視野に入れたときどのように位置づけられるか。

第1章は、この問題に倉田が取り組んだ軌跡を示す。初出論文と比較したとき、従来の社会保障法学が注目していた個人と国家の間に社会が存すること、その社会として自律的な中間団体（社会保険であれば保険者＝保険団体）が大きな意味を持つことの強調は共通する。しかし、著者は、初出論文からの大きな変更と拡充を企てていたようである。第1章の第2節と第3節は、初出論文では基本的に逆の順番で論じられていた（第1節終結部が未完成であることもこの点と関わる）。また解題で紹介されている第1章第4節のための文章案は（337-338頁）、第1章補論1として収載された、初出論文中で第1章第1節から同章第3節に対応する箇所に続く部分ではなく、第1章補論2に類似の内容を見いだせる。紹介された第1章第4節のための文章案の内容が社会保障全体に関わることを考えると、第1章第3節末尾で予告された次に論じられるべき「社会」が、初出論文でそうであったように社会福祉における「社会」であったとは限らない。この結果、来るべき第1章第4節と第1章第2節との関係も不明瞭となる。第1章は、その基本テーゼは明らかであるものの、未完成の部分を多く残すと言ふべきだろう。

しかし、第1章補論1が論じた社会福祉における「社会」、そこでの社会連帯が、論じられなくてよいわけでは

はない。実際、菊池が紹介する今一つの加筆修正部分によれば（334-335頁）、倉田は第1章でこの問題を扱う意図も有しており、第1章補論1は何らかの形で第1章に取り込まれただろうとは考えられる。著者は既に倉田〔2001：129-139〕でこの問題を扱っており、これが第1章補論1に基礎を提供している。しかし倉田〔2001：129-139〕では、社会保険における相互扶助を通じた社会連帯と、原資の負担者と受益者の人的範囲が一致しない姿を基本とする社会福祉事業における社会連帯とは緊張関係に置かれていない。しかし本書で、社会保険における社会連帯に関して緩やかで足りるとはいえ有償関係に拘りを見せた著者が、社会福祉における社会連帯をどう位置づけたか、それを社会保険における社会連帯とは区別することで社会連帯そのものを差異化・多様化する方向をとったか、あくまでも何らかの相互性（互酬性）に拘りを見せたか、両者のバランスをとる別の理解を打ち立てていったか、興味は尽きない。

この問題も含めて、第1章が社会保障全体を視野に入れて社会・社会連帯を論じる形で完成していたならば、本書の終結部もそれに相応しく、社会保険における社会連帯とは何かではなく、社会保障全体・そこでの社会連帯の中で社会保険・そこでの社会連帯はいかなる位置づけと特徴を持つかという形で論じられたかもしれない。解題が伝える、倉田の模索した今一つの構想は（339-340頁）、この方向の終章を示唆しているように思われる。

倉田聰は、本書で多くのことを明らかにすると共に、多くの問題を多くの手がかりと共に我々に残した。我々は、倉田の問題意識・議論を理解し、精錬し、倉田の残した議論と対決する形で、議論を積み上げて行かなくてはならない。そうすべき対象は倉田に限られないけれども、倉田の議論は逸することができない。この営みを通して、我々は学問という営みを行うのである。

### 参考文献

- 倉田 聰（1997）『医療保険の基本構造——ドイツ疾病保険制度史研究』（北海道大学図書刊行会）  
——（2001）『これからの社会福祉と法』（創成社）

（おおた・まさひこ 東京大学教授）

## 書評

高山憲之著

### 『年金と子ども手当』

(岩波書店, 2010年)

中嶋邦夫

今年に入り、年金制度改革の機運が再び盛り上がりつつある。2004年改正ではマクロ経済スライドやねんきん定期便の導入が決定され、財政の安定性と国民の信頼の両面で改善が進むかに見えた。しかし、定期便開始直前の2007年に年金記録問題が明らかになり国民の信頼が低下した。また2008年には基礎年金税方式化の議論が盛んになり、現行制度への疑問が強まった。2009年には民主党が記録問題の解決と新たな年金制度のデザインを提示して、政権交代を実現した。民主党政権は、2010年に新年金制度に関する検討会や政府・与党社会保障改革検討本部を設置し、2011年6月中に成案を得る計画となっている。

本書は、著者が年金研究者の視点から行った年金記録問題の分析や提言に加えて、年金制度のデザインや子ども手当について多くの分析と提言を盛り込んでいる。年金記録問題に対しても、単なる制度執行だけではなく制度設計の面からも問題を指摘しており、今後の改革議論に有用と思われる。

本書の約半分を占める第1章と第2章では、年金記録問題について、著者がまとめた調査結果を読者に提供するとともに、改善に向けた提言を述べている。第1章「日本における年金記録問題」では、年金記録問題を記録漏れ・給付漏れと記録改ざんに区分して論じている。記録漏れ・給付漏れとは、約5000万件という数字が記憶に残る基礎年金番号と結びついていない年金納付記録（以下、未統合記録）を指している。著者は、未統合記録の多くが基礎年金番号導入時に重複を照会する社会保険庁からの葉書に返送しなかった場合に発生していることを指摘した上で、記録漏れ・給付漏れの原因として、関係者によるヒューマンエラーの存在とエラー修正装置の不全、日本全体の慣行を背景とした実務軽視を指摘している。一方の記録改ざんとは、

実態と乖離して行われた年金記録上の給与の引き下げ処理や脱退処理を指している。著者は改ざんの背景として、中小零細企業に対する厚生年金制度適用の難しさやその認識不足、チェック体制の不備を指摘している。

著者は、これらの分析をもとに、加入者への情報提供と加入者参加型のチェック体制、年金実務担当者のモチベーション付与、税金と社会保険料の一体徴収などを今後の対策として提言している。特に加入者参加型のチェックについては、いわゆる住基ネットを活用した行政機関における現住所情報の共用や、社会保障カードを拡張した行政サービス受給者カード（仮称）による情報提供型行政の実現、インターネット経由での年金記録照会の充実によるコスト削減を提案している。

第2章「諸外国における年金記録問題と税・社会保険料の一体徴収」では、第1章の提言をまとめる際に参照された諸外国における状況の詳細を紹介している。アメリカやイギリスなどでは、短時間労働者や低賃金労働者、外国人労働者に関わる未統合記録が多く、アメリカでは加入者や事業主の記入ミスによるものが多いという。また、スウェーデンやアメリカなどでは税と社会保障で共通の番号が用いられており、他の行政業務や民間業務でも用いられている国も多いという。特にスウェーデンでは、行政機関間で現住所情報が共用され、住所変更の届出や把握の仕組みが整備されている。

本書の刊行以後も年金記録問題への対応は進められている。例えば、住基ネットの活用が進み、2011年7月から受給者の住所変更届と死亡届の省略（住基ネットによる自動的な把握）が実施され、被保険者についても住民票コードの把握が進む予定である。また2011年2月にはインターネット経由での記録照会が「ねん

「きんネット」に衣替えされ、同年秋からは本人が指定した前提で年金見込額を試算できるようになる計画である。

著者も述べているように、日本全体に実務を軽視する風潮があることが、この問題の最大の背景と思われる。特に、社会保険事務のコストが割高になる中小零細企業に大企業を想定した事務フローを適用した行政のミスが年金記録改ざんの背景になったという本書の指摘は、厚生年金の適用拡大や一元的な所得比例年金の導入などの議論にも参考となろう。

著者は具体策の1つとして税と社会保険料の一括徴収を提案している。確かにコストが低下し記録の改ざんは減ると思われるが、事業主や役員の記録改ざんの原因となった「社会保険倒産」リスク自体は残ることになる。さらに適用拡大や一元化となれば事務と資金の両面でコストがかさみ、「社会保険倒産」リスクが増大する可能性がある。これらの議論の際は、あるべき姿と同時に事務コストも考慮する必要があろう。

また著者は、ネットでの照会を中心とした加入者参加型のチェックを提言している。確かに、ネット照会は低コストであり、自分の知りたいときに確認できるメリットがある。しかし、加入者の能動的な行為に依存しており、年金に関心があっても目前の生活の優先順位が高く行動に移せない加入者や無関心者には、情報が伝わらない。加えて、能動的な行動をとらない加入者こそ老後設計に対するリテラシーが低く、記録確認や情報提供の必要性が高い可能性がある。ネット照会で能動的な加入者に対するコストを抑えつつ、電子メールで更新を知らせたり、一定期間アクセスがない加入者に確認を促したり、それでも確認行為がない加入者には記録確認のサンプル調査を行うなど、受動的な加入者への積極的な関わりあいが必要ではなかろうか。

諸外国の例を見ると、番号制や一体徴収、加入者参加型のチェックが整備されているアメリカなどでも、短時間労働者などで記入ミスや転居先の不明による未統合記録が多いのが注目される。非英語圏諸国では情報収集が困難との記述もありスウェーデンでの記録問題の有無が定かではないが、現住所確認の充実が事務適正化のヒントとしてうかがわれよう。

第3章「基礎年金の見直し」では、(1) 社会保険方式と税方式の長所短所の整理、(2) 新たな税方式化の

提示と負担変化の粗い試算、(3) 民主党が掲げる最低保障年金案の改良案の提示、を行っている。2008年の社会保障国民会議が純粋な税方式と社会保険方式を比較したのに対し、著者は社会保険方式をとりつづき負担が混在している現行制度と、税方式とを比較している点で、読者に適切な情報を提供しているといえよう。

税方式化に伴う負担変化については、国民会議は、勤労者家計では消費税負担の増加額が基礎年金分の保険料（本人負担分）の軽減額を上回って負担純増、企業では基礎年金分の保険料（事業主負担分）の軽減のみで負担純減と結論づけていた。これに対し著者は、保険料軽減分の全額を本人負担分に還元し、企業負担分は税方式化の前後で変えないという別案を提示し、勤労者家計でも負担純減となる試算結果を示した。また別案の採用により、今後の本人負担の保険料が現行制度を継続した場合よりも抑えられるため、給付と負担の関係における世代間のアンバランスが改善されることも示している。

税方式に対しては企業のメリットが大きいという批判があり、これを修正しつつ世代間の問題も改善させるという著者の提言は大変興味深い。ただ、世代間の問題については本人負担分のみを負担と捉えているのが気に掛かる。従来は、厚生労働省が本人負担分のみを負担と捉えて試算を示してきたのに対し、著者を含む研究者の多くが本人負担分と事業主負担分の合計を負担と捉えて論じてきた。今回の視点変更について、著者のコメントがなかったのが残念だった。

著者の最低保障年金案は、移行時点の加入者や受給者の円滑な移行を模索したものである。熟考されたいくつかの移行措置の組み合わせとなっているが、一番のポイントは、保険料の納付実績に関わりなく、全員が国庫負担割合分の基礎年金拠出実績を有するとみなして最低保障年金に反映する点だと思われる。単純な移行を考える場合、旧制度への加入実績は旧制度の給付にのみ反映すると考えるのが自然だろう。また、最低保障年金は所得比例年金の補足が目的であり、旧制度の給付との組み合わせを考える必然性はないと思われる。ただ、このような割り切った分かりやすい制度設計は、現実には国民の反感を買う恐れがある。著者案のように、旧制度の受給者にも新制度のメリットを享受させたり、そのために旧制度の加入実績を新制度分とみなすなどの配慮が必要になる。著者案は旧制度

加入者に配慮しつつ配慮に必要なコストを抑えている点が特長であるが、いささか分かりにくい感がある。今後、著者の案を1つの参考にして、配慮とコスト、さらに分かりやすさのバランスについて議論が進むことを期待したい。

第4章「年金の2009年財政検証に寄せて」では、基礎年金以外の年金制度に関する提言をまとめた章である。この章では、(1) 現役の名目・実質手取り賃金下落に合わせて年金額を実質的に引き下げる、(2) 年金給付水準の示し方を多様化し「モデル年金」という用語の使用を停止する、(3) 財政検証の前提を長期的に使用しうるものにする、(4) 財政検証で正規就労者と非正規就労者を区分して推計する、(5) 超党派の年金改革円卓会議（仮称）を設置して政治的妥協も辞さずには合意形成する、(6) 民主党の改革案には複数の実務上の高いハードルがある、(7) 年金数理部局の独立・中立化に対する民主党の姿勢が不明である、などが述べられている。

著者の主張はいずれも正論と思われるが、読者としては各節のもう一段踏み込んだ記述や各節の関連、問題の軽重なども記載があれば、より理解しやすかったように思う。例えば、バランスシートの作成が必要との指摘があるが、そこから考えられる改革の方向性などを知りたかった。

また給付水準の示し方についてもさらに踏み込んだ記述が欲しかった。多様な表示が必要になる原因には、(1) 個々人の基礎年金と報酬比例部分の比率の違い、(2) 基礎年金と報酬比例部分に対するマクロ経済スライドの影響の違いなどがある。個人にとっては、表示パターンを多様化しても例にすぎないため、ねんきん定期便やねんきんネットなどで各人の見通しを示す方が有用ではなかろうか。また給付水準の表示には、制度改革議論において制度改革の影響を示す用途があり、所得代替率の絶対水準よりも改正前後の相対的な差が重要であると思われる。この用途では、基礎年金と報酬比例部分の各増減率を示し、両者の組み合わせによって起こりうる増減率の最大値と最小値、あるいは分布を示す方が有用ではなかろうか。

第5章「子ども手当の導入効果」では、民主党が提示した子ども手当等の政策が家計に与える影響を論じている。既存研究が複数の代表的な世帯構成を想定した推計にとどまっているのに対し、著者は静的なマイクロシミュレーションによって必要財源の総額や政策効果の分布、現実的な影響を示している点が貢献といえよう。推計の結果、(1) 子ども手当満額支給の場合で約4.0兆円、半額の場合で約1.3兆円の財源不足が発生する、(2) 満額ケースで38%、半額ケースで35%の世帯が所得純増となる、(3) 既存研究が与える印象と異なり、必ずしも共働き世帯が有利ではないなどの結論を得ており、分布を考慮することの重要性を認識させられる。また、年金をきっかけに本書を手にした読者には、老年者控除復活と公的年金等控除の最低額引き上げに3000億円の減税効果があるなど、高齢世帯に関する推計結果も興味深い。

本書は、現時点の研究成果としてまとめられた政策提言の書である。著者が「現時点の」と明示した背景には、政権交代が起き年金改正論議が始まらんとするときに、現行制度および民主党案に対する著者の分析結果やアイディアを世の中に提示したかったという思いがあるように思われる。

また本書には著者の提言が多数盛り込まれているが、年金記録の相互チェック体制や最低保障年金における既存受給者への配慮に代表されるように、その根底には制度に対する国民の理解や納得感を重視する考え方があるように思われる。

評者が学部生として年金研究に関わり始めたとき、著者の「年金改革の構想：大改正への最終提言」（日本経済新聞社、1992年）に接した。著者はこの本の終章で、労使が年金改革について合意し年金を政争の具としないことを提案していた。それから約20年が過ぎた今、党派を超えた合意形成に注目が集まっている。国民の理解が深まり、納得が得られる改革が成功することを期待したい。

（なかしま・くにお ニッセイ基礎研究所  
主任研究員）

## 『季刊社会保障研究』執筆要項

### 1. 原稿の分量

原稿の分量は原則としてそれぞれ下記を上限とします。図表については各1つにつき200字に換算するものとします。

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| (1) 論文：16,000字    | (4) 判例研究：12,000字 |
| (2) 研究ノート：16,000字 | (5) 書評：6,000字    |
| (3) 動向：12,000字    |                  |

### 2. 原稿の構成

#### (1) 見出し等

本文は、必要に応じて節、小見出しなどに分けてください。その場合、I II III … → 1 2 3 … → (1) (2) (3) … → ①②③…の順に区分し、見出しを付けてください。

#### (2) 注釈

注釈を付す箇所に上付きで1) 2) …の注釈番号を挿入し、注釈文などは本文末尾に一括して記載してください。  
注釈番号は論文末までの通し番号としてください。

#### (3) 参考文献

- 論文の末尾に参考文献を列挙してください。表記の方法は下記を参考にしてください。

天川 晃 (1986) 「変革の構想—道州制の文脈」 大森 彌・佐藤誠三郎『日本の地方政府』 東京大学出版会。

毛利健三 (1990) 『イギリス福祉国家の研究』 東京大学出版会。

本澤巳代子 (1991) 「ドイツの家族機能と家族政策」『季刊社会保障研究』 Vol.27, No.2.

Ashford, Douglas E. (1986) *The Emergence of the Welfare State*, Basil Blackwell.

Heidenheimer, A. (1981) "Education and Social Entitlements in Europe and America", in P.Flora and H.Heidenheimer eds., *The Development of Welfare state*, Transaction Books.

Majone, G. (1991) "Cross-National Sources of Regulatory Policy Making in Europe and the United States", *Journal of Public Policy*, Vol.11, Part1.

- インターネットのサイトを引用する場合は、そのページのタイトル、URL、および最終確認日を明記してください。

(例) United Nations Development Programme (2010) Human Development Report 2010,

<http://hdr.undp.org/en/reports/global/hdr2010/> (2010年10月5日最終確認)

### 3. 引用方法

本文または注釈において、ほかの文献の記述を引用する、または、参照する場合は、その出典を以下のように引用文の末尾に亀甲括弧で明記してください。この場合、当該引用文献を論文末尾に参考文献として必ず挙げてください。

(例) … [西尾 (1990), p.45] … [Derthick (1991), p.91]

… [平岡 (1990), pp.57-59] … [McCurdy (1991), pp.310-311]

ただし、本文中における、ほかの文献の引用または参照について、その出典を注釈で示す場合は、亀甲括弧は必要ありません。

(例) 1) 西尾 (1990), p.45

また、注釈などで、参考文献として列挙しない文献を挙げる場合は、上記の参考文献の表記に準じてその著者名、著書・論文名、頁などを記載してください。

(例) 1) 西尾勝 (1990) 『行政学の基礎概念』 東京大学出版会, p.45。

### 4. 表記

#### (1) 年号

原則として西暦を用いてください。元号が必要な場合は西暦の後に括弧書きで挿入してください。ただし、元号を用いることが慣例となっている場合はその限りではありません。

#### (2) 敬称

敬称は略してください。

(例) 宮澤健一教授は→宮澤は 貝塚氏は→貝塚は

### 5. 図表

図表にはそれぞれ通し番号および表題を付け(例参照)、出所がある場合は必ず明記してください。図表を別ファイルで作成した場合などは、論文中に各図表の挿入箇所を指定してください。

(例) <表1>受給者数の変化 <図1>社会保障支出の変化

### 6. 原稿の提出方法など

#### (1) 原稿の提出方法

投稿論文を除き、本誌掲載用の原稿は原則としてデータファイルを電子メールに添付する方法で提出してください。ファイル容量などの理由により、電子メールに添付する方法での提出が困難な場合は、CD-Rなどの媒体に記録の上、郵送で提出してください。また、当方で受信したファイルの読み込みができない、あるいは、特殊文字の認識ができないなどの場合には、紙媒体による原稿の提出をお願いすることができますので、その際にはご協力ください。

原稿のデータファイルが存在しない場合は、紙媒体の原稿を郵送にて提出してください。

#### (2) 図表について

図表を別ファイルで作成している場合は、当該図表ファイルも提出してください。提出方法は、原稿の提出方法と同様です。データファイルが無い場合は、図表を記載した紙媒体の資料を郵送してください。

#### (3) 投稿論文の提出方法

投稿論文については、『季刊社会保障研究投稿規程』に従い、紙媒体に印字したものを郵送により提出してください。審査を経て採用が決定した場合には、前2項に従って当該論文のデータファイルを提出していただくことになります。

## 季刊社会保障研究

第47巻 第2号 (2011年9月刊行) 特集：雇用と産業を生み出す社会保障

### バックナンバー

第47巻 第1号 (2011年6月刊行)	特集：第15回厚生政策セミナー「暮らしを支える社会保障の構築—様々な格差に対応した新しい社会政策の方向—」
第46巻 第4号 (2011年3月刊行)	特集：人々の暮らしと共助・自助・公助の実態 —「社会保障実態調査」を使った分析—
第46巻 第3号 (2010年12月刊行)	特集：医療・介護政策に関する実証的検証
第46巻 第2号 (2010年9月刊行)	特集：最低生活保障のあり方：データから見えてくるもの
第46巻 第1号 (2010年6月刊行)	特集：年金制度の経済分析 —不確実性やリスクを考慮した分析の展開—
第45巻 第4号 (2010年3月刊行)	特集：児童虐待の背景と新たな取り組み
第45巻 第3号 (2009年12月刊行)	特集：看護・介護サービスとケア従事者の確保
第45巻 第2号 (2009年9月刊行)	特集：ホームレスの実態と政策課題
第45巻 第1号 (2009年6月刊行)	特集：社会保障と契約
第44巻 第4号 (2009年3月刊行)	特集：第13回厚生政策セミナー「新しい社会保障の考え方を求めて—医療・介護等の分野へ、準市場・社会市場からのアプローチと検証—」
第44巻 第3号 (2008年12月刊行)	特集：「格差」社会と所得再分配
第44巻 第2号 (2008年9月刊行)	特集：障害者の自立と社会保障
第44巻 第1号 (2008年6月刊行)	特集：「準市場」と社会保障
第43巻 第4号 (2008年3月刊行)	特集：介護保険における介護施設サービスのあり方
第43巻 第3号 (2007年12月刊行)	特集：多様化する「子育て支援」の在り方をめぐって
第43巻 第2号 (2007年9月刊行)	特集：外国人労働者の社会保障

### 季刊社会保障研究 投稿規程

1. 本誌は社会保障に関する基礎的かつ総合的な研究成果の発表を目的とします。
2. 本誌は定期刊行物であり、1年に4回（3月、6月、9月、12月）発行します。
3. 原稿の形式は社会保障に関する論文、研究ノート、判例研究・評釈、書評などとし、投稿者の学問分野は問いません。どなたでも投稿できます。ただし、本誌に投稿する論文等は、いずれも他に未投稿・未発表のものに限ります。
4. 投稿者は、審査用原稿1部とコピー1部、要旨2部、計4部を送付して下さい。
5. 採否については、編集委員会のレフェリー制により、指名されたレフェリーの意見に基づいて決定します。採用するものについては、レフェリーのコメントに基づき、投稿者に一部修正を求めることがあります。なお、原稿は採否に関わらず返却しません。
6. 原稿執筆の様式は所定の執筆要項に従って下さい。
7. 掲載された論文等は、他の雑誌もしくは書籍または電子媒体等に収録する場合には、国立社会保障・人口問題研究所の許諾を受けることを必要とします。なお、掲載号の刊行後に、国立社会保障・人口問題研究所ホームページで論文等の全文を公開します。
8. 原稿の送り先、連絡先——〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3  
日比谷国際ビル6F  
国立社会保障・人口問題研究所総務課業務係  
電話 03-3595-2984 FAX 03-3591-4816

---

海外社会保障研究 No.175目 次

---

## 特集：高齢女性の所得保障：年金を中心に

- 特集の趣旨 ..... 落合 恵美子  
スウェーデンにおける女性高齢者の所得保障：年金を中心に · 齋藤 弥生  
イギリスにおける高齢女性の所得保障  
—年金における「女性の貧困リスク」への対応— ..... 平部 康子  
アメリカにおける高齢女性と所得保障  
—年金を中心として— ..... 杉本 貴代栄  
ドイツにおける高齢女性の所得保障：年金を中心に ..... 森 周子  
フランスの高齢女性と年金  
—なぜフランスの女性は貧困なのか— ..... 神尾 真知子  
韓国における年金制度と女性—後発国の文脈から— ..... 金 成垣

〈「諸外国の就学前教育・保育サービス—子どもの『育ち』を保障する社会のしくみ」—に関する投稿論文〉

※論文：アメリカにおける保育の質と児童の利益

- 行政規制をめぐる判例を手がかりとして— ..... 常森 裕介  
(※公募)

## 動向

- 日本とフランスにおける若年就業問題 ..... 酒井 正

## 書評

- 金成垣編著『現代の比較福祉国家論—東アジア発の新しい理論構築に向けて』  
..... 田中 拓道  
小林昌之編『アジア諸国の障害者法—法的権利の確立と課題—』  
..... 漆原 克文
-

**編集後記**

先進諸国においても、貧困や格差といった問題が深刻化しつつある。日本では、社会保障財政が逼迫するなか、単身人口の増大による孤独死や医療供給体制の不均衡による健康格差等、従来の社会保障が制度が想定してこなかった新たな社会的・経済的风险に人々が晒されつつある。さらに、今年3月に東日本を襲った震災は、こうしたリスクの深刻さを再認識させる契機となった。今年1月に開催された厚生政策セミナーが、私たち日本人一人一人がこうした新たなリスクを考え行動する第一歩となることを願ってやまない。

(H.N.)

**【お詫びと訂正】**

季刊社会保障研究46巻4号に誤字がございましたので、お詫びし訂正いたします。

裏表紙 (誤) KENJI SHIMADA (正) KENJI SHIMAZAKI  
449 ページ (誤) 菊池英明 (正) 菊地英明

**編集委員長**

西村周三（国立社会保障・人口問題研究所長）

**編集委員**

岩田正美（日本女子大学教授）

岩井紀子（大阪商業大学教授）

小塩隆士（一橋大学経済研究所教授）

菊池馨実（早稲田大学教授）

新川敏光（京都大学教授）

永瀬伸子（お茶の水女子大学教授）

橋本英樹（東京大学教授）

高橋重郷（国立社会保障・人口問題研究所・副所長） 黒田有志弥（同研究所・社会保障応用分析研究部研究員）

松本勝明（同研究所・政策研究調整官）

東修司（同研究所・企画部長）

勝又幸子（同研究所・情報調査分析部長）

金子能宏（同研究所・社会保障基礎理論研究部長）

阿部彩（同研究所・社会保障応用分析研究部長）

**編集幹事**

川越雅弘（同研究所・企画部第1室長）

野口晴子（同研究所・社会保障基礎理論研究部第2室長）

西村幸満（同研究所・社会保障応用分析研究部第2室長）

佐藤格（同研究所・社会保障基礎理論研究部研究員）

菊池潤（同研究所・社会保障応用分析研究部研究員）

**季刊**

**社会保障研究 Vol. 47, No. 1, Summer 2011 (通巻192号)**

平成23年6月25日発行

**編集**

国立社会保障・人口問題研究所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号

日比谷国際ビル6階

電話 (03) 3595-2984

<http://www.ipss.go.jp>

**発行**

株式会社毎日学術フォーラム

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋1丁目1番1号

パレスサイドビル9F

電話 (03) 6267-4550 / FAX (03) 6267-4555

**印刷**

株式会社アーバン・コネクションズ

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷3丁目27番11号

祐真ビル新館12階

電話 (03) 5467-4721 / FAX (03) 5467-4722